

変更 記事		京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
		ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO.1 37 枚の内		NO. 枚の内
		表紙・図面目録	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和 8年 3月	維持工事課		

京都市大受市営住宅修繕工事 ただし、2号棟外壁改修その他工事

図面目録

番号	名称	番号	名称
01	表紙・図面目録	23	ピロティ改修図 3 (平面図・断面展開詳細図)
02	改修工事特記仕様書 1	24	ピロティ改修図 4 (天井伏図)
03	改修工事特記仕様書 2	25	ピロティ改修図 5 (天井伏図)
04	改修工事特記仕様書 3	26	屋外階段改修図
05	改修工事特記仕様書 4	27	建具配置図・建具表 1
06	改修工事特記仕様書 5	28	建具配置図・建具表 2
07	改修工事特記仕様書 6	29	屋上平面図
08	付近見取図・配置図	30	屋上断面詳細図
09	整備項目 1	31	外壁補修数量表
10	整備項目 2	32	仮設計画図 (参考)
11	平面図 1	33	テレビ共同受信設備 特記事項
12	平面図 2	34	西棟南面テレビ共同受信設備系統図 1 (西棟)
13	平面図 3	35	東棟南面テレビ共同受信設備系統図 2 (東棟)
14	立面図 1	36	テレビ共同受信設備 屋上階平面図・立面図 1 (西棟)
15	立面図 2	37	テレビ共同受信設備 屋上階平面図・立面図 2 (東棟)
16	廊下・バルコニー改修図 1 (断面詳細図)		
17	廊下・バルコニー改修図 2 (展開図)		
18	EVホール・階段室改修図 1 (平面図)		
19	EVホール・階段室改修図 2 (天井伏図)		
20	EVホール・階段室改修図 3 (断面展開詳細図)		
21	ピロティ改修図 1 (平面図・断面展開詳細図)		
22	ピロティ改修図 2 (平面図・断面展開詳細図)		

京都市大受市営住宅修繕工事 ただし、2号棟外壁改修その他工事		設計図		発注図
改修工事特記仕様書 1	設計	NO.2 / 37 枚の内	令和 8年 3月	
京都市住宅供給公社 維持工事課	設計変更	NO. / 枚の内	令和 年 月	

改修工事特記仕様書

本工事は以下の対象工事である。(○印の付いたものを適用する。)
 ○通期の週休二日工事 (発注者指定方式)
 ○建設キャリアアップシステム試行工事 (受注者希望方式)
 ・情報共有システム試行工事 (発注者指定方式)
 ・余裕期間制度適用工事 (発注者指定方式)

I. 工事概要

1. 工事名 京都市大受市営住宅修繕工事
 ただし、2号棟外壁改修その他工事

2. 工事場所 京都市伏見区石田大受町50番地

3. 工期 年 月 日 まで
 ・契約の日の翌日から令和 年 月 日 まで
 ・契約の日の翌日から〇〇か月以内
 ○着工命令の日から8か月以内

※以下の箱書きは余裕期間制度を適用した場合に記載する。
 本工事は下記の余裕期間を適用した工事であり、発注方式は発注者が工事の始期を指定する「発注者指定方式」とする。※①又は②を選択

① 工期：令和 年 月 日 から令和 年 月 日 日まで
 余裕期間：契約の日の翌日から令和 年 月 日 日まで

② 工期：着工命令の日から 月 日 以内(着工命令の予定日は令和 年 月 日)
 余裕期間：契約の日の翌日から着工命令の日の前日まで

なお、低入札価格調査等により、上記の工期の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

(工期には、完成検査及び手直しの必要がある場合に要する期間並びに揮発性有機化合物の室内濃度測定を行う場合の養生期間等を含む。また、契約期限内に完成検査に合格しなければならない。ただし、本公社の都合により契約期限内に完成検査が実施できない場合には、工事請負契約書第34条第1項に規定する通知の日から起算して14日以内に完成検査を実施することができるものとするが、年度内を契約工期とする工事については、年度末日までに完成検査に合格しなければならない。)

概成工期 令和 年 月 日
 概成工期 工期の末日の 日前(休日含む)
 ※概成工期は公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)第1章第1節1.1.2(ヌ)による。

4. 関連工事等の調整
 本工事とは別契約の関連工事等(以下「関連工事等」という。)は次のとおりである。受注者は監督員が行う調整に協力し、当該工事関係者とともに関連全体の円滑な施工に努める。
 ・電気設備工事 (ただし、仮設用及び工用は本工事に含む。)
 ・空調衛生設備工事 (同 上)
 ・その他 (同 上)
 上記のほか、工事区分表による。(1.1.7) <1.1.7>

5. 工事種目
 ・外壁改修工事
 ・防水改修工事
 ・塗装改修工事
 ・BS、CSアンテナ移設復旧工事
 ・その他改修工事

6. その他
 ※ 受注者は、監督員と共に入居者への工事説明会を開催し、工事説明会終了後に着工する。ただし、自治会と協議のうえ、工事説明会を開催するか決定する。また、開催しない場合は、入居者への工事説明資料配布後、周知期間を十分に確保した後に着工する。
 なお、受注者は、工事説明資料の作成及び資料配布に協力し、工事説明会に同席する。
 ※ 本工事の型枠材料については、熱帯木材の保護の見地から、型枠合板については複合型枠合板(心材針葉樹材)の使用に努める。
 ※ 本工事の施工に当たり、別に定めるシックハウス対策を行うほか、積極的に室内換気に努め、VOC等の放散を図る。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	①. 関係法令等の遵守	工事の施工に当たっては、工事請負契約書、京都市住宅供給公社契約事務要綱、京都市契約事務規則、建築基準法、建設業法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他関係法令を遵守する。(1.1.13) <1.1.13>
	②. 適用	1 この特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、以下を適用する。 (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)」(以下「改修標準仕様書」という。) (2) 公共住宅事業者等連絡協議会「公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)」(以下「共通仕様書」という。) (3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)」(以下「標準仕様書」という。) (4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(以下「解体共通仕様書」という。) また、本工事に電気設備工事及び機械設備工事を含む場合は、それぞれ当該工事の標準仕様書等を適用する。 2 適用範囲 (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印のない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印が両方付いている場合は、共に適用する。 (3) () 内表示番号は改修標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 [] 内表示番号は共通仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 < > 内表示番号は標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 《 》内表示番号は解体共通仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 (4) 設計図面に規定する事項は、受注者の責任において履行するものとする。

章	項目	特記事項
	③. 優先順位	設計図書の優先順位は次のとおりとする。 1 質問回答書(以下に対するもの) 2 特記仕様書 3 設計図面 4 改修標準仕様書・標準仕様書 5 共通仕様書 6 解体共通仕様書 7 鉄筋コンクリート工事標準図、鉄骨工事標準図
	④. 覚書の締結	本工事において、周辺住民等との間に覚書等が締結された場合は、その締結事項を遵守する。
	⑤. 設計変更	工事内容の変更に伴う請負代金額の変更は、原則として次の式により求め、千円未満切捨てとする。 (変更後)請負工事価格 = (変更後)設計工事価格 × ((当初)請負工事価格 / (当初)設計工事価格) なお、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び負担金等は上記算式中「(当初)請負工事価格 / (当初)設計工事価格」の値の算定に含めないものとし、設計変更により追加する場合は、これらの費用に上記算式中「(当初)請負工事価格 / (当初)設計工事価格」の値を乗じない。 また、請負工事価格とは請負代金額から消費税等相当額を減じた額とする。 上記適用を受けない場合は、「京都市都市計画局『公共建築工事算算基準』等の補足」第1編第3章2(都市計画局都市企画部都市総務課ホームページ https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html)を参照のこと。
	⑥. 契約の保証	契約保証額は、原則として下記のとおりとする。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合は「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」による。 ※保証額は請負代金額の10分の1以上とする。 ・保証額は請負代金額の10分の3以上とする。(WTO政府調達協定対象工事) ・保証額は請負代金額の10分の3以上とする。(契約の保証は、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)とする。 ・保証の免除
	7. 低入札価格調査制度	1 「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」第5条に基づく調査対象者(以下「調査対象者」という。))は、同要領第7条に定める調査項目に関する資料を契約担当課に提出しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項については同要領に定めるものとし、調査対象者はこれに誠意をもって対応しなければならない。 3 調査対象者が受注者となった場合には、本工事において、次に掲げる事項に対応しなければならない。 (1) 施工計画書の内容のヒアリング 特記仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (2) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合は施工体制台帳を作成し、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (3) 施工段階ごとの工事報告書の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、監督員の求めに応じて施工段階ごとの工事報告書を提出しなければならない。施工段階ごとの工事報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (4) 安全点検実施報告書の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、監督員の求めに応じて、仮囲い、掘削、足場、火災予防及び建設公害防止等について安全点検を実施し、安全点検実施報告書を提出しなければならない。 また、安全点検実施報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 ④. 請負代金の支払条件 請負代金の支払条件は原則として下記のとおりとする。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合の前払金及び中間前払金の取扱については、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」及び「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」による。 1 前払金 ・前払金の支払いは行わない。 ※ 請負代金額の[40]%以内 2 中間前払金及び部分払 中間前払金及び部分払については、いずれか一方を受注者が選択する。ただし、予定価格が300万円未満の工事については、中間前払金は選択できない。 それぞれの内容については下記のとおりとする。 (1) 中間前払金の場合：請負代金額の[20]%以内 中間前払金の支払いは、受注者からの請求により、本公社が同要綱に掲げる要件の全てに該当したことを確認したうえで行う。 (2) 部分払の場合：[1]回以内 3 完成後 ⑤. 工事保険 工事的目的物及び工事材料(支給材料を含む。)等を対象とする建設工事保険又は組立保険に加え、第三者に対する対人・対物事故による法律上の損害賠償を負担できる請負業者賠償責任保険に加入し、その「証券の写し」又はこれに代わるものを監督員に提出する。保険期間は、契約工期の開始日又は監督員との協議により定めた日から工事的目的物の引渡しの日までとする。ただし、機械器具設置工事等の組立保険期間は、保険の対象物が発生する日から工事の目的物の引渡しの日までとすることができる。 なお、団体保険等に付している場合については、上記「証券の写し」又は保険会社が発行する証明書(保証内容等の必要な情報が確認できるものに限る。)に加え、当該保険に加入している団体等へ受注者が加入していることを証明する書類(「工事保険加入証明書」という。)を監督員に提出する。

章	項目	特記事項
	⑦. 法定外の労災保険	受注者は法定外の労災保険に加入しなければならない。 法定外の労災保険とは、国の労働者災害補償保険(労災保険)の給付に上乗せして保険金を給付する保険をいう。
	⑧. 資材及び労務の調達	本工事の施工に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務の調達に努める。
	⑨. 各種調査等	受注者は、本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となったときは、調査書類の作成等に協力する。
	⑩. 建設業退職金共済制度(建退共制度)	受注者は、本工事に関わる現場雇用労働者(下請負者が雇用する労働者を含む。)の退職金制度について把握に努める。また、下請契約を締結する際には、下請負者に対して本制度の周知徹底を図る。 建設業退職金共済制度対象労働者(下請負者が雇用する労働者を含む。)を雇用する場合については、以下の1~3に注意し適切に運用し、また、予定価格(税込)が1,000万円以上の工事については、4及び5の書類を監督員に提出又は提示する。 その他、制度、様式等は「建設業退職金共済事業本部ホームページ(http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp)」を参照する。 1 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、証紙貼付方式及び電子申請方式のいずれかを選択する。 2 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識(シール)を、工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示する。 3 下請負者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は、受注者がその事務を代行する。 4 掛金収納書(証紙貼付方式による場合は掛金収納書提出用台紙に貼付)を工事請負契約締結後原則1か月以内(電子申請方式による場合は、工事請負契約締結後原則40日以内)に監督員に提出する。なお、必要に応じて「建退共証紙購入等計画書」の提出を求められることがある。 5 工事完成時、「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」を監督員に提出し、次の書類を提示する。 (1) (証紙貼付方式による場合)工事別共済証紙受払簿 (2) (電子申請方式による場合)被共済者就労状況報告書、掛金充当書 請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)(一般財団法人日本建設情報総合センター)により工事情報を登録(仮登録)し、オンライン上で監督員の確認を受けた後、次に示す期間内(休日を除く。)に登録申請(本登録)を行い、登録されたことを証明する資料を監督員へ提示する(提示方法は、システムから監督員へのメール送信による)。 1 工事受注時 契約工期の開始日から10日以内 ※余裕期間制度を設定した場合は以下に書き換える [契約の日の翌日から10日以内] 2 登録内容の変更時 配置技術者の変更又は変更契約締結後10日以内 3 工事完成時 工事完成後10日以内 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。(1.1.4) <1.1.4>
	⑪. 工事実績情報の登録	
	⑫. 週休二日工事	1 発注方式 ・月単位の週休二日 ・発注者指定方式 ・受注者希望方式 ※発注方式にかかわらず通期の週休二日は必須とする。 ○通期の週休二日 発注者指定方式 2 発注方式が受注者希望方式による場合、受注者は、週休二日工事実施意向届出書を監督員に提出する。その際に月単位の週休二日の実施を希望しない場合であっても、本工事に係る関連工事等の週休二日の達成に協力すること。 3 受注者は、契約工期開始後、速やかに現場閉所の予定日等を記載した実施工程表(マスター工程表)を監督員に提出し、工事中においては、三週工程表など工程を記録した書類に現場閉所日を記載し監督員に提出する。 4 受注者は、週休二日工事である旨を仮囲い等労働者の見やすい場所に掲示する。 5 受注者は、月単位の週休二日を実施する場合は、月ごとに達成状況を監督員に報告し、通期の週休二日を実施する場合は、通期の達成状況を監督員に報告する。 6 月単位の週休二日が未達成の場合は、労務費補正金を減額変更する。 7 その他、詳細については、下記ホームページに掲載の「京都市住宅供給公社週休二日工事実施要領」を参照すること。(https://www.kyoto-jkoshu.or.jp/bid/vendor/)
	⑬. 建設キャリアアップシステム(CCUS)	1 受注者は、建設キャリアアップシステムを活用する場合、契約締結後速やかに試行の意思を工事打合せ簿により監督員に通知すること。 2 完成検査時に、建設キャリアアップシステムから出力した現場・契約情報等の帳票及び利用状況の写真を監督員に提示し、履行状況を報告すること。 3 その他詳細については、「京都市都市計画局建設キャリアアップシステム試行要領」に基づき取り組むこと。(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000324330.html)
	17. 情報共有システム	1 システム事業者との契約、システムの利用登録、利用料金の支払い等の手続きは、受注者が行うこと。 2 受注者は完成検査後、工事書類の電子データをDVD-R等により提出すること。 3 その他詳細については、「京都市都市計画局情報共有システム試行要領」に基づき取り組むこと。(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000296792.html)
	18. 余裕期間制度	1 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。 2 受注者は、余裕期間内において、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等を含め工事に着手してはならない。 なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 3 その他詳細については、「京都市都市計画局フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領」に基づき工事を実施すること。(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html)



章	項目	特記事項										
㉑	産業廃棄物処理関係	1 受注者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及びその関係法令のほか、「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」を遵守しなければならない。 2 受注者は、前項に掲げる各法令等の趣旨を踏まえ、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、再利用できる場合は当該方法による処理、処分方法を採用するとともに、原則として自ら行い、同指針1.2(10)に規定する排出事業者として、同指針2.1の責務を負っていることを十分に認識し、信義に従って誠実に対応しなければならない。 3 受注者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理状況を明らかにするため、施工計画書に産業廃棄物処理の計画について記載するほか、廃棄物処理委託契約書、処分業許可証及び収集運搬業許可証の各写しを監督員に提出し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示する（電子マニフェストの場合は受渡確認表を提示）。 4 この特記仕様書に反して当該契約の産業廃棄物が処理された場合は、受注者に対して必要な措置を命じることがある。このとき受注者は、速やかに指示に従わなければならない。										
㉒	建設副産物に関する取扱い	1 受注者は、請負代金額が100万円以上（請負代金額の変更があった場合を含む。）の工事を施工する場合、契約締結後速やかにコブリス・プラスによる再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出する。 2 受注者は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第9条又は建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（以下「指定副産物省令」という。）第8条における揭示の対象となる工事については、現場揭示用の再生資源利用（促進）計画書を工事現場の見やすい場所に掲示する。 以下のいずれかに該当する場合に揭示が必要 <table border="1"> <tr> <td>搬入</td> <td>1 土砂 500 m³以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 砕石 500 t以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 加熱アスファルト混合物 200 t以上</td> </tr> <tr> <td>搬出</td> <td>1 土砂 500 m³以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 C o塊、A s塊、建設発生木材の合計が200 t以上</td> </tr> </table> 3 500 m ³ 以上の建設発生土を搬出する工事は、指定副産物省令に基づく確認結果票を作成し、当該計画書と併せて提示する。 4 受注者は、工事完成後速やかに、コブリス・プラスによる再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出する。対象工事は、請負代金額が100万円以上（請負代金額の変更があった場合を含む。）の全ての工事とする。	搬入	1 土砂 500 m ³ 以上		2 砕石 500 t以上		3 加熱アスファルト混合物 200 t以上	搬出	1 土砂 500 m ³ 以上		2 C o塊、A s塊、建設発生木材の合計が200 t以上
搬入	1 土砂 500 m ³ 以上											
	2 砕石 500 t以上											
	3 加熱アスファルト混合物 200 t以上											
搬出	1 土砂 500 m ³ 以上											
	2 C o塊、A s塊、建設発生木材の合計が200 t以上											
㉓	資材の再資源化等に関する取扱い	1 本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の対象工事である場合は、以下の書類を監督員に提出する。 (1) 同法第12条第1項の規定で定める説明書（契約締結前に提出） (2) 同法第13条及び省令第4条に基づく書面（着工関係書類に添付） なお、届出の記載内容に変更が生じた場合は、同条第2項の規定により、速やかに届出を再提出する。 <table border="1"> <tr> <td>工事の種類</td> <td>対象となる規模</td> </tr> <tr> <td>建築物の解体</td> <td>床面積の合計 80 m²以上</td> </tr> <tr> <td>建築物の新築・増築</td> <td>床面積の合計 500 m²以上</td> </tr> <tr> <td>建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）</td> <td>請負代金額 1億円以上</td> </tr> <tr> <td>その他の工作物に関する工事（土木工事等）</td> <td>請負代金額 5百万円以上</td> </tr> </table> 2 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条の規定に基づく報告書を監督員に提出する。 なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書に必要事項が記載されている場合は省略できる。	工事の種類	対象となる規模	建築物の解体	床面積の合計 80 m ² 以上	建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m ² 以上	建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）	請負代金額 1億円以上	その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金額 5百万円以上
工事の種類	対象となる規模											
建築物の解体	床面積の合計 80 m ² 以上											
建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m ² 以上											
建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）	請負代金額 1億円以上											
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金額 5百万円以上											
22	建設発生土の処理	建設発生土は、原則として下記のとおり処理する。 1 搬出先 ・ 指定地処分 商号又は名称： 所在地： （搬出先へ建設発生土の受領書を求め、監督員に提示する） ・ 場内敷均し 2 建設発生土に係る土壌調査 ・ 土壌調査を実施する。（試料検体数） 搬出先が指定する基準（調査項目及び基準値）による土壌調査を実施する。 また、調査後に以下の資料を監督員に提出する。 (1) 土壌分析結果証明書 (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真 なお、搬出先が「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（以下「土砂条例」という。）第10条に基づく土地の埋立て等の許可（変更を含む。）を必要とする場合は、搬出先の求めに応じ、許可に必要な資料の作成に協力する。 ・ 土壌調査を実施しない。 ただし、搬出先が土壌調査を求めた場合や搬出する土砂等が土砂条例第8条に規定する埋立基準に適合しないおそれがあると認められる場合は、監督員と協議すること。協議のうえ、土壌調査を実施することになった場合は、設計変更の対象とする。										
㉔	発生材の処理等	1 以下の発生材については、監督員の指示する場所に整理し、その調書を監督員に提出のうえ、本公社へ引渡す。（1.3.12）《4.1.1》《5.1.1》《6.1.1》 発生材の種類：※ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有しているもの。 ・ その他（ ） 建具廻り等に用いられているポリサルファイド系シーリング材のうち、昭和47年度以前の製品については、ポリ塩化ビフェニルを有しているおそれがあるため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、本公社監督員の指示した場所に保管する。 2 発生材のうち、特別管理産業廃棄物については、以下のとおり処理する。 発生材の種類：※廃石綿（処理方法は(9.1.1)《6.1.1》による。） ・ その他（処理方法： ） 3 以下の発生材については、現場において再利用又は再生資源化を図ること。 ※ コンクリート										

章	項目	特記事項																														
		※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※ アスファルト ※ 木材 なお、再生資源化を図るものと指定したものは、分別を行い、再生資源化施設等（廃棄物処理法第14条の許可を受けた施設）に搬入し、調書を作成して監督員に提出する。（1.3.12）《1.3.11》																														
		4 石綿の取扱いは、以下のとおりとする。 (1) 石綿の取扱いに当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」等、関係法令等を遵守する。 (2) 解体又は改修工事に当たっては、4(5)に示す石綿の有無にかかわらず、全ての部位及び材料について、事前調査を行い、「解体等工事に係る事前調査説明書面」を監督員に提出する。また、大気汚染防止法第18条の1第6項及び石綿障害予防規則第4条の2第1項に基づき提出したそれぞれの報告書の写しを監督員に提出する。 ア 調査について貸与する図書は、下記による。（ ） イ 分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（最終改正 令和3年12月22日 基発 1222 第17号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこと。 (3) 石綿含有建材の除去等作業を行うに当たり、作業計画書を作成し監督員の承諾を得る。 (4) 石綿含有建材の除去等の作業が終了したときは、その結果を書面で監督員に報告する（特定粉じん排出等作業完了報告書）。 (5) なお、現時点で石綿を含むと想定しているものは、次のアからエのとおりとする。各レベルは、建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を示す。 ア 吹付け石綿（吹付けパーライト、吹付けパーミキュライトを含む） 対象部位及び材料（ ）（レベル1） イ 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材 対象部位及び材料（ ）（レベル2） ウ 石綿含有成形板等 対象部位及び材料（ ）（レベル3） エ 石綿含有仕上塗材（吹付けパーライト、吹付けパーミキュライトを除く） 対象部位及び材料（ ）																														
㉕	建設協力会	工程管理、現場管理（安全衛生、仮設、養生、清掃等）、周辺の道路管理（清掃、事故防止、交通誘導警備員等）等の関連工事等の受注者と共同で処理すべき以下の事項については、当該受注者と協力会を組織して工事の円滑な進行を図り、費用についても全員で負担する。 1 事故防止 2 付近道路及び仮設道路の維持管理 3 その他工事中に発生した問題について、監督員が指示した事項																														
㉖	特定元方事業者の指名	工事の実施に当たり、工事現場の安全を統括的に管理するため、労働安全衛生法第30条第2項に基づき、同条第1項の措置を講ずべき者（以下「統括安全衛生管理義務者」という。）として、特定元方事業者を一人指名する。 ○ 本工事の契約後、本工事の受注者を統括安全衛生管理義務者として指名することについて、同意を求めるとする。 ・ 別途発注する以下の工事の受注者を統括安全衛生管理義務者として指名する予定である。 「 」																														
㉗	施工中の安全確保	1 各種関係法令によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び、建築工事安全施工技術指針を踏まえ、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。（1.3.7）《1.3.7》 2 火気の使用及び火の粉の飛散等火災のおそれのある工事を行う場合は、火気の取扱い、火花等の飛散に十分注意するとともに、火災防止に有効な材料で養生するほか、消火器や水の入った容器を作業場所周辺に配置し、火災防止の徹底を図る。 既存施設を施工する場合、現場代理人はその都度監督員及び防火管理者に場所、時間、方法等について説明を行い、確認を受ける。 3 既存の消防設備等の工事においては、工事中でもできる限り消防設備器具及びシステムが作動する状態を保つように留意する。工事の関係上やむを得ず設備の器具及びシステムの一部を停止又は休止させる場合は、事前に所轄消防署の指導を受ける。																														
㉘	施工中の環境保全等	1 各種関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。 2 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。（1.3.11）《1.3.10》																														
㉙	建設機械	公害の防止に努め、工事に当たっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（最終改正：平成13年4月9日国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械の使用を原則とする。 J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品又はその同等品の使用を原則とし、該当する材料等がない場合はF☆☆☆☆又はその同等品（旧J I SのE0規格品、旧J A SのFC0規格品等）を使用する。																														
30	揮発性有機化合物の室内濃度の測定	改修工事の場合は揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、書面で監督員に報告する。それ以外の工事の場合は、測定し、下記の指針値以下であることを確認したうえで報告する。 ※ 測定に関する計画書（測定方法、分析機関、専門機関等の資料）を作成し、監督員の承諾を受けたうえで測定を行う。（1.7.9）《1.5.10》 <table border="1"> <tr> <td>測定対象室</td> <td colspan="4">※対象室名（ ）</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">・改修室 全室</td> </tr> <tr> <td>測定箇所数</td> <td>室の床面積 A m²</td> <td>A ≤ 50</td> <td>50 < A ≤ 200</td> <td>200 < A ≤ 500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">全測定箇所において、測定対象化学物質の濃度を同時に測定する。</td> </tr> </table>	測定対象室	※対象室名（ ）					・改修室 全室				測定箇所数	室の床面積 A m ²	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500			1	2	3			1	2	4		全測定箇所において、測定対象化学物質の濃度を同時に測定する。			
測定対象室	※対象室名（ ）																															
	・改修室 全室																															
測定箇所数	室の床面積 A m ²	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500																												
		1	2	3																												
		1	2	4																												
	全測定箇所において、測定対象化学物質の濃度を同時に測定する。																															

章	項目	特記事項																																	
		測定は、パッシブ型採取機器を用いて以下の要領で行う。 <table border="1"> <tr> <td>測定方法</td> <td>測定は、パッシブ型採取機器を用いて以下の要領で行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定の準備 ①30分間換気 ②5時間閉鎖 ③原則24時間測定(8時間)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>採取機を設置 採取機を回収</td> </tr> <tr> <td>測定対象化学物質</td> <td>測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。①②③において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定対象化学物質名 厚生労働省指針値(25°Cの場合)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ホルムアルデヒド 0.08 p.p.m以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※トルエン 0.07 p.p.m以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※キシレン 0.05 p.p.m以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※エチルベンゼン 0.08 p.p.m以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※スチレン 0.05 p.p.m以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・アセトアルデヒド 0.03 p.p.m以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・パラジクロロベンゼン 0.04 p.p.m以下</td> </tr> </table>	測定方法	測定は、パッシブ型採取機器を用いて以下の要領で行う。		測定の準備 ①30分間換気 ②5時間閉鎖 ③原則24時間測定(8時間)		採取機を設置 採取機を回収	測定対象化学物質	測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。①②③において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。		測定対象化学物質名 厚生労働省指針値(25°Cの場合)		※ホルムアルデヒド 0.08 p.p.m以下		※トルエン 0.07 p.p.m以下		※キシレン 0.05 p.p.m以下		※エチルベンゼン 0.08 p.p.m以下		※スチレン 0.05 p.p.m以下		・アセトアルデヒド 0.03 p.p.m以下		・パラジクロロベンゼン 0.04 p.p.m以下									
測定方法	測定は、パッシブ型採取機器を用いて以下の要領で行う。																																		
	測定の準備 ①30分間換気 ②5時間閉鎖 ③原則24時間測定(8時間)																																		
	採取機を設置 採取機を回収																																		
測定対象化学物質	測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。①②③において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。																																		
	測定対象化学物質名 厚生労働省指針値(25°Cの場合)																																		
	※ホルムアルデヒド 0.08 p.p.m以下																																		
	※トルエン 0.07 p.p.m以下																																		
	※キシレン 0.05 p.p.m以下																																		
	※エチルベンゼン 0.08 p.p.m以下																																		
	※スチレン 0.05 p.p.m以下																																		
	・アセトアルデヒド 0.03 p.p.m以下																																		
	・パラジクロロベンゼン 0.04 p.p.m以下																																		
㉚	技能士	適用する技能士は、次表による。（1.7.2）《1.5.2》 受注者は、適用する技能士の資格を証明する資料を施工計画書に添付する。また、適用した技能士を変更又は追加する場合は、変更又は追加する技能士の資格を証明する資料を、施工計画書に新たに添付する。 <table border="1"> <tr> <th>工事種別</th> <th>工事細分</th> <th>適用技能士の区分</th> <th>作業内容</th> <th>適用工事</th> </tr> <tr> <td rowspan="7">・防水工事</td> <td>・アスファルト防水</td> <td rowspan="7">1級防水施工技能士</td> <td>(アスファルト防水工事業)</td> <td>アスファルト防水工事業</td> </tr> <tr> <td>・改質アスファルト防水</td> <td>(改質アスファルトシート工法防水工事業)</td> <td>改質アスファルト防水工事業</td> </tr> <tr> <td>・遮膜防水</td> <td>(ウレタン系塗膜防水工事業)</td> <td>ウレタン系塗膜防水工事業</td> </tr> <tr> <td>・合成高分子膜防水</td> <td>(合成ゴム系シート防水工事業)</td> <td>合成ゴムシート防水工事業</td> </tr> <tr> <td>・シート防水</td> <td>(塩化ビニル系シート防水工事業)</td> <td>塩化ビニル系シート防水工事業</td> </tr> <tr> <td>・シーリング</td> <td>(シーリング防水工事業)</td> <td>シーリング防水工事業(ケレン等の目地充填に限る。)</td> </tr> <tr> <td>・FRP塗膜防水</td> <td>(FRP防水工事業)</td> <td>FRP防水工事業</td> </tr> <tr> <td>○外壁改修工事</td> <td>・樹脂樹脂注工</td> <td>1級樹脂接着剤注入施工技能士</td> <td>(旧 樹脂接着剤注入施工技能士)</td> <td>同上</td> </tr> </table>	工事種別	工事細分	適用技能士の区分	作業内容	適用工事	・防水工事	・アスファルト防水	1級防水施工技能士	(アスファルト防水工事業)	アスファルト防水工事業	・改質アスファルト防水	(改質アスファルトシート工法防水工事業)	改質アスファルト防水工事業	・遮膜防水	(ウレタン系塗膜防水工事業)	ウレタン系塗膜防水工事業	・合成高分子膜防水	(合成ゴム系シート防水工事業)	合成ゴムシート防水工事業	・シート防水	(塩化ビニル系シート防水工事業)	塩化ビニル系シート防水工事業	・シーリング	(シーリング防水工事業)	シーリング防水工事業(ケレン等の目地充填に限る。)	・FRP塗膜防水	(FRP防水工事業)	FRP防水工事業	○外壁改修工事	・樹脂樹脂注工	1級樹脂接着剤注入施工技能士	(旧 樹脂接着剤注入施工技能士)	同上
工事種別	工事細分	適用技能士の区分	作業内容	適用工事																															
・防水工事	・アスファルト防水	1級防水施工技能士	(アスファルト防水工事業)	アスファルト防水工事業																															
	・改質アスファルト防水		(改質アスファルトシート工法防水工事業)	改質アスファルト防水工事業																															
	・遮膜防水		(ウレタン系塗膜防水工事業)	ウレタン系塗膜防水工事業																															
	・合成高分子膜防水		(合成ゴム系シート防水工事業)	合成ゴムシート防水工事業																															
	・シート防水		(塩化ビニル系シート防水工事業)	塩化ビニル系シート防水工事業																															
	・シーリング		(シーリング防水工事業)	シーリング防水工事業(ケレン等の目地充填に限る。)																															
	・FRP塗膜防水		(FRP防水工事業)	FRP防水工事業																															
○外壁改修工事	・樹脂樹脂注工	1級樹脂接着剤注入施工技能士	(旧 樹脂接着剤注入施工技能士)	同上																															
㉛	電気保安技術者	1 本工事の施工に伴い、電気工作物を設置した場合は、必要に応じて、電気保安技術者を配置し、適切に管理する。 2 配置する電気保安技術者の資格等を証明する資料を施工計画書に添付する。 3 本工事に必要な電気保安技術者の設置を関連工事等の受注者へ依頼することも可能とする。（1.3.3）《1.3.3》																																	
㉜	中間検査	京都市都市計画局建築請負工事中間検査実施要領第4条に基づき、京都市検査職員の検査を行う場合がある。																																	
34	工場検査	本工事に設置する機械（ ）については、「京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領」に基づき、工場等派遣中間検査（以下「工場検査」という。）を監督員が立会いのうえ実施する。ただし、工場検査対象機械であっても監督員が指示する場合は、監督員が立会する工場検査を行わない。 なお、新製品及び特殊製品等で品質確保のために工場検査が必要となる場合がある。																																	
㉝	材料の搬入検査	材料の搬入検査について、図面に指示したものは、「京都市都市計画局工所用機械検査要領」に基づき実施する。																																	
㉞	施工日及び施工時間	※ 施工日等は下記による。 施工日等は図中特記による。 受注者は、労働時間短縮の推進を図るため、作業は原則として、本市の休日を定める条例による休日（以下「休日」という。）は行わないこととし、平日に行うよう努めなければならない。 なお、作業内容、作業工程の都合等により、作業時間の延長や休日作業を実施する場合は、監督員と協議する。その場合、検査及び施工の立会いは、原則として行わない。 上記以外については、図中特記による。																																	
㉟	交通誘導警備員	交通誘導警備員 ・ A ※B（警備業法第4条の認定を受けた警備業者の警備員とする。） （農林水産省及び国土交通省発表の公共工事設計労務単価に記載の交通誘導警備員） 工事期間中常駐 1名、スポット 2名を配置する。 ただし、主要資材等の搬入時については適宜増員し、工事の安全を図る。 上記以外で増員する場合は、監督員と協議のうえ配置する。																																	
㊱	工事電力等の負担	着工から引渡しまでの工事及び試運転に必要な電力、ガス、水道等の使用料金は、受注者の負担とする。																																	
㊲	官公署その他への届出手続等	本工事に必要な官公署その他への届出等は、受注者が行うこととし、届出手続等の内容については、あらかじめ監督員に報告する。 なお、道路占用料・道路使用許可申請手数料は本工事に含まない。（1.1.3）《1.1.3》																																	
㊳	工事現場における表示板設置	○ 設置する(以下の1から6による) ※ 設置する((2.4.1(4))及び(2.3.1(4))による) 1 設置 同一工事現場において、複数の工事がある場合は、1枚にまとめることができる。 2 文字 常用漢字を使用し、字体は角ゴシック、工事名称は50ミリ角、その他は40ミリ角とする。																																	

章	項目	特記事項
	3 大きさ 列間を15ミリ又は30ミリ、四辺の余白を50ミリとし、文字数及び列数により、必要な寸法とする。	
	4 表示 工事名：工事請負契約書の工事名を記入する。 発注：「京都市住宅供給公社」と記入する。 設計：「京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課」及び「●●●建築事務所」を記入する。 監理：「京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課」及び「●●●建築事務所」を記入する。 施工：受注者名を記入する。 連絡先：「京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課」及び「電話075-223-●●●●●●」を記入するとともに、受注者名及び電話番号も併せて記入する。	
	5 色 地色は白、文字は黒とする。	
	6 その他 記入例を参考にし、詳細については、監督員の指示による。 (記入例)「表示板」記載事項等参考例	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">工事名称：京都市○○○○○○○○○○○○○○○○工事</p> <p style="text-align: center;">ただし、建築主体工事 ただし、電気設備工事 ただし、機械設備工事</p> <p>発注：京都市住宅供給公社</p> <p>設計：京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課 ★★建築事務所</p> <p>監理：京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課 ▼▼建築事務所</p> <p>施工：□□建設株式会社 △△電設株式会社 ◇◇設備株式会社</p> <p>連絡先：京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課 電話 075-223-**** □□建設株式会社 ○○○工事事務所 電話 075-***-****</p> </div>	
41	養生	在来部分、施工済み部分、未使用機器、材料等で汚損又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行う。
42	引渡し説明	完成後、施設管理者に対し、完成図書に基づき機器の取扱いや操作方法等の説明を行う。
43	工事書面の取扱い	書面により行わなければならないとされている提出書類の受発注者間の手続きにオンライン(情報共有システム又は電子メール)を利用する場合は、1、2による。この場合、検査は、1の場合情報共有システムに保存した電子データで、2の場合受注者が保管した電子データでそれぞれ行うものとする。 1 情報共有システムを用いる場合 「京都市都市計画局情報共有システム試行要領」によること。 2 情報共有システム以外で電子メールを用いる場合 (1) 受発注者間で電子メールの送受信を行う者を特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先を共有すること。 (2) 受信した電子メールについて、送信者の電子メールアドレスが共有したものと同一であるか確認すること。
44	工事書類一覧及び提出方法等	本工事で提出・提示・掲示する工事書類を以下の0～10及び工事書類一覧に示す。提出に該当する工事書類は原則電子データで提出するものとし、保証書等及び協議により監督員から紙による提出が認められた書類については紙で提出するものとする。 また、受注者は、工事書類を提出する前に、工事書類電子化の手引を確認するとともに、工事書類一覧を活用し、本工事で提出・提示・掲示が必要な書類をあらかじめ確認する協議を監督員と行うものとする。 成果品の提出は、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで、電子データを書き込んだDVD-R等により、2部を監督員に提出する。 工事書類電子化の手引、工事書類一覧及び様式等については、以下のホームページを参照すること。 【当繕工事(建築・電気・機械)の様式等】 https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000239167.html
	0 契約締結前の提出書類	○建設リサイクル法第12条第1項に基づく説明書(「21. 資材の再資源化等に関する取扱い」の項目参照)
	1 着工関係書類(契約締結後速やかに提出)	○現場代理人等通知書及び経歴書(資格者証の写し)(京都市契約課受付後) ○実施工程表(マスター工程表)(「51. 実施工程表(マスター工程表)」の項目参照) ○労働者災害補償保険関係書類(「46. 労働者災害補償保険関係書類」の項目参照) ○請負代金内訳書(契約後速やかに提出)(「47. 「請負代金内訳書」の項目参照) ○建設工事保険又は組立保険の証券写し等(「9. 工事保険」の項目参照) ○賠償責任保険の証券写し等(「9. 工事保険」の項目参照) ○法定外の労災保険の証券の写し等(「10. 法定外の労災保険」の項目参照) ○建設業退職金共済制度の掛金収納書(共済証紙を購入した場合)(「13. 建設業退職金共済制度(建退共済)」の項目参照) ○緊急連絡表(「48. 緊急連絡表」の項目参照)

章	項目	特記事項
		○再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書(「20. 建設副産物に関する取扱い」の項目参照) ○建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面の写し(「21. 資材の再資源化等に関する取扱い」の項目参照) ○本市との契約書の写し(変更契約がある場合は変更契約書の写しを変更契約後に提出) ・週休二日工事実施意向届出書(受注者希望方式の場合)(「15. 週休二日工事」の項目参照)
	2 施工前に提出するもの	○解体等工事に係る事前調査説明書(「23. 発生材の処理等」の項目参照) ○施工体制台帳(「49. 施工体制台帳」の項目参照) ○廃棄物処理委託契約書・処分業許可証、収集運搬業許可証(各写し) (「19. 産業廃棄物処理関係」の項目参照) ○施工計画書(総合、工種別)(「50. 施工計画書」の項目参照) ○施工図(「55. 施工図等」の項目参照) ○工事打合せ簿
	3 施工中及び施工後に提出するもの	○工事打合せ簿 ○工程を記録したもの(三週工程表又は工事日報) ○交通誘導警備員の集計表(人数が少ない場合は交通誘導警備員の日報)(「37. 交通誘導警備員」の項目参照) ○再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書(「20. 建設副産物に関する取扱い」の項目参照) ○特定粉じん排出等作業完了報告書(「23. 発生材の処理等」の項目参照) ○建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表(「13. 建設業退職金共済制度(建退共済)」の項目参照) ・木材の合法性証明書(「56. 材料の品質等」の項目参照) ・(月単位の週休二日の場合)月ごとの週休二日の達成状況が確認できるもの(「15. 週休二日工事」の項目参照)
	4 完成時に提出するもの	○完成通知書 ・完成図(提出内容は以下のとおりとする) (1.9.2) <1.7.2> ・製本見開き：※A3()部・A1()部・A2()部 ・完成図PDFデータ ・完成図・施工図CADデータ(形式：) ○関係官公署届出書類(副本又は写し)(「39. 官公署その他への届出手続等」の項目参照) ○各種保証書(1年を超える保証があるものに限る)(施設管理者用1部)(屋根、防水及び樹木の枯補償について、各特記から提出が必要な保証書を確認する。) ○工事写真(「53. 工事写真等」の項目参照) ○完成写真(「53. 工事写真等」の項目参照) ○安全に関する資料(「54. 安全に関する資料」の項目参照) ○(通期の週休二日の場合)通期の週休二日の達成状況が確認できるもの(「15. 週休二日工事」の項目参照) ○廃棄物処理集計表 ○建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表(「13. 建設業退職金共済制度(建退共済)」の項目参照)
	5 完成検査合格後に提出するもの	○引渡書 ○前払金・出来高支払請求書 ○振込口座届(本公社に口座登録がない場合に限る。以下同じ。)
	6 前払金請求のときに提出するもの	○前払金・出来高支払請求書 ○保証証書(紙で提出する場合)(正1部、副1部) (電子証書を活用する場合は、保証確認サービス「D-Sure」にを入力する保証契約番号及び認証キーを提出する) ○振込口座届
	7 中間前払金請求のときに提出するもの	○認定請求書 ○工事履行報告書 ○前払金・出来高支払請求書 ○保証証書(紙で提出する場合)(正1部、副1部) (電子証書を活用する場合は、保証確認サービス「D-Sure」にを入力する保証契約番号及び認証キーを提出する) ○認定調書の写し ○振込口座届
	8 部分払のための出来高検査を受けるときに提出するもの	○既済部分検査請求書
	9 部分払請求のときに提出するもの	○前払金・出来高支払請求書 ○振込口座届
	10 その他	○監督員が特に指示するもの
45	CADデータの貸与	1 CADデータの貸与を ○行う(データ形式：JWW)・行わない 貸与するCADデータの著作権は、本公社が保有している。また、貸与するCADデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成のために以外に使用してはならない。 なお、CADデータをデータ送付により貸与した場合は、受注者は工事終了後、当該データを削除しなければならない。 2 図面等をCADにより作成する際は、建築CAD図面作成要領(案)(国土交通大臣官房官庁営繕部)の最新版により作成し、レイヤの構成は、この作成要領(案)のレベル2

章	項目	特記事項
		を満足する。
46	労働者災害補償保険関係書類	労働者災害補償保険関係書類は、次の1～5のいずれかを監督員に提出すること。 1 労働基準監督署長の労災保険成立証明書(原本) 2 労働保険事務組合長の労災保険加入証明書(原本) 3 労働保険料申告書(事業主控)の写し 4 労働保険料納付書(領収証書)の写し 5 労働保険料等口座振替結果のお知らせの写し
47	請負代金内訳書	「請負代金内訳書」は、「公共建築工内訳書標準書式(令和5年改定)」に準拠するとともに、同書式で定める細目別内訳まで作成する。(公共建築工内訳書標準書式については、国土交通省大臣官房官庁営繕部のホームページを参照)なお、請負代金内訳書には法定福利費を明示すること。
48	緊急連絡表	受注者は、有事の際、監督員及び各事業所に即時連絡出来るように予め連絡表を作成する。
49	施工体制台帳	受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合には、施工体制台帳を作成する。また、作成に当たっては、「施工体制台帳の作成等について」(最終改正：令和4年12月28日 国不建第466～467号)及び国土交通省のホームページに掲載されている作成例を参考にする。 なお、施工体制台帳は工事現場に備えるとともに、写しを監督員に提出する。 また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示する。 (施工体制台帳は、電子データに記録され、必要に応じて工事現場において紙面または出力装置の映像面に表示される場合は、当該記録を持って備えることに代えることができる。) なお、建設キャリアアップシステムにより、監督員が施工体制台帳の記載事項を確認することができる場合は、写しの提出を省略できる。(1.1.5) <1.1.5> 【提出】 ※以下の2～5については、着工関係書類で提出済みの場合は提出不要 1 施工体系図の写し 2 元請の配置技術者(主任(監理)技術者)が資格を有することを証する書面の写し 3 元請の配置技術者(主任(監理)技術者)の雇用関係を証明できるものの写し 4 元請の監理技術者補佐又は専門技術者を置いた場合は、資格を証明できるものの写し 5 元請の監理技術者補佐又は専門技術者を置いた場合は、雇用関係を証明できるものの写し 6 施工体制台帳の写し 7 1次下請負人との契約書の写し(請負金額が表示されていること) (注文書・注文書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し) 8 作業員名簿の写し(元請・1次下請) ——以下は2次下請以降があった場合に作成—— 9 再下請負通知書の写し 10 2次以降の下請負人との契約書の写し(請負金額が表示されていること) (注文書・注文書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し) 11 作業員名簿の写し(2次下請以降)
50	施工計画書	1 工事の着手に先立ち、工事全般に関する総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。 2 品質計画、一工程の施工の確認及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 3 2の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。(1.2.2) <1.2.2>
51	実施工程表(マスター工程表)	1 工事請負契約書第3条の規定に基づき、工事の着手に先立ち、関連工事等の関係者と十分調整のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。 2 概成工期が特記された場合は、実施工程表等に概成工期、受電日、総合試運転調整に要する工程を明記する。(1.2.1) <1.2.1>
52	履行報告(工事の記録等)	1 作業内容等作業日ごとに記録し、逐次監督員に提出する。 2 工事請負契約書第13条に基づく履行報告に用いる様式は、工程表等とする。 3 その他、工事記録等については、(1.2.4)による。
53	工事写真等	1 原則として、「当繕工事写真撮影要領(令和5年版)」(以下「写真撮影要領」という。)により撮影を行い、工事写真台帳に整理する。写真は、「当繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 令和5年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)の写真例を参照し撮影する。撮影箇所は、着工前の状況、各施工工程の状況、地中障害物の状況等の施工後に外部から明視しがたい箇所、完成状況の主要な箇所及び監督員が特に指示する箇所とする。工事写真は工事写真台帳に整理し、写真の元データとともに提出する。 2 受注者は、工事写真の全部又は一部について、工事写真の黒板電子情報化を行う場合、着工前に使用機器等に関して以下の(1)～(2)を監督員に提示し、承諾を受けること。また、監督員への提出に先立ち、受注者は、チェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、撮影した工事写真の信憑性確認を行うこと。監督員が必要と認めた場合は、その結果を提示すること。 (1) 必要な機器及びソフトウェア等については、写真撮影要領に示す必要事項の電子的記入ができるもの。 (2) 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(ホームページ https://www.cryptrec.go.jp/11st.html)に記載されている技術を使用した信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するもの。 3 完成写真 ※一切の著作権は本公社に帰属するものとする。 また、受注者は、本公社及び本公社が指定する第三者に対して著作権人格権を行行使えないものとする。 なお、撮影を再委託する場合も同様とする。 (1) 提出形式 ・ 提出を要しない。 ・ A4カラー印刷(用紙1枚につき写真2枚程度)のうえ、フラットファイルに整理



章	項目	特記事項															
		し、2部(データ共)監督員に提出する。 ① カラープリント(DPE)のうえ、アルバムに整理し、2部(データ共)監督員に提出する。 ・ 電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度。4500×3000ピクセル以上で画像補正をおこなったもの) ・ 電子データ(JPEGフルカラー。1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質) (2) 撮影者は以下のとおりとする。 ※任意 ・ 建築完成写真の撮影実績がある撮影業者 (3) 撮影内容 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>撮影対象</th> <th>撮影枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">完成のみ</td> <td>建物全景</td> <td>3~4</td> </tr> <tr> <td>室内</td> <td>各1~2</td> </tr> <tr> <td>付帯施設</td> <td>監督員指示による</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">着工前及び完成後の比較(同アングル)</td> <td>該当箇所</td> <td>各1~2</td> </tr> <tr> <td>付帯施設</td> <td>監督員指示による</td> </tr> </tbody> </table>		撮影対象	撮影枚数	完成のみ	建物全景	3~4	室内	各1~2	付帯施設	監督員指示による	着工前及び完成後の比較(同アングル)	該当箇所	各1~2	付帯施設	監督員指示による
	撮影対象	撮影枚数															
完成のみ	建物全景	3~4															
	室内	各1~2															
	付帯施設	監督員指示による															
着工前及び完成後の比較(同アングル)	該当箇所	各1~2															
	付帯施設	監督員指示による															
58.	保全に関する資料	1 保全に関する資料は次のとおりとする。 ※ 主要な材料・機器一覧表等 ・ 保全に関する資料は標準仕様書で定める「建築物等の利用に関する説明書」とし、「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」(国土交通省)を参考に作成する。 2 資料の作成に当たっては、監督員と記載事項に関する協議を行う。 また、作成後は監督員に内容の説明を行う。 (1.9.3) <1.7.3>															
59.	施工図等	施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受ける。 (1.2.3) <1.2.3>															
60.	材料の品質等	1 工事に使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のある材料を使用する場合は、この限りでない。 また、見本により決定するものは、施工前に見本品を提出し、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 2 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 平成18年2月15日)に準拠した木材の合法性を証明する資料を監督員に提出する。ただし、「京都市認証木材(みやこ杉木)」を使用した材料はこの限りではない。 (1.4.2) <1.4.2> 3 試験の供試体は、監督員の立会いのもと製作する。また、材料検査及び施工検査に伴う試験は、公的試験所で行う場合を除き、原則として監督員の立会いを受ける。 (1.4.5) <1.4.5>															
61.	工事検査	(1.8.1)による。															
58.	水共生プランに基づく表示板設置	「京都市水共生プラン」に基づき、雨水の流出を抑制する施設を設置する工事のため、表示板を仮囲い等の見やすい場所に掲示する。 また、施工の結果を工事写真等に記録する。															
59.	総合試運転調整	関連工事等との全体の連動動作が、設計図書の意図した機能を満足することを確認する。 <1.5.7>															



項目	特記事項								
① 足場等	1 外部足場 (2.2.1(2)(5)(6)) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省令和5年12月26日改正)の「(別紙)手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置すること。 屋根工事及び小屋根の建て方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971(屋根工事用足場及び施工方法)の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置すること。 2 防護シート等による物体落下物防止設備 (2.2.1(2)(7)) ※防護シート(JIS A 8952 防災I類) ※幅木 ※防護棚(朝顔) ・図示による 3 内部足場 ※脚立 ・単管ステーキング(階段室) ・図示による (2.2.1(3)) 4 仮囲い ※図示による(詳細は、打合わせのうえ、決定する。) 5 仮設間仕切り ・A種 ※B種 ・図示による (2.3.2) 6 材料、撤去材等の運搬方法 (2.2.1(4)) ○B種(トラック等) ○C種(既存エレベーター) ○D種(既存階段) ※E種(登り機等)								
② 養生	1 既存部分の養生(既存家具等含む) ※ビニールシート、合板等 (2.3.1(1)(3)) 2 固定された機器、机、ロッカー等の移動 (2.3.1(5)) ・行う(図示による) ・行わない								
③ 仮設物撤去等	工事で使用した敷地内の非舗装部分は、必要に応じて山砂敷き均しのうえ、ロータリー転圧を行う。(2.5.1)								
④ 工事用水・電力	既存施設 ※施設管理者と打合わせのうえ利用できる (※有償 ・無償) ・利用できない								
⑤ 監督員事務所	○設置する ※設置しない 監督員事務所とは別途、(10)名程度が利用できる会議室を設ける。 監督員事務所の仕様								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規模</th> <th>電話</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>10㎡以上</td> <td>要</td> <td>【監督員用備品】※(5)名分 軍手、軍足、長くつ、保護帽、墜落制止用器具(フルハーネス型)、雨合羽、懐中電灯、打診棒、点検鏡、その他監督員が指示するもの 【その他】 衣類ロッカー、机及び椅子(スチール)、打合せ机、書棚、冷暖房機器、白板、寒暖計、冷蔵庫、消火器、掛時計、標準仕様書、工事監理指針、その他()</td> </tr> </tbody> </table>	種別	規模	電話	その他	1号	10㎡以上	要	【監督員用備品】※(5)名分 軍手、軍足、長くつ、保護帽、墜落制止用器具(フルハーネス型)、雨合羽、懐中電灯、打診棒、点検鏡、その他監督員が指示するもの 【その他】 衣類ロッカー、机及び椅子(スチール)、打合せ机、書棚、冷暖房機器、白板、寒暖計、冷蔵庫、消火器、掛時計、標準仕様書、工事監理指針、その他()
種別	規模	電話	その他						
1号	10㎡以上	要	【監督員用備品】※(5)名分 軍手、軍足、長くつ、保護帽、墜落制止用器具(フルハーネス型)、雨合羽、懐中電灯、打診棒、点検鏡、その他監督員が指示するもの 【その他】 衣類ロッカー、机及び椅子(スチール)、打合せ机、書棚、冷暖房機器、白板、寒暖計、冷蔵庫、消火器、掛時計、標準仕様書、工事監理指針、その他()						

仕様の詳細については、監督員と協議する。

① 撤去範囲	1 撤去範囲は図示による。 2 撤去は、監督員と十分打合わせのうえ、騒音やほこりの発生等に十分注意する。 3 撤去範囲以外及び備品等を破損した場合は、受注者の責任において速やかに補修し、復旧する。なお、発生材及び工事用残材等は、1章17項、20項及び21項により、受注者の責任において適正に処理する。									
① 降雨時養生	降雨などに対する養生は十分行い、万一雨漏りの場合は、受注者の責任で復旧する。 ※(3.1.3)により行う ・図示による (3.1.3(5))									
② 防水改修方法及び工程	※改修工法の表示内容は以下により、適用箇所は図示による。(3.1.4(1)) 1 分類 改修工法の表示内容は以下による。(3.1.4(1)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>新規防水工法の種別による区分</th> <th>既存の保護層及び防水層の撤去・非撤去による区分</th> <th>既存防水工法による区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>新規防水工法の種別による区分</td> <td>既存の保護層及び防水層の撤去・非撤去による区分</td> <td>既存防水工法による区分</td> </tr> </tbody> </table>	工法	新規防水工法の種別による区分	既存の保護層及び防水層の撤去・非撤去による区分	既存防水工法による区分	○	新規防水工法の種別による区分	既存の保護層及び防水層の撤去・非撤去による区分	既存防水工法による区分	
工法	新規防水工法の種別による区分	既存の保護層及び防水層の撤去・非撤去による区分	既存防水工法による区分							
○	新規防水工法の種別による区分	既存の保護層及び防水層の撤去・非撤去による区分	既存防水工法による区分							
③ 既存防水層等の撤去及び既存下地の処理	1 既存防水保護層及び防水層等の撤去並びに新設する防水層の補修及び処置は(3.2.1)による。 2 工事中の漏水等により、建物等を汚損した場合は、受注者の責任において速やかに補修等を行う。									
4. アスファルト防水	1 適用 ※下表による ・図示による (3.3.3(2))(3.3.3(4)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>露出防水</td> <td>M3D(・D-1 ※D-2)</td> <td>M4C(・C-1 ※C-2)</td> </tr> <tr> <td>屋内防水</td> <td>P1E(・E-1 ※E-2)</td> <td>P2E(・E-1 ※E-2)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	仕様	適用箇所	露出防水	M3D(・D-1 ※D-2)	M4C(・C-1 ※C-2)	屋内防水	P1E(・E-1 ※E-2)	P2E(・E-1 ※E-2)
種別	仕様	適用箇所								
露出防水	M3D(・D-1 ※D-2)	M4C(・C-1 ※C-2)								
屋内防水	P1E(・E-1 ※E-2)	P2E(・E-1 ※E-2)								
5. 改質アスファルトシート防水	1 適用 ※下表による ・図示による (3.4.3(1))(3.4.3(3)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>露出防水</td> <td>M4AS</td> <td>(※AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2 ・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	仕様	適用箇所	露出防水	M4AS	(※AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2 ・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1)			
種別	仕様	適用箇所								
露出防水	M4AS	(※AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2 ・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1)								

項目	特記事項												
6. 合成高分子系ルーフィングシート防水	1 適用 ※M4S-M2(塩ビシート 機械的固定工法) 厚さ:1.5mm以上 (3.5.2(1))(3.5.3) ・図示による 2 脱気装置の種類及び箇所数 (3.5.3(1)(f))(3.5.3(2)(f)) ※ルーフィングシート製造所の指定とする ・図示による ・設けない 3 歩行条件 ・軽歩行以上 ・非歩行 4 使用材料は性能が分かる資料を監督員に提出し、承諾を受ける。												
① 塗膜防水(ポリマーセメント系)	1 適用 ※PA-1 ・PA-2 (日本建築学会【ポリマーセメント系塗膜防水工事施工指針(案)・同解説】(以下、本項目において「施工指針」という。)における分類) 2 材料 (1) プライマーは、刷毛、ローラー刷毛、ゴムべら又は吹付け器具等で塗布するのに支障がないものとし、ポリマーセメント系塗膜防水材製造所の指定する製品とする。 (2) ポリマーセメント系塗膜防水材は、ポリマーセメント系塗膜防水用エマルジョン及びポリマーセメント系塗膜防水用既調合粉体で構成したものとし、ポリマーセメント系塗膜防水材製造所が指定する製品とする。 3 仕様については、下表による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>PA-1仕様</th> <th>PA-2仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>プライマー塗 使用量1.5(kg/㎡) 平均厚み0.8(mm)</td> <td>プライマー塗 使用量2.1(kg/㎡) 平均厚み1.1(mm)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ0.8(kg/㎡)</td> <td>ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ1.2(kg/㎡) 防水用補強布張り</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ0.7(kg/㎡)</td> <td>ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ0.9(kg/㎡)</td> </tr> </tbody> </table>	工程	PA-1仕様	PA-2仕様	1	プライマー塗 使用量1.5(kg/㎡) 平均厚み0.8(mm)	プライマー塗 使用量2.1(kg/㎡) 平均厚み1.1(mm)	2	ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ0.8(kg/㎡)	ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ1.2(kg/㎡) 防水用補強布張り	3	ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ0.7(kg/㎡)	ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ0.9(kg/㎡)
工程	PA-1仕様	PA-2仕様											
1	プライマー塗 使用量1.5(kg/㎡) 平均厚み0.8(mm)	プライマー塗 使用量2.1(kg/㎡) 平均厚み1.1(mm)											
2	ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ0.8(kg/㎡)	ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ1.2(kg/㎡) 防水用補強布張り											
3	ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ0.7(kg/㎡)	ポリマーセメント系塗膜防水材塗り Aタイプ0.9(kg/㎡)											
② 塗膜防水(ウレタン系)	1 適用 ※下記による(JIS A 6021)高伸長形 ○図示による (3.6.3)(表3.6.1) ・POX(※X-1 ・X-2) ・L4X(・X-1 ※X-2) 2 脱気装置の種類及び箇所数 ※主材料製造所の指定とする ・図示による ・設けない												
9. 防水標識板	1 材質 SUS製180×120厚1.2エッチング加工のウレタンコーティング仕上げ又は同等品 2 記入事項 ①工事名称②仕様③材料及びメーカー名④完成年月日⑤受注者住所電話番号 3 シート防水・塗膜防水は別々の標識とし、複数枚ある場合は、各様に設置する。ただし、塗膜防水の仕様は監督員との協議による。												
① 保証	1 保証書 受注者、防水施工者、メーカーの三者連名とする。 2 保証期間 <table border="1"> <thead> <tr> <th>防水工法</th> <th>保証期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト防水・改質アスファルト防水・ウレタン系塗膜防水・アスファルト系塗膜防水・合成高分子系ルーフィングシート防水</td> <td>※10年以上 ・5年以上</td> </tr> <tr> <td>ポリマーセメント系塗膜防水</td> <td>・10年以上 ※5年以上</td> </tr> </tbody> </table>	防水工法	保証期間	アスファルト防水・改質アスファルト防水・ウレタン系塗膜防水・アスファルト系塗膜防水・合成高分子系ルーフィングシート防水	※10年以上 ・5年以上	ポリマーセメント系塗膜防水	・10年以上 ※5年以上						
防水工法	保証期間												
アスファルト防水・改質アスファルト防水・ウレタン系塗膜防水・アスファルト系塗膜防水・合成高分子系ルーフィングシート防水	※10年以上 ・5年以上												
ポリマーセメント系塗膜防水	・10年以上 ※5年以上												
① シーリング改修工事	工法は、以下による。(3.1.4(2))(表3.1.2) <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>施工箇所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓シーリング充填工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>窓シーリング再充填工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○拡幅シーリング再充填工法</td> <td>拡幅する幅 (mm) 深さ (mm)</td> </tr> <tr> <td>○ブリッジ工法</td> <td>屋上既存アスファルトシート継目</td> </tr> </tbody> </table>	工法	施工箇所等	窓シーリング充填工法		窓シーリング再充填工法		○拡幅シーリング再充填工法	拡幅する幅 (mm) 深さ (mm)	○ブリッジ工法	屋上既存アスファルトシート継目		
工法	施工箇所等												
窓シーリング充填工法													
窓シーリング再充填工法													
○拡幅シーリング再充填工法	拡幅する幅 (mm) 深さ (mm)												
○ブリッジ工法	屋上既存アスファルトシート継目												
② シーリング用材料	1 適用(JIS A 5758) ※(表3.7.1)による ・図示による (表3.7.1) 2 接着性試験 ※行う(※簡易接着性試験 ・引張接着性試験) ・行わない (3.7.8) ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。												
③ とい	1 既存といの撤去及び降雨時の養生 図示による。(3.8.3(1)) 2 材質 ※硬質ポリ塩化ビニル管(JIS K 6741) (3.8.2(1))(表3.8.1) ※硬質塩化ビニル雨どい(JIS A 5706) ・配管用鋼管(JIS G 3452) ・ステンレス鋼板(JIS G 3320又はJIS G4305) 3 とい受金物及び足金物の材質、形状および取付間隔 (3.8.2(2)) ・(表3.8.2)による ※図示による												
14. アルミニウム製窓木	1 材質 JISH4100に基づくA6063Sとする。(3.9.2) 2 種類 ※250形 ・300形 ・350形 ・図示による 3 肉厚 ※2.0mm ・図示による 4 表面処理 ※(表5.2.2)による ・図示による												
5. 外壁改修工事	※行う(本設計で見込んでいない補修数量は、図示による。) ・行わない (4.1.4) なお、外壁仕上塗材にアスベスト含有仕上塗材が使用されている場合は、「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」に則した除去、処理を行うこと。 1 コンクリート打ち放し仕上げ外壁の改修 (1) ひび割れ部改修工法 ・樹脂注入工法 ※Uカットシール材充填工法 ※シール工法 (2) 欠損部改修工法 ※充填工法 2 モルタル塗り仕上げ外壁の改修 (1) ひび割れ部改修工法 ・樹脂注入工法 ※Uカットシール材充填工法 ※シール工法 (2) 欠損部改修工法 ※充填工法 ・モルタル塗替え工法 (3) 浮き部改修工法 ※アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・図示による 3 タイル張り仕上げ外壁の改修 (1) 外壁改修工法 ※図示による (2) ひび割れ部改修工法は、樹脂注入工法による。 (3) 欠損部改修工法 ※タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法 ・充填工法												

項目	特記事項																																							
④ 外壁のひび割れ、欠損、浮き等の施工数量調査	(4) 浮き部改修工法 ・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法 ・図示による 4 ALCパネルの補修(この補修のみ「ALC外壁補修工法指針(案)」に記載された事項を適用する。また、[]内の番号は同書(案)・同解説の該当項目、当該図、又は当該表を示す。) (1) ひび割れ部補修工法の適用 ・樹脂注入工法 ※Uカットシール材充填工法 ※シール工法 [5.1] (2) 欠損部・浮き部補修工法 ※欠損部充填工法 [5.2] (3) 表層脆弱部の補修工法 ※表層脆弱部含浸強化工法 [5.3] (4) 鉄筋部分の補修工法 ※防せい材塗布工法 [5.4] 5 ひび割れ、欠損及び浮き等の補修跡の既存塗膜仕上げの形状への復旧 ※行う(図示による) ・行わない																																							
⑤ 検査等	外壁のひび割れ、欠損、浮き等の補修を行う場合は、建築士診断技術者等専門的な知識を有する者が外壁調査を行い、仕上別、改修工法別、壁面別(東西南北)、各階別及び築年別に施工数量を図示した立面図等及び数量表を報告書(A3版又は監督員の指示による。)として、監督員に提出し、立会い検査を受ける。また、提出した報告書及び立会い検査により、監督員の承認を得て、監督員の指示により施工を行う。 なお、本設計で見込んでいない補修数量に変更が生じた場合は、必要に応じて設計変更を行うものとし、設計変更に必要な施工数量を図示した図面等は、CADデータ(データ形式は監督員の指示による。)として提出する。																																							
⑥ 工程写真	以下の方法で撮影し、他の工事写真と共に提出すること。 1 監督員との協議により定められた区割面に対して、外壁補修工法ごとに1か所以上の撮影か所を選定すること。ただし、見付面積の合計が4,000㎡を超える場合は、見付面積1,000㎡以内ごとに全工法につき1か所追加する。 2 撮影か所は、主に補修面積が大きいか所又は劣化が著しいか所を選定すること。 3 補修か所は、工程ごとに同じ方向から撮影すること。																																							
⑦ 塗り仕上げ外壁等の改修	1 適用(JIS A 6909(建築用仕上塗材)) (4.1.5) ※薄付け仕上塗材塗り ・厚付け仕上塗材塗り ・複層仕上塗材塗り ※可とう形改修用仕上塗材塗り ・マステック塗材塗り ・外壁用塗膜防水材塗り ・図示による 2 薄付け仕上塗材 下表による。(表4.5.1)																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>仕上げの形状</th> <th>工法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">※外装薄塗材E(AER)</td> <td>・砂壁状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ゆず肌状</td> <td>※ローラー</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・可とう形外装薄塗材E</td> <td>・砂壁状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ゆず肌状</td> <td>・ローラー</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・防水形外装薄塗材E</td> <td>・砂壁状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ゆず肌状</td> <td>※ローラー</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・外装薄塗材S</td> <td>・砂壁状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・凹凸状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	仕上げの形状	工法	備考	※外装薄塗材E(AER)	・砂壁状	・吹付け		※ゆず肌状	※ローラー		・可とう形外装薄塗材E	・砂壁状	・吹付け		・ゆず肌状	・ローラー		・防水形外装薄塗材E	・砂壁状	・吹付け		※ゆず肌状	※ローラー		・外装薄塗材S	・砂壁状	・吹付け		・凹凸状	・吹付け								
呼び名	仕上げの形状	工法	備考																																					
※外装薄塗材E(AER)	・砂壁状	・吹付け																																						
	※ゆず肌状	※ローラー																																						
・可とう形外装薄塗材E	・砂壁状	・吹付け																																						
	・ゆず肌状	・ローラー																																						
・防水形外装薄塗材E	・砂壁状	・吹付け																																						
	※ゆず肌状	※ローラー																																						
・外装薄塗材S	・砂壁状	・吹付け																																						
	・凹凸状	・吹付け																																						
	3 厚付け仕上塗材 下表による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>仕上げの形状</th> <th>工法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">・外装厚塗材C</td> <td>・吹放し</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・凸部処理</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ひき起こし</td> <td>・こて</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・外装厚塗材E</td> <td>・吹放し</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・凸部処理</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ひき起こし</td> <td>・こて</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ローラー</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	仕上げの形状	工法	備考	・外装厚塗材C	・吹放し	・吹付け		・凸部処理	・吹付け		・ひき起こし	・こて		・外装厚塗材E	・吹放し	・吹付け		・凸部処理	・吹付け		・ひき起こし	・こて			・ローラー													
呼び名	仕上げの形状	工法	備考																																					
・外装厚塗材C	・吹放し	・吹付け																																						
	・凸部処理	・吹付け																																						
	・ひき起こし	・こて																																						
・外装厚塗材E	・吹放し	・吹付け																																						
	・凸部処理	・吹付け																																						
	・ひき起こし	・こて																																						
	・ローラー																																							
	4 複層仕上塗材 下表による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>仕上げの形状</th> <th>工法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・複層塗材CE</td> <td>・凸部処理</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・凹凸状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・複層塗材SE</td> <td>・ゆず肌状</td> <td>・ローラー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・凸部処理</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・可とう形複層塗材CE</td> <td>・凸部処理</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・凹凸状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・防水形複層塗材CE</td> <td>・凸部処理</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・凹凸状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・防水形複層塗材RE</td> <td>・ゆず肌状</td> <td>・ローラー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・凸部処理</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	仕上げの形状	工法	備考	・複層塗材CE	・凸部処理	・吹付け		・凹凸状	・吹付け		・複層塗材SE	・ゆず肌状	・ローラー		・凸部処理	・吹付け		・可とう形複層塗材CE	・凸部処理	・吹付け		・凹凸状	・吹付け		・防水形複層塗材CE	・凸部処理	・吹付け		・凹凸状	・吹付け		・防水形複層塗材RE	・ゆず肌状	・ローラー		・凸部処理	・吹付け	
呼び名	仕上げの形状	工法	備考																																					
・複層塗材CE	・凸部処理	・吹付け																																						
	・凹凸状	・吹付け																																						
・複層塗材SE	・ゆず肌状	・ローラー																																						
	・凸部処理	・吹付け																																						
・可とう形複層塗材CE	・凸部処理	・吹付け																																						
	・凹凸状	・吹付け																																						
・防水形複層塗材CE	・凸部処理	・吹付け																																						
	・凹凸状	・吹付け																																						
・防水形複層塗材RE	・ゆず肌状	・ローラー																																						
	・凸部処理	・吹付け																																						
	複層仕上塗材の耐候性 ・耐候形1種 ・耐候形2種 ※耐候形3種 (4.5.2(3)) 複層仕上塗材の種類 (表4.5.2)による。 水系アクリル ・つやあり(分つや) ・つやなし 5 可とう形改修用仕上塗材 下表による <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>仕上げの形状</th> <th>工法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※可とう形改修塗材E</td> <td>※平たん状</td> <td>※ローラー</td> <td>低汚染型水性フッ素樹脂塗料</td> </tr> <tr> <td>・可とう形改修塗材RE</td> <td>・砂壁状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・可とう形改修塗材CE</td> <td>・ゆず肌状</td> <td>・吹付け</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	仕上げの形状	工法	備考	※可とう形改修塗材E	※平たん状	※ローラー	低汚染型水性フッ素樹脂塗料	・可とう形改修塗材RE	・砂壁状	・吹付け		・可とう形改修塗材CE	・ゆず肌状	・吹付け																								
呼び名	仕上げの形状	工法	備考																																					
※可とう形改修塗材E	※平たん状	※ローラー	低汚染型水性フッ素樹脂塗料																																					
・可とう形改修塗材RE	・砂壁状	・吹付け																																						
・可とう形改修塗材CE	・ゆず肌状	・吹付け																																						
	可とう形改修用仕上塗材の耐候性 ※耐候形1種 ・耐候形2種 ・耐候形3種 (4.5.2(3)) 可とう形改修用仕上塗材の種類 (表4.5.2)による。 水系アクリル ※つやあり(分つや) ・つやなし (4.5.4) 6 既存塗膜の劣化部の除去、下地処理及び下地調整の工法 ・サンダー工法 ・高圧水洗工法 ・塗膜はく離剤工法 ※水洗い工法(高圧水洗機 10MPa程度) ※集じん装置併用手工具ケレン工法 7 下地のひび割れ部等の補修 (表4.5.4~表4.5.7)																																							



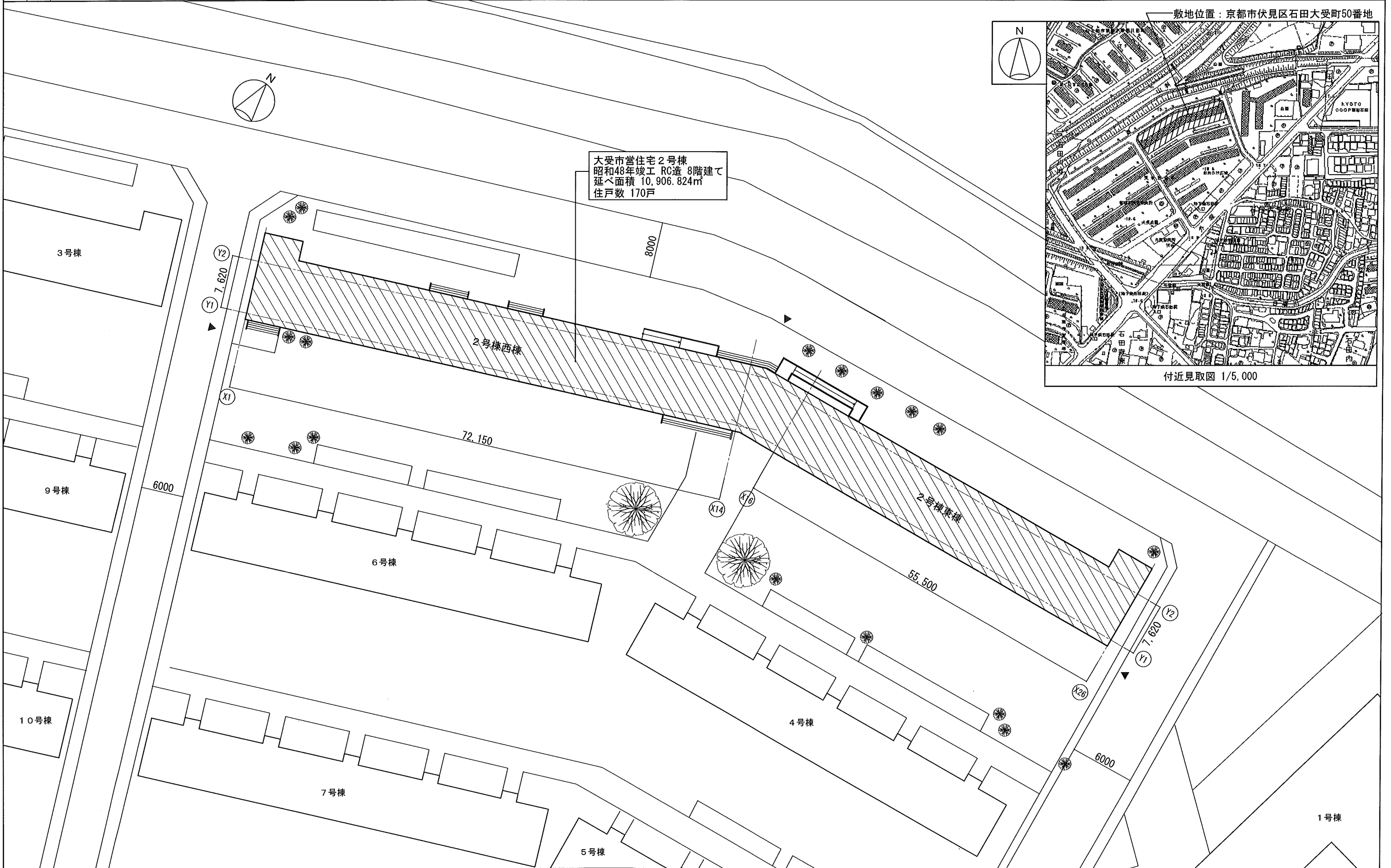
章	項目	特記事項																																						
6	塗装改修工事																																							
①	保証	※補修する ・補修しない 8 下地調整材の変更 ・変更する (・ポリマセメントモルタル ・防水形仕上塗材材) ※変更しない (4.5.4(2)) 1 保証書 受注者、施工業者及びメーカーの三者連名とする。 2 保証期間 フッ素樹脂塗膜品質保証 ・5年以上 ※10年以上 外壁剥離品質保証 ※5年以上 ・10年以上																																						
②	材料	1 ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 (7.1.3(1)) 2 防火材料の指定は、図示による。 (7.1.3(2)) 3 使用材料は、性能が分かる資料を監督員に提出し、承諾を受ける。 防火材料については、建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。																																						
③	下地調整	既存塗膜の除去及び下地調整は、下表による。 (7.2.1~7.2.7) <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用部位</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部 (不透明塗料塗り)</td> <td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td> </tr> <tr> <td>木部 (透明塗料塗り)</td> <td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td> </tr> <tr> <td>モルタル及びプラスター面</td> <td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td> </tr> <tr> <td>コンクリート、ALCパネル面</td> <td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード、その他ボード面</td> <td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td> </tr> </tbody> </table> 新規に塗装を行う場合の素地ごしらは、下表による。 (7.3.2~7.3.7) <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用部位</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部 (不透明塗料塗り)</td> <td>※A種 ・ B種</td> </tr> <tr> <td>木部 (透明塗料塗り)</td> <td>・ A種 ※B種</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面 (DP 以外)</td> <td>・ A種 ・ B種 ※C種</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面 (DP)</td> <td>・ A種 ※B種 ・ C種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>・ A種 ・ B種</td> </tr> <tr> <td>モルタル及びプラスター面</td> <td>・ A種 ※B種</td> </tr> <tr> <td>コンクリート、ALCパネル面</td> <td>・ A種 ※B種</td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板及び屋外のコンクリート面</td> <td>・ A種 ・ B種</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード、その他ボード面 (継ぎ目処理工法)</td> <td>※A種 ・ B種</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード、その他ボード面 (上記以外)</td> <td>・ A種 ※B種</td> </tr> </tbody> </table>	適用部位	種別	木部 (不透明塗料塗り)	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	木部 (透明塗料塗り)	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	鉄鋼面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	亜鉛めっき鋼面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	モルタル及びプラスター面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	コンクリート、ALCパネル面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	せっこうボード、その他ボード面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	適用部位	種別	木部 (不透明塗料塗り)	※A種 ・ B種	木部 (透明塗料塗り)	・ A種 ※B種	鉄鋼面 (DP 以外)	・ A種 ・ B種 ※C種	鉄鋼面 (DP)	・ A種 ※B種 ・ C種	亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種	モルタル及びプラスター面	・ A種 ※B種	コンクリート、ALCパネル面	・ A種 ※B種	押出成形セメント板及び屋外のコンクリート面	・ A種 ・ B種	せっこうボード、その他ボード面 (継ぎ目処理工法)	※A種 ・ B種	せっこうボード、その他ボード面 (上記以外)	・ A種 ※B種
適用部位	種別																																							
木部 (不透明塗料塗り)	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																																							
木部 (透明塗料塗り)	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																																							
鉄鋼面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																																							
亜鉛めっき鋼面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																																							
モルタル及びプラスター面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																																							
コンクリート、ALCパネル面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																																							
せっこうボード、その他ボード面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																																							
適用部位	種別																																							
木部 (不透明塗料塗り)	※A種 ・ B種																																							
木部 (透明塗料塗り)	・ A種 ※B種																																							
鉄鋼面 (DP 以外)	・ A種 ・ B種 ※C種																																							
鉄鋼面 (DP)	・ A種 ※B種 ・ C種																																							
亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種																																							
モルタル及びプラスター面	・ A種 ※B種																																							
コンクリート、ALCパネル面	・ A種 ※B種																																							
押出成形セメント板及び屋外のコンクリート面	・ A種 ・ B種																																							
せっこうボード、その他ボード面 (継ぎ目処理工法)	※A種 ・ B種																																							
せっこうボード、その他ボード面 (上記以外)	・ A種 ※B種																																							
④	素地ごしえ																																							
⑤	錆止め塗料塗り	錆止め塗料の種別及び工法については、(7.4.2) (7.4.3)による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装面</th> <th>塗料種別</th> <th>錆止め塗料塗り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面 (SOP 塗り)</td> <td>As 種</td> <td>・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面 (DP 塗り)</td> <td>・ 1回目Cs種、2、3回目Ds種 (新規/下地調整がRA種) ※Es種 (下地調整がRB種又はRC種)</td> <td>・ A種 (新規/下地調整がRA種) ※B種 (下地調整がRB種) ・ C種 (下地調整がRC種)</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面 (EP-G 塗り)</td> <td>・ As種 ※Bs種</td> <td>・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面 (SOP 塗り)</td> <td>※Az種 ・ Bz種</td> <td>・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面 (DP 塗り)</td> <td>Bz種</td> <td>(表 7.4.6 による)</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面 (EP-G 塗り)</td> <td>Cz種</td> <td>・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)</td> </tr> </tbody> </table>	塗装面	塗料種別	錆止め塗料塗り	鉄鋼面 (SOP 塗り)	As 種	・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)	鉄鋼面 (DP 塗り)	・ 1回目Cs種、2、3回目Ds種 (新規/下地調整がRA種) ※Es種 (下地調整がRB種又はRC種)	・ A種 (新規/下地調整がRA種) ※B種 (下地調整がRB種) ・ C種 (下地調整がRC種)	鉄鋼面 (EP-G 塗り)	・ As種 ※Bs種	・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)	亜鉛めっき鋼面 (SOP 塗り)	※Az種 ・ Bz種	・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)	亜鉛めっき鋼面 (DP 塗り)	Bz種	(表 7.4.6 による)	亜鉛めっき鋼面 (EP-G 塗り)	Cz種	・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)																	
塗装面	塗料種別	錆止め塗料塗り																																						
鉄鋼面 (SOP 塗り)	As 種	・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)																																						
鉄鋼面 (DP 塗り)	・ 1回目Cs種、2、3回目Ds種 (新規/下地調整がRA種) ※Es種 (下地調整がRB種又はRC種)	・ A種 (新規/下地調整がRA種) ※B種 (下地調整がRB種) ・ C種 (下地調整がRC種)																																						
鉄鋼面 (EP-G 塗り)	・ As種 ※Bs種	・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)																																						
亜鉛めっき鋼面 (SOP 塗り)	※Az種 ・ Bz種	・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)																																						
亜鉛めっき鋼面 (DP 塗り)	Bz種	(表 7.4.6 による)																																						
亜鉛めっき鋼面 (EP-G 塗り)	Cz種	・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)																																						
⑥	塗装記号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>表示記号</th> <th>名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SOP</td> <td>合成樹脂調合ペイント塗り</td> <td>JIS K 5516</td> </tr> <tr> <td>CL</td> <td>クリヤラッカー塗り</td> <td>JIS K 5531</td> </tr> <tr> <td>NAD</td> <td>アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り</td> <td>JIS K 5670</td> </tr> <tr> <td>DP</td> <td>耐候性塗料塗り</td> <td>JIS K 5659/5658</td> </tr> <tr> <td>EP-G</td> <td>つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り</td> <td>JIS K 5660</td> </tr> <tr> <td>EP</td> <td>合成樹脂エマルジョンペイント塗り</td> <td>JIS K 5663</td> </tr> <tr> <td>UC</td> <td>ウレタン樹脂ワニス塗り</td> <td>JASS 18 M-301/-502</td> </tr> <tr> <td>OS</td> <td>オイルステイン塗り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>WP</td> <td>木材保護塗料塗り</td> <td>JASS 18 M-307</td> </tr> </tbody> </table>	表示記号	名称	備考	SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	JIS K 5516	CL	クリヤラッカー塗り	JIS K 5531	NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	JIS K 5670	DP	耐候性塗料塗り	JIS K 5659/5658	EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	JIS K 5660	EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り	JIS K 5663	UC	ウレタン樹脂ワニス塗り	JASS 18 M-301/-502	OS	オイルステイン塗り		WP	木材保護塗料塗り	JASS 18 M-307								
表示記号	名称	備考																																						
SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	JIS K 5516																																						
CL	クリヤラッカー塗り	JIS K 5531																																						
NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	JIS K 5670																																						
DP	耐候性塗料塗り	JIS K 5659/5658																																						
EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	JIS K 5660																																						
EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り	JIS K 5663																																						
UC	ウレタン樹脂ワニス塗り	JASS 18 M-301/-502																																						
OS	オイルステイン塗り																																							
WP	木材保護塗料塗り	JASS 18 M-307																																						
6	SOP	木部 ・ A種 (新規外部) (7.5.2) ※B種 (新規内部 (多孔質広葉樹の場合を除く)、塗替え) 鉄鋼面 ・ A種 (新規) ※B種 (新規又は塗替え) (7.5.3) 亜鉛めっき鋼面 ※A種 (鋼製建具、塗替え) ※B種 (新規、その他) (7.5.4)																																						
7	CL	・ A種 ※B種 (7.6.2)																																						
8	NAD	・ A種 ※B種 (7.7.2) (表 7.7.1)																																						
⑨	DP	鉄鋼面 上塗り 1級 (7.8.2) (表 7.8.1) ※アルミ面については、鉄鋼面の記載を準用する。 亜鉛めっき鋼面 上塗り 1級 (7.8.3) (表 7.8.2) コンクリート面及び押出成形セメント板面 (7.8.4) (表 7.8.3) ・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種 上塗り 1級 ・ A-2種 ・ B-2種 ・ C-2種 上塗り 1級																																						
⑩	EP-G	コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面 (7.9.2) (表 7.9.1) ・ A種 (新規) ※B種 (新規又は塗替え) 屋内の木部 新規 (多孔質広葉樹の場合を除く) ※A種 ・ B種 (7.9.3) (表 7.9.2) 塗替え ・ A種 ※B種 (7.9.3) (表 7.9.2) 屋内の鉄鋼面 ・ A種 (新規) ※B種 (7.9.4) (表 7.9.3)																																						

章	項目	特記事項
11	EP	屋内の亜鉛めっき鋼面 ※A種 ・ B種 (7.9.5) (表 7.9.4) ・ A種 (新規) ※B種 (新規又は塗替え) ・ C種 (7.10.2) (表 7.10.1)
12	UC	・ A種 ※B種 (7.11.2) (表 7.11.1)
13	WP	・ A種 ※B種 (7.13.2) (表 7.13.1)
⑪	錆止め兼用特殊ウレタン樹脂系塗料	・ A種 ※B種 1 適用 ※玄関扉 ・ 図示による ※はけ ※ローラー 2 工法 3 材料 下記参考メーカー製品又は同等品以上 エスケー化研株式会社 ワンツーマイルDU 日本ペイント株式会社 防錆形ファインウレタンU100 関西ペイント株式会社 パワーMレタンEX
7	屋根改修工事	1. 長尺金属板葺 1 種類 ※図示による (13.2.2) (表 13.2.1) (板及びコイルの種類、塗膜の耐久性、めっき付着量、厚さ) 2 下葺材料の種類 ※図示による (13.2.2(3)) (表 13.2.2) 3 屋根葺形式 ※図示による (13.2.3) 4 屋根葺工法 ※メーカー仕様による (13.2.3) による 建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法とし、詳細は図示による。 5 雪止め ※図示による ・ 設けない (13.2.3(4)) 2. アスファルトシングル葺 1 種類 ※図示による 2 下葺材料の種類 ※図示による 3 屋根葺形式 ※図示による 4 屋根葺工法 ※メーカー仕様による 建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法とし、詳細は図示による。 5 雪止め ※図示による ・ 設けない 3. 保証 1 保証書 受注者、施工業者及びメーカーの三者連名とする。 2 保証期間 ※10年 ・ 図示による
8	環境配慮改修工事	① アスベスト含有建材の処理工事 ② CCA処理木材の処理工事 ③ ウレタン系塗膜防水の材料 1 (9.1.1)~(9.1.6)及び《6.1.1》~《6.6.5》によるほか、第1章 23項発生材の処理等による。 1 防腐処理木材については、CCA処理木材(クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤処理木材)の該当の有無について調査・確認のうえ、該当する場合は、適切な燃焼・排ガス処理設備を有する中間処理施設で処理する。 《4.5.1(7)》 「特定化学物質障害予防規則」及び「有機溶剤中毒予防規則」に該当しないこと。

- 【参考メーカーリスト】
- 金属 手摺鋼製支柱補強、段差解消スロープ
- 株式会社メタルクラフト
 - 室金物株式会社
- サイン カットニングシート
- 株式会社ウエダ本社
 - 株式会社フジタ
 - 永和工業株式会社
 - 株式会社久保塗板製作所

変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 8 37 枚の内		NO. 〇 枚の内
	付近見取図・配置図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/500・1/5,000	維持工事課		

敷地位置：京都市伏見区石田大受町50番地



変更 記事		京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 発注図 </div>
		ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO.09 37 枚の内	
		整備項目-1	京都市住宅供給公社	
		令和 8年 3月	維持工事課	

整備項目 【本工事に含まれる設備工事は別図による。】

- 外壁改修工事において建物の外部に面する部分及び共用部の躯体（壁・柱・天井・手摺・パラペット等）は劣化補修（クラック、爆裂、他）を施すこと。
- 階段室、E Vホールの内壁において躯体（壁・柱・天井等）は劣化補修（クラック、爆裂、他）を施すこと。
- 住戸棟バルコニー等の既設防鳥ネット類は本工事において一時取外し外壁改修工事を施し、完了後再取付すること。

階	部位	既存仕様	整備項目	階	部位	既存仕様	整備項目
共通	【外部】			共通	【廊下】		
	外壁	コンクリート打放 リシン 吹付	劣化補修の上、可とう形改修塗材E		天井(梁型含む)	コンクリート打放 リシン 吹付	劣化補修の上、外装薄塗材E
			打継目地：既存シーリング撤去の上、シーリング再充填工法			壁	H1,200以下：モルタルコテ押え VP塗り
	柱・梁	コンクリート打放 リシン 吹付	劣化補修の上、可とう形改修塗材E				H1,200以上：モルタル刷毛引き リシン 吹付
	R C庇(塔屋部)	防水モルタルコテ押え	劣化補修、下地調整の上、ポリマーセメント系塗膜防水		柱	コンクリート打放 モルタル刷毛引きリシン吹付	劣化補修の上、可とう形改修塗材E
	アルミ格子	カラーアルミ製（既製品）	脱着し既存下地処理の上、耐候性塗料塗替え（DP塗替え）		巾木	防水モルタルコテ押え H=100	現状のまま、清掃のみ
	屋上	平場・立上り：改質アスファルトシート防水工法	清掃のほか、No.29、No.30屋上防水改修に係る図面による		床	防水モルタルコテ押え目地切	現状のまま、排水溝部分のみポリマーセメント系塗膜防水
	塔屋部屋上	平場・立上り：アスファルト防水	清掃のほか、屋上点検口（DP塗替え）		手摺	手摺部：スチール製	既存下地処理の上、耐候性塗料塗替え（DP塗替え）
	巾木	防水モルタルコテ押え	清掃のみ				天端：防水モルタルコテ押え
	設備配管 (連結送水管を除く)	焼付塗装・SOP塗り	既存下地処理の上、耐候性塗料塗替え（DP塗替え）		アルミ格子	カラーアルミ製（既製品）	脱着の上、耐候性塗料塗替え（DP塗替え）
	縦樋 (呼び樋含む)	角パイプ 100角 DP塗り	【バルコニー側】 既存下地処理の上、耐候性塗料塗替え（DP塗替え）	共通	【バルコニー】		
			既存縦樋加工のうえ、屋上排水用φVP100φ新設、支持金物（SUS304製）	【共用廊下側】 既存撤去、φVP100φ新設、支持金物（SUS304製）		天井(梁型含む)	コンクリート打放 リシン 吹付
	鋼製建具	SOP塗り	既存下地処理の上、耐候性塗料塗替え（DP塗替え）		壁	コンクリート打放 リシン 吹付	劣化補修の上、可とう形改修塗材E
	棟番号	ABS樹脂製箱文字（H600×W400程度）	既存下地処理の上、耐候性塗料塗替え（DP塗替え）		柱	コンクリート打放 リシン 吹付	劣化補修の上、可とう形改修塗材E
	その他	建具周囲シーリング（アスベスト含有）	清掃のみ		巾木	防水モルタルコテ押え H=100	現状のまま、清掃のみ
1	【E Vホール】				床	防水モルタルコテ押え目地切	現状のまま、排水溝部分のみポリマーセメント系塗膜防水（図示）
	天井(梁型含む)	プラスターボード貼 突付張り 吸音材吹付	既存下地処理の上、外装薄塗材E		手摺	RC部：コンクリート打放 リシン 吹付	劣化補修の上、可とう形改修塗材E
			劣化補修の上、可とう形改修塗材E				格子部：鋼製角パイプ OP塗り
	壁	モルタルコテ押え VP塗り	劣化補修の上、可とう形改修塗材E				天端：防水モルタルコテ押え
			一部タイル貼り	現状のまま、清掃のみ		物干し金物	アルミ製
	柱	モルタルコテ押え VP塗り	劣化補修の上、可とう形改修塗材E		隔壁	枠：カラーアルミ製	既存下地処理の上、耐候性塗料塗替え（DP塗替え）
	巾木	108角タイル貼り	現状のまま、清掃のみ				石綿ケイ酸カルシウム板
	床	108角タイル貼り	現状のまま、清掃のみ				避難用シール400×180両面貼替
					排水管	鋼管 SOP塗り	既存下地処理の上、耐候性塗料塗替え（DP塗替え）
					通気管	硬質塩ビ管 SOP塗り	既存下地処理の上、耐候性塗料塗替え（DP塗替え）
				共通	物入(外壁側)	石綿サンドイッチパネル	既存下地処理の上、耐候性塗料塗替え（DP塗替え）
					【階段室】		
	天井(梁型含む)	コンクリート打放 吸音材吹付	劣化補修の上、外装薄塗材E		天井(梁型含む)	コンクリート打放 吸音材吹付	劣化補修の上、外装薄塗材E
			劣化補修の上、可とう形改修塗材E				(8階のみ プラスターボード貼 突付張り 吸音材吹付)
	壁	モルタルコテ押え VP塗り	劣化補修の上、可とう形改修塗材E		壁	モルタルコテ押え EP塗り	劣化補修の上、可とう形改修塗材E
			劣化補修の上、可とう形改修塗材E		柱	モルタルコテ押え EP塗り	劣化補修の上、可とう形改修塗材E
	柱	モルタルコテ押え VP塗り	劣化補修の上、可とう形改修塗材E		巾木	モルタルコテ押え H=100	現状のまま、清掃のみ
	巾木	アートフロアー塗り H=100	現状のまま、清掃のみ		床	モルタルコテ押え	現状のまま、清掃のみ
	床	アートフロアー塗り	現状のまま、清掃のみ		鋼製建具	SOP塗り	既存下地処理の上、耐候性塗料塗替え（DP塗替え）
	EXP. J	SUS鋼板	清掃		手摺	塩ビ製	清掃

※この項以降の各図面にも上記以外の改修項目の記載あり。
 ※外壁塗装及びその他塗装の色は、既存建物の塗り分けに基づき色を塗り分けること。
 色の決定は、色見本を作成し、監督員の承諾を受けること。
 ※ボード類の撤去がある場合はアスベスト含有建材とみなしてアスベスト処理を行う。

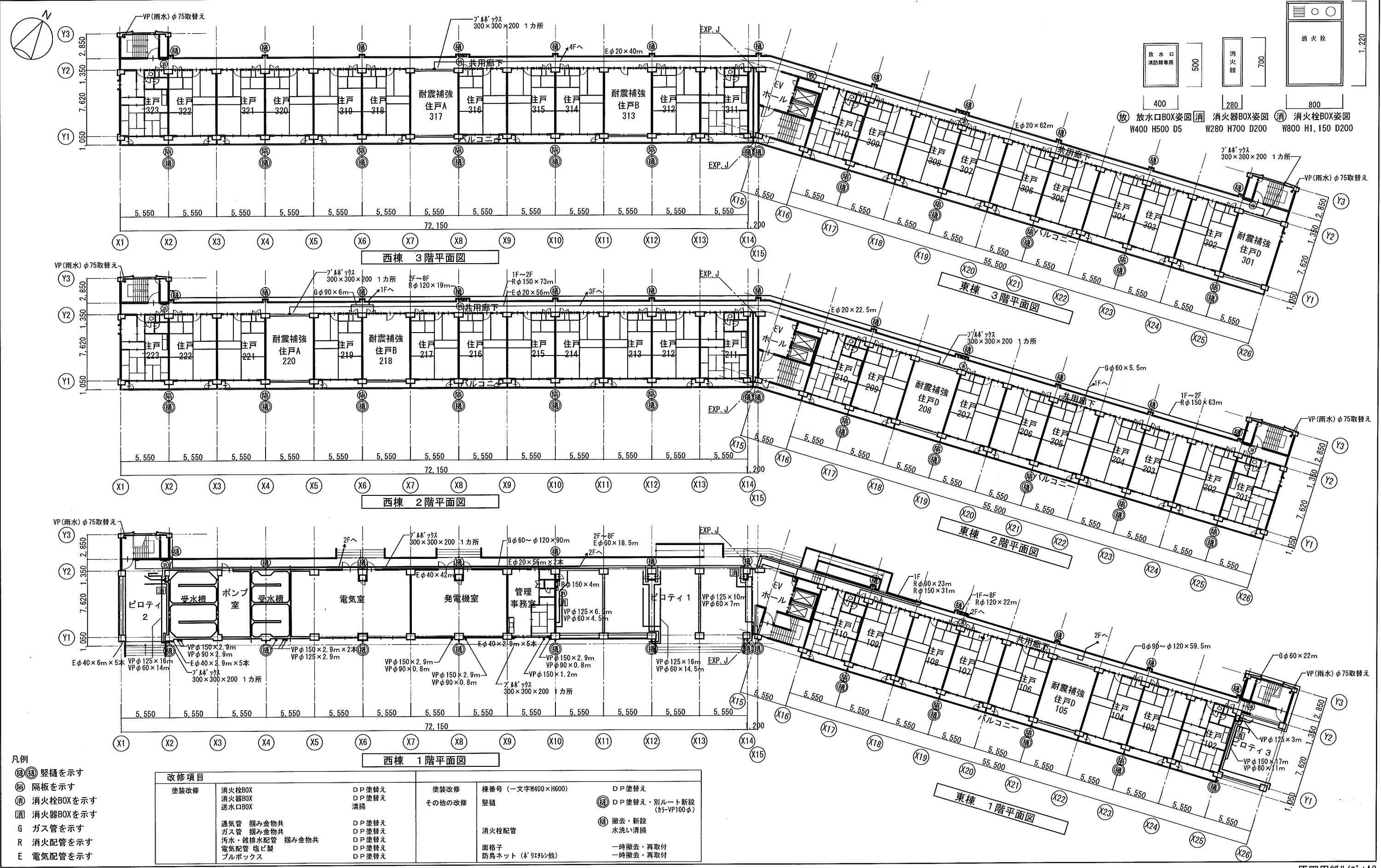
変更
記事

京都市大受市営住宅修繕工事
ただし、2号棟外壁改修その他工事
平面図 1
令和 8年 3月

設計変更
NO. 11 37 枚の内
京都市住宅供給公社
維持工事課

NO. 枚の内
令和 年 月

発注図



- 凡例
- ⊕ 壁を示す
 - ⊖ 隔板を示す
 - ⊙ 消火栓BOXを示す
 - ⊚ 消火器BOXを示す
 - G ガス管を示す
 - R 配管を示す
 - E 電気配管を示す

改修項目		棟番号 (一文字W400×H600)	
塗装改修	消火栓BOX 消火器BOX 送水口BOX	塗装改修 その他の改修	壁 消火栓配管 面格子 防鳥ネット (※イソレシ他)
	通気管 組み金物共 ガス管 組み金物共 汚水・雑排水配管 組み金物共 電気配管 塩ビ製 プルボックス		
	DP塗替え DP塗替え 清掃	DP塗替え DP塗替え 撤去・新設 水洗い清掃	DP塗替え DP塗替え・別ルート新設 (※VP100φ)
	DP塗替え DP塗替え DP塗替え DP塗替え DP塗替え	一時撤去・再取付 一時撤去・再取付	

変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">発注図</div>	
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 12 (37) 枚の内		NO. () 枚の内
	平面図 2	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/400	維持工事課		



- 凡例
- ⊕ 縦壁を示す
 - ⊖ 隔板を示す
 - ⊙ 消火栓BOXを示す
 - ⊚ 消火器BOXを示す
 - ⊖ 消火器BOXを示す
 - G ガス管を示す
 - R 消火配管を示す
 - E 電気配管を示す

改修項目		棟番号(一文字W400×H600)	
塗装改修	消火栓BOX 消火器BOX 送水口BOX	DP塗替え DP塗替え 清掃	塗装改修 縦壁
	通気管 組み金物共 ガス管 組み金物共 汚水・雑排水配管 組み金物共 電気配管 塩ビ製 プルボックス	DP塗替え DP塗替え DP塗替え DP塗替え DP塗替え	消火栓配管 面格子 防鳥ネット(※1以外他)
			DP塗替え DP塗替え・別ルート新設(※7-VPφ100) 撤去・新設 水洗い清掃 一時撤去・再取付 一時撤去・再取付

変更
記事

京都市大受市営住宅修繕工事

ただし、2号棟外壁改修その他工事

平面図 3

令和 8年 3月 S=1/400

NO. 13 37 枚の内

京都市住宅供給公社

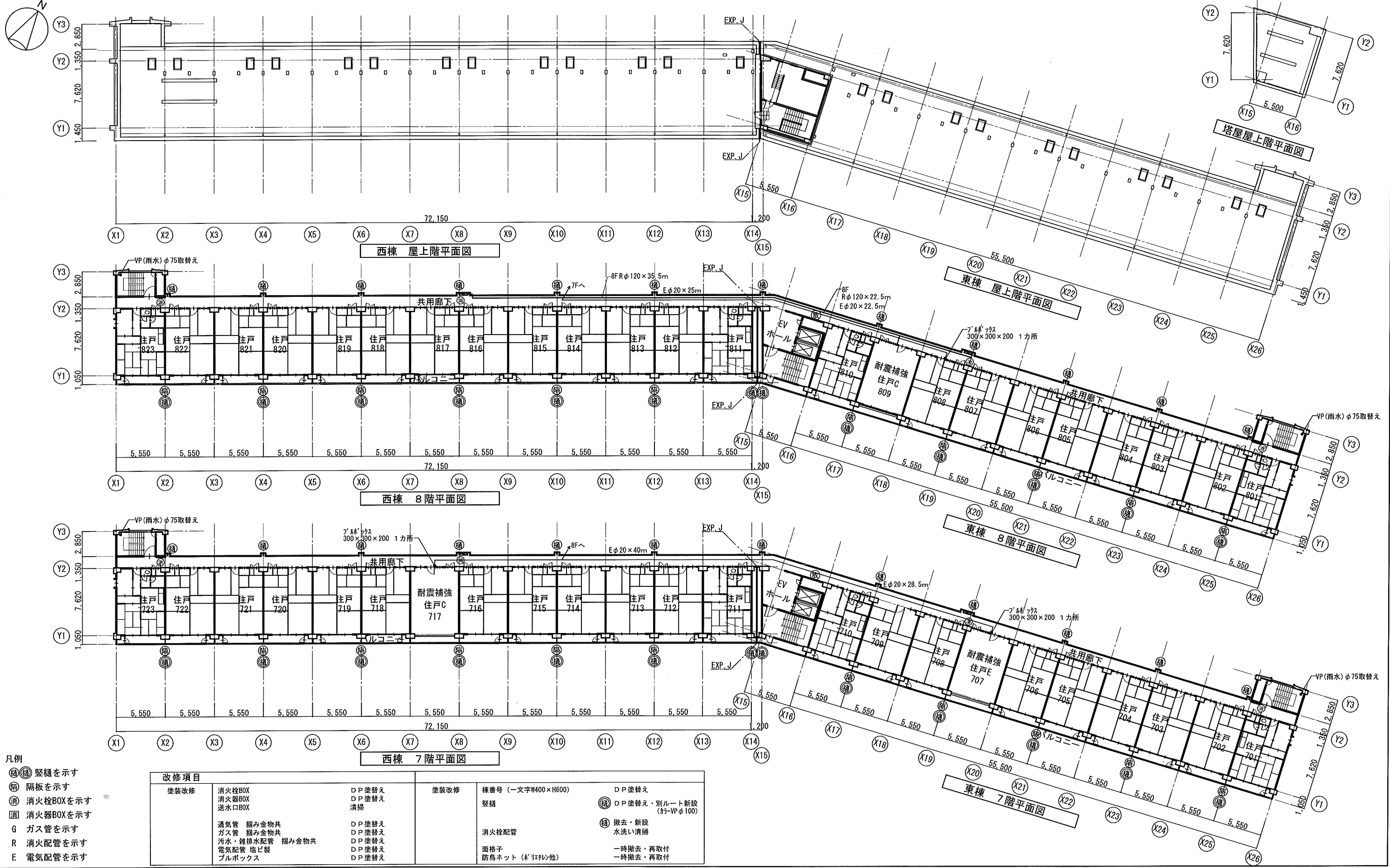
維持工事課

設計変更

NO. 〇 枚の内

令和 年 月

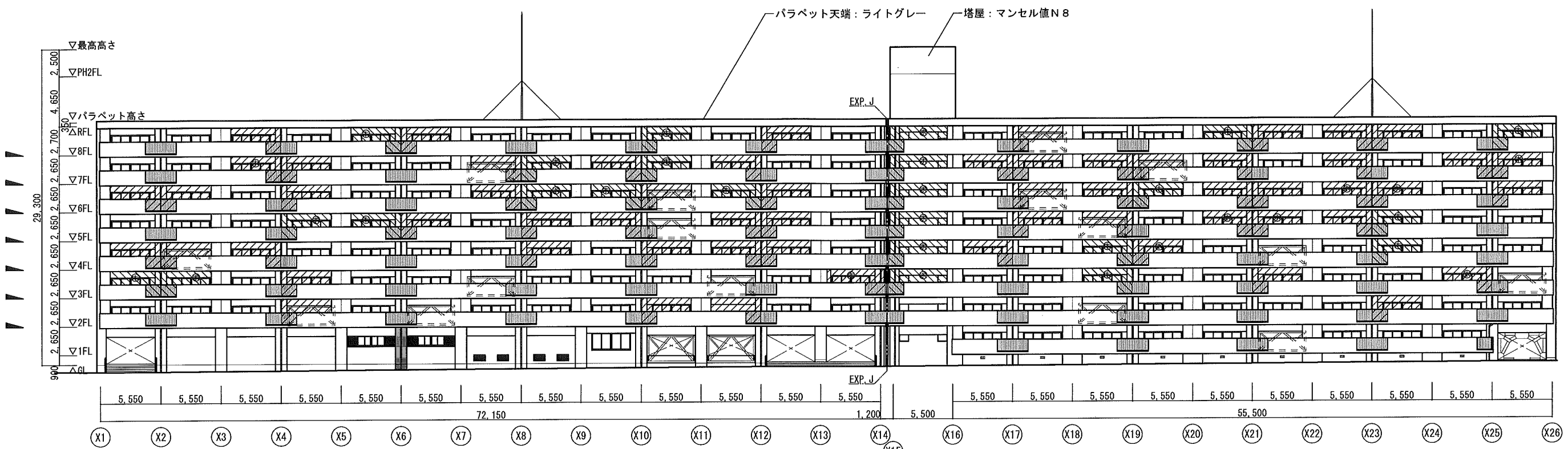
発注図



- 凡例
- ⊙ 堅樋を示す
 - ⊗ 隔板を示す
 - ⊕ 消火栓BOXを示す
 - ⊖ 消火器BOXを示す
 - G ガス管を示す
 - R 消火配管を示す
 - E 電気配管を示す

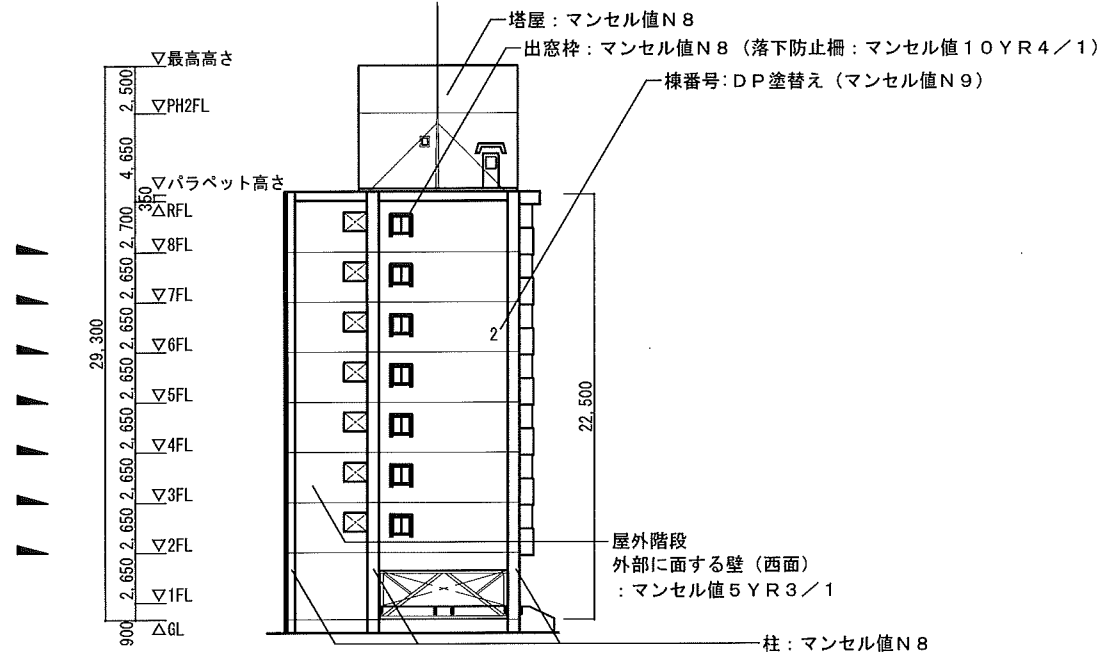
改修項目		棟番号 (一文字W400×H600)	
塗装改修	消火栓BOX 消火器BOX 送水口BOX	堅樋	消火栓配管
	通気管 囲み金物共 ガス管 囲み金物共 汚水・雑排水配管 囲み金物共 電気配管 塩ビ製 ブルボックス	面格子 防鳥ネット (※リフレ他)	
	D P 塗替え D P 塗替え 清掃	D P 塗替え D P 塗替え・別ルート新設 (カマVPφ100)	D P 塗替え 撤去・新設 水洗い清掃
	D P 塗替え D P 塗替え D P 塗替え D P 塗替え D P 塗替え	一時撤去・再取付 一時撤去・再取付	

変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 15 (37) 枚の内		NO. () 枚の内
	立面図 2	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/400	維持工事課		



西棟 南立面図

東棟 南立面図



西棟 西立面図

色彩リスト (参考)	マンセル値	マンセル値	
① 天井・軒裏	N9	①7 戸用壁紙	N9.3
② 外部に面する梁・壁	N9	①8 戸用壁紙	N9
③ 外部に面する柱	N8	①9 戸用壁紙	N9
④ 外部に面する壁 (裏面)	5YR3/1	②0 耐震補強鉄骨 (住戸部)	N9
⑤ 外部に面する柱・壁・梁 (塔屋、階段室、屋外階段)	N8	②1 1階バルコニー天井 (木・T部)	N9
⑥ 手摺壁内側・外部に面する壁 (廊下壁)	N9.3	②2 耐震補強鉄骨 (T部)	N9
⑦ 内壁に面する巾木 (モルタル面)	N9.3	②3 階段室天井 (T部)	N9
⑧ 棟番号	N9	②4 エレベーターホール・階段室天井	N9
⑨ 手摺壁内側・廊下壁内側 (腰下)	N9	②5 エレベーターホール・階段室壁	N9
⑩ 鋼製建具	10YR4/1	②6 階段・格子 (階段室)	N9
⑪ 玄関扉	10YR4/1	②7 消火栓BOX・消火器BOX	5R3/10
⑫ 鋼製手摺・手摺壁柱	10YR4/1	②8 排水管・通気管	N9
⑬ 鋼製格子・面格子	10YR4/1	②9 軒樋	N9
⑭ 天井裏換気口	N9	③0 縦樋・呼樋	N9
⑮ 床下換気口	10YR4/1	③1 設備盤・配管等	N9
⑯ 鋼製物干金物	N9		

- 凡例
- シリーing再充填工法を示す
 - 防鳥ネットを示す
 - 防鳥ネット(木製柱)を示す

改修項目		
塗装改修	電気配管 ブルボックス ガス配管 覆み金物共 排水管・通気管 棟番号 (一文字W400×H600)	DP塗替え DP塗替え DP塗替え DP塗替え DP塗替え
その他の改修	縦樋 (バルコニー部) 縦樋 (バルコニー部以外) 防鳥ネット (※)	DP塗替え・別ト新設 (防VP100φ) 撤去・新設 一時撤去・再取付

※ 再取付については、金具を用いて行うこと。

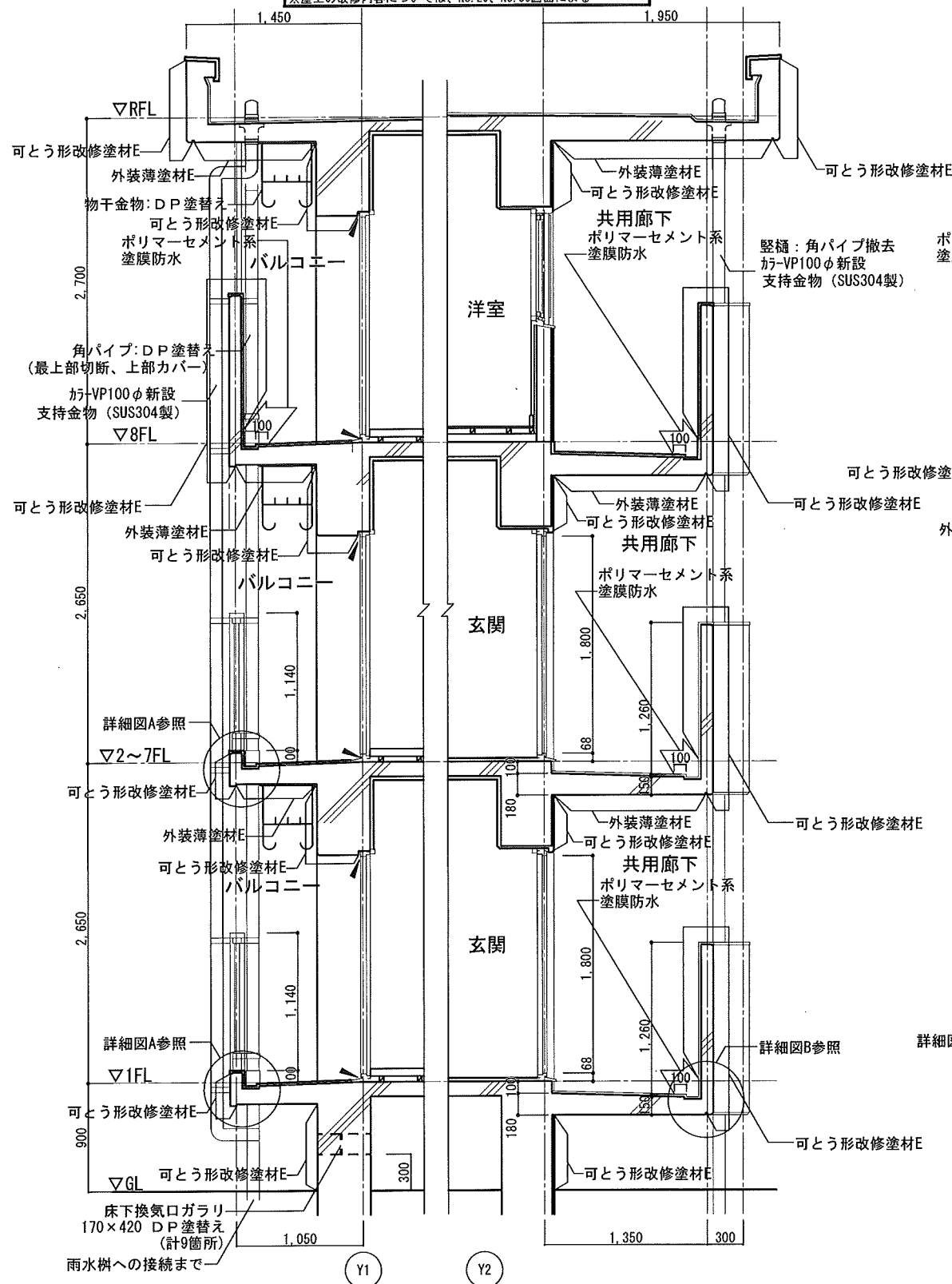
変更
記事

京都市大受市営住宅修繕工事
ただし、2号棟外壁改修その他工事
廊下・バルコニー改修図 1 (断面詳細図)
令和 8年 3月 S=1/50・1/20

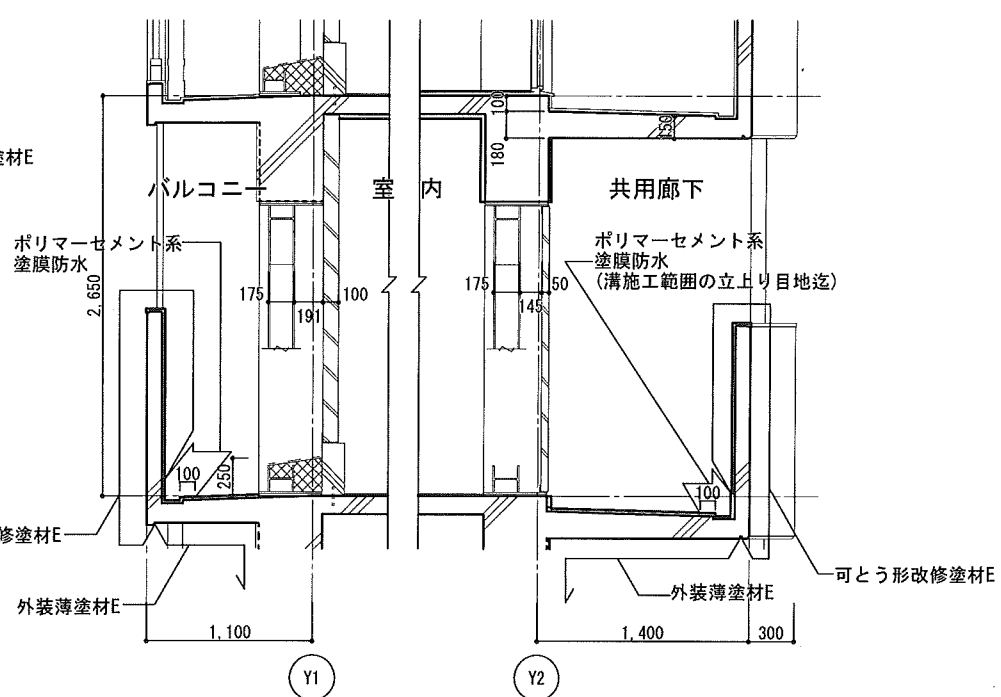
設計変更
NO. 37 枚の内
NO. 枚の内
京都市住宅供給公社
令和 年 月
維持工事課

発注図

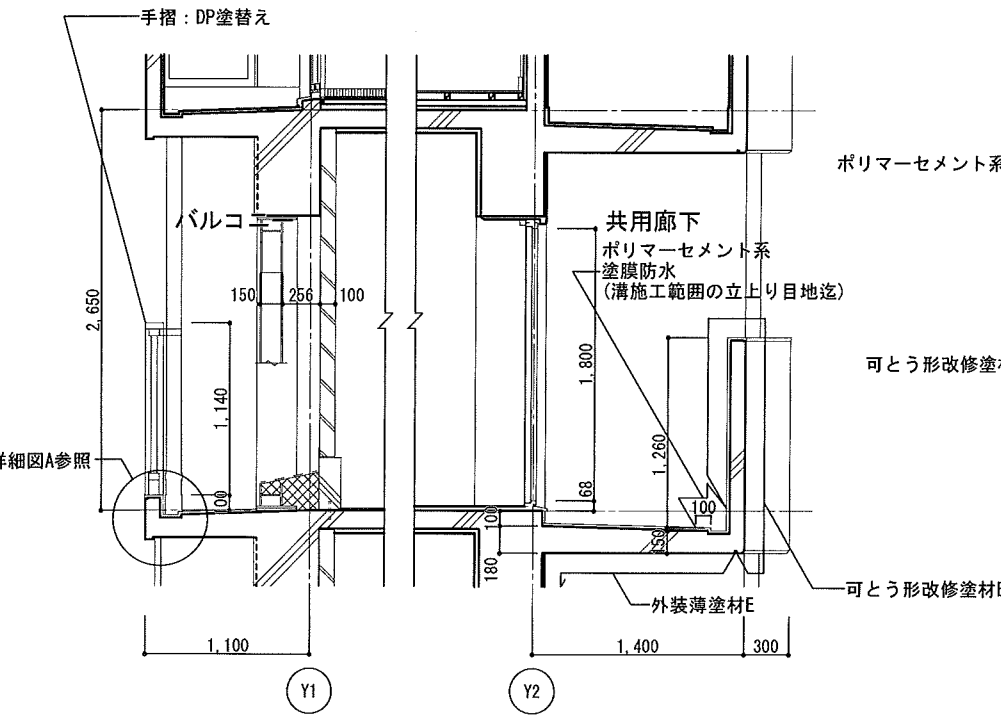
※屋上平場は、改質アスファルトシート防水(断熱工法)施工済みであるため資材等を仮置きする場合は必ず床養生を行うこと。
万が一防水面を損傷させた場合は、監督員に報告のうえ、補修方法を協議したうえで補修すること。
※屋上の改修内容については、No. 29、No. 30図面による



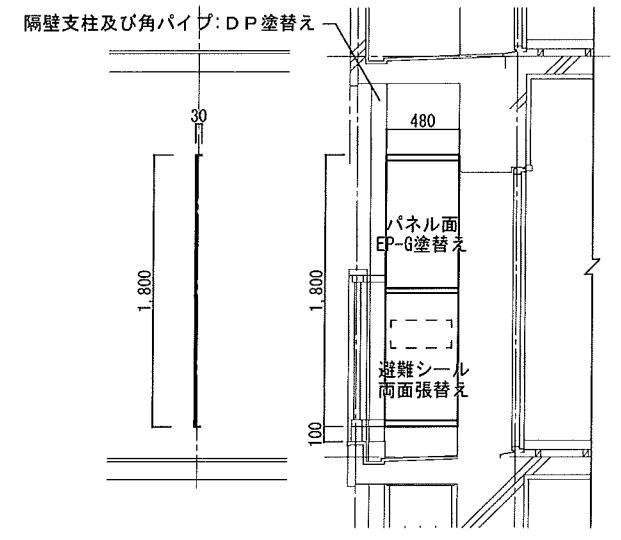
住戸 断面詳細図 1/50



耐震補強住戸A, D 断面詳細図 1/50



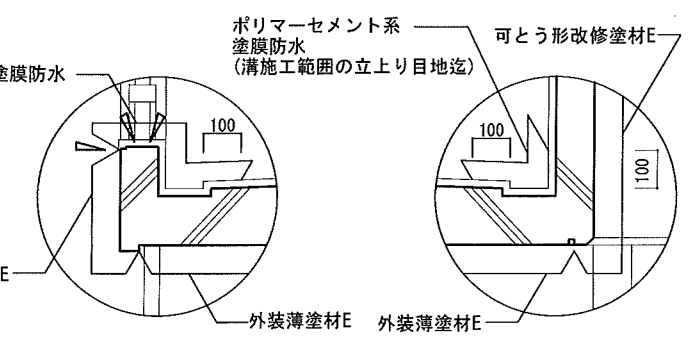
耐震補強住戸B, C, E 断面詳細図 1/50



断面図

姿図

隔板詳細図 1/50



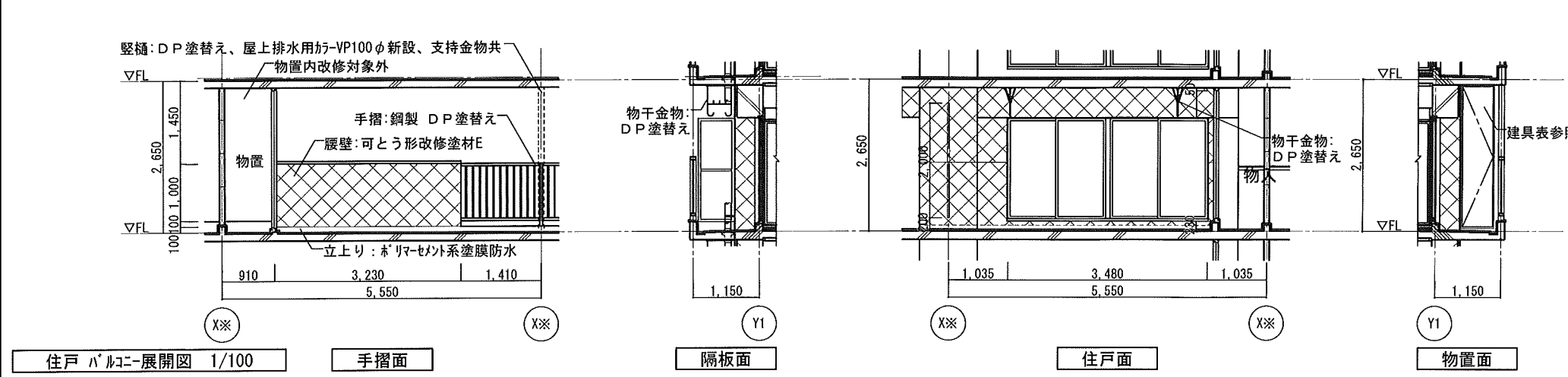
詳細図A 1/20

詳細図B 1/20

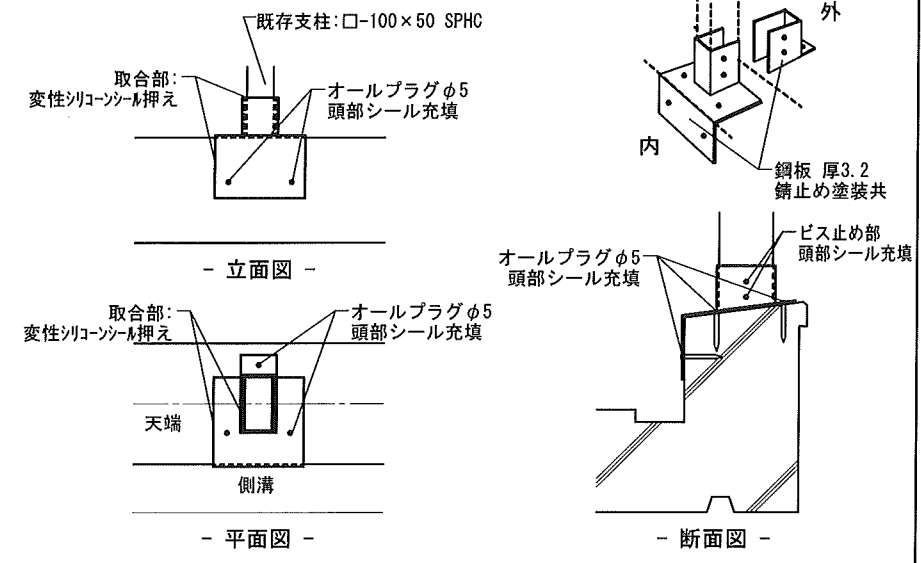
凡例
 ◀ シーリング充填工法
 ▶ シーリング再充填工法

改修項目		
塗装改修	外部に面する壁(庇軒天含む) 天井(RC)	可とう形改修塗材E 外装薄塗材E
	各階天井BOX 設備配管	DP塗替え DP塗替え
その他の改修	壁樋(バルコニー部) 壁樋(バルコニー部以外)	DP塗替え・別ト新設(ｶﾞｰｰVP100φ) 撤去・新設

変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 17 (37) 枚の内		NO. () 枚の内
	廊下・バルコニー改修図 2 (展開図)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/100・1/10	維持工事課		

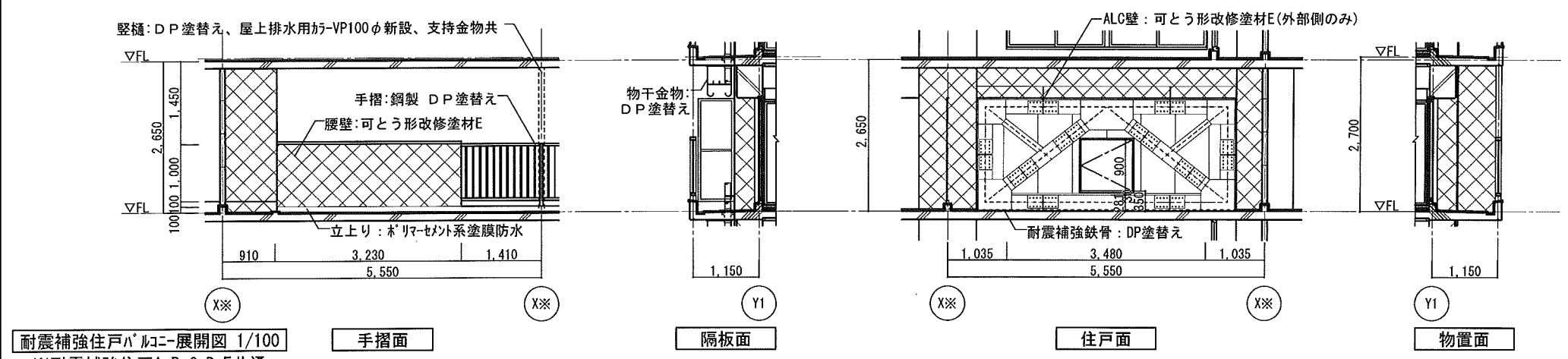


住戸バルコニー展開図 1/100 手摺面 隔板面 住戸面 物置面



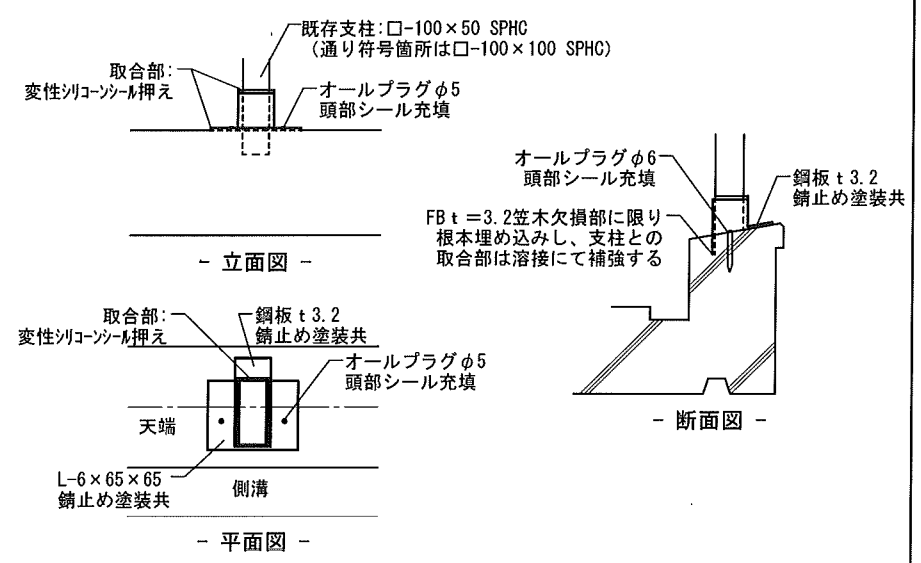
鋼製支柱補強詳細図 1/10 (廊下側・バルコニー側 共通)

※金物を行う錆止め塗装は、塗膜防水との相性を事前に確認すること。金物は製作前に現場調査を行い寸法や形状を決定すること。



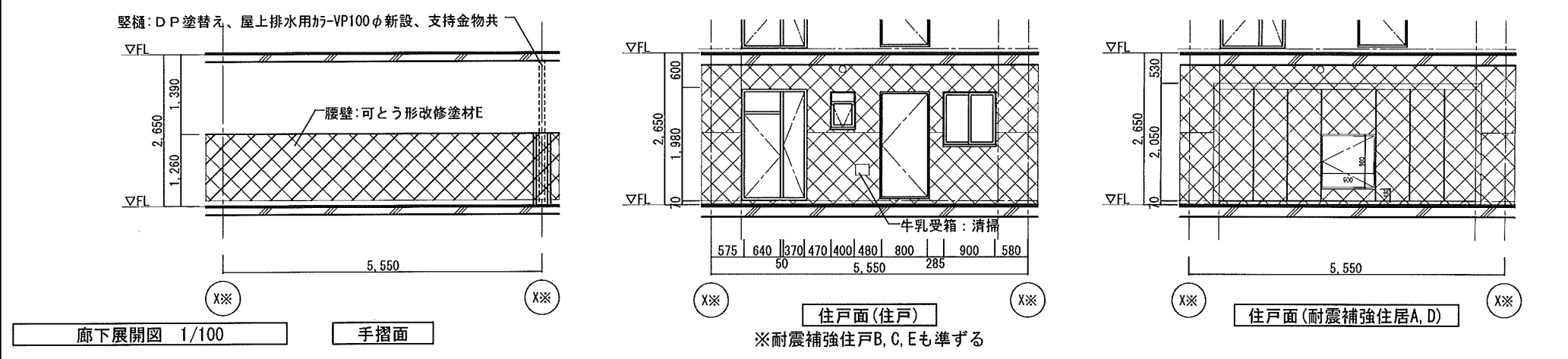
耐震補強住戸バルコニー展開図 1/100 手摺面 隔板面 住戸面 物置面

※耐震補強住戸A, B, C, D, E 共通



鋼製支柱補強詳細図 (隔板部) 1/10

- 凡例
- 可とう形改修塗材Eを示す
 - 外装薄塗材Eを示す

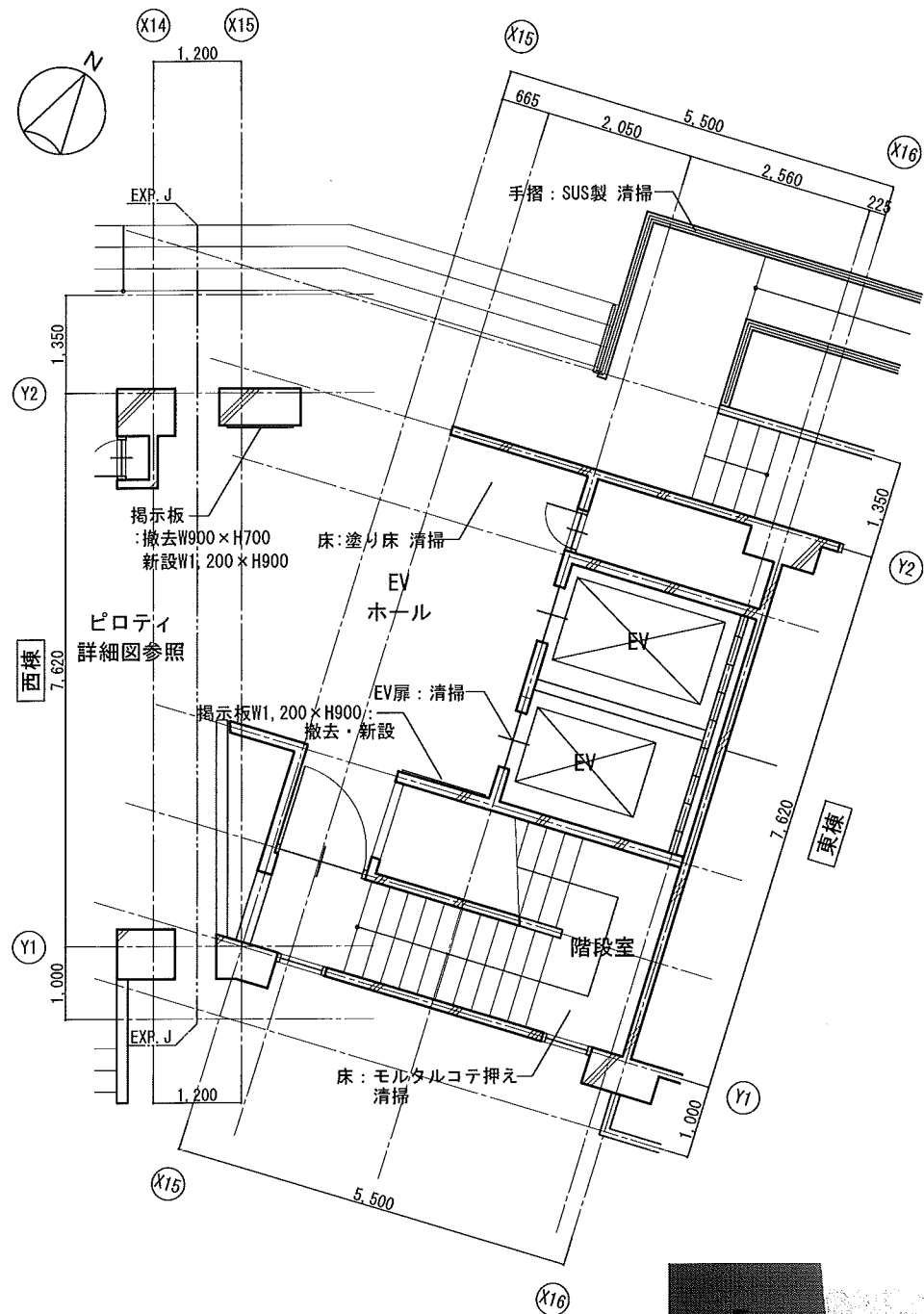


廊下展開図 1/100 手摺面 住戸面 (住戸) 住戸面 (耐震補強住居A, D)

※耐震補強住戸B, C, Eも準ずる

改修項目		
塗装改修	外部に面する壁 (庇軒天含む) 天井 (RC)	可とう形改修塗材E 外装薄塗材E
	各階天井BOX 設備配管	DP 塗替え DP 塗替え
その他の改修	壁柱 (バルコニー部) 壁柱 (バルコニー部以外) 撤去・新設	DP 塗替え・別ト新設 (か-VP100φ)

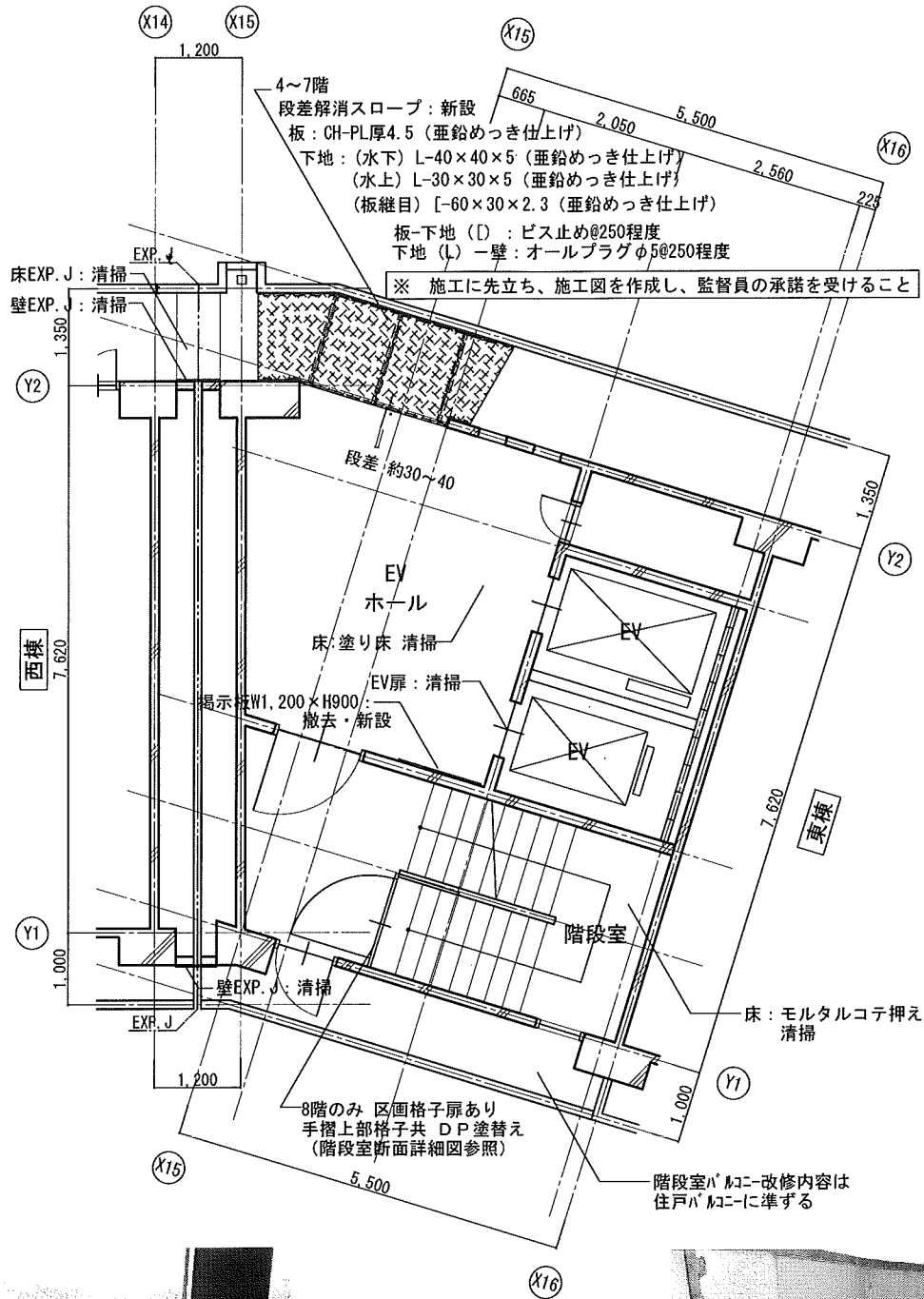
変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 18 37 枚の内		NO. 〇〇 枚の内
	EVホール・階段室改修図 1 (平面図)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/100	維持工事課		



1階 EVホール平面詳細図



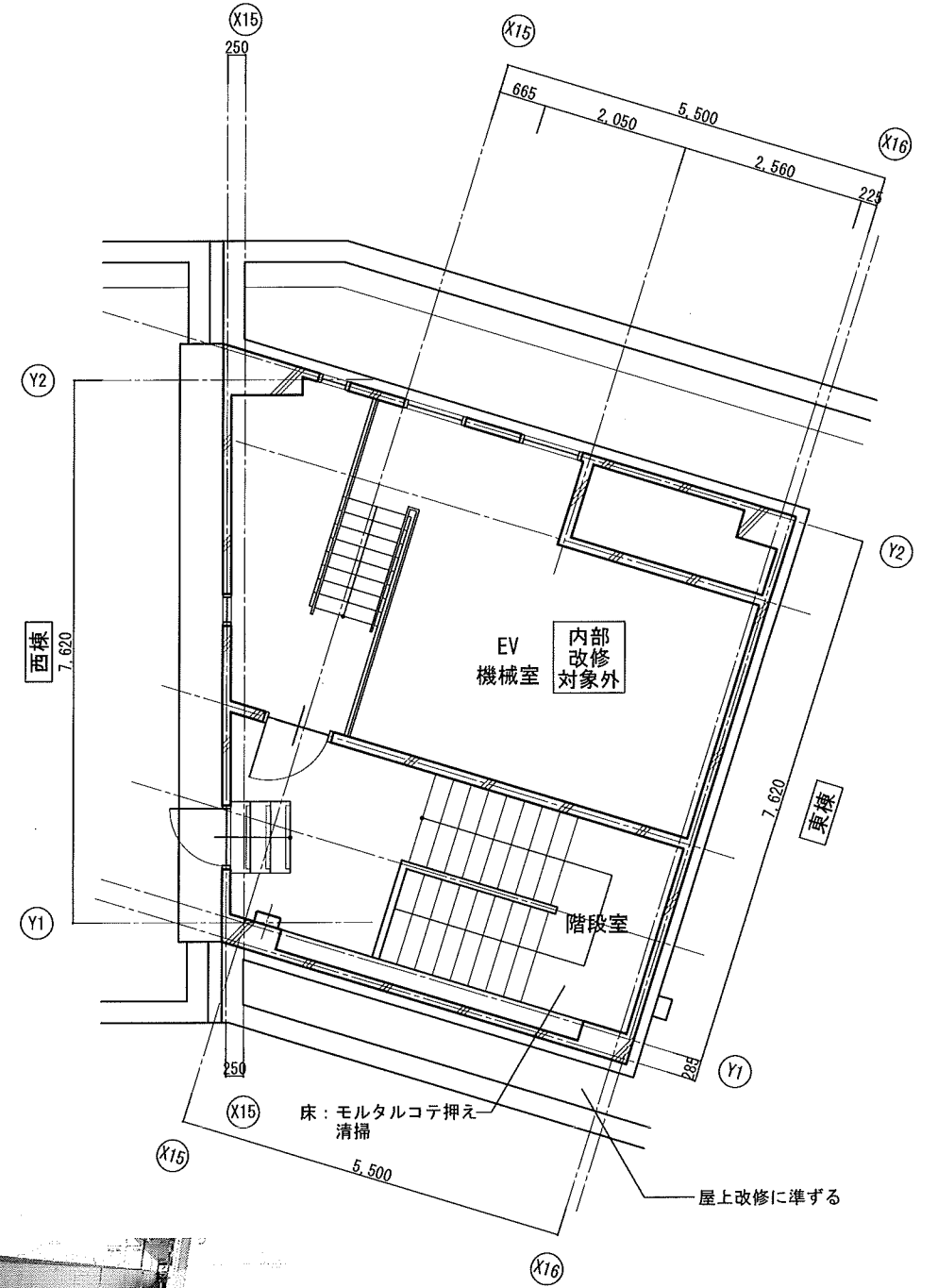
段差解消スロープ (参考写真)



2~8階 EVホール平面詳細図



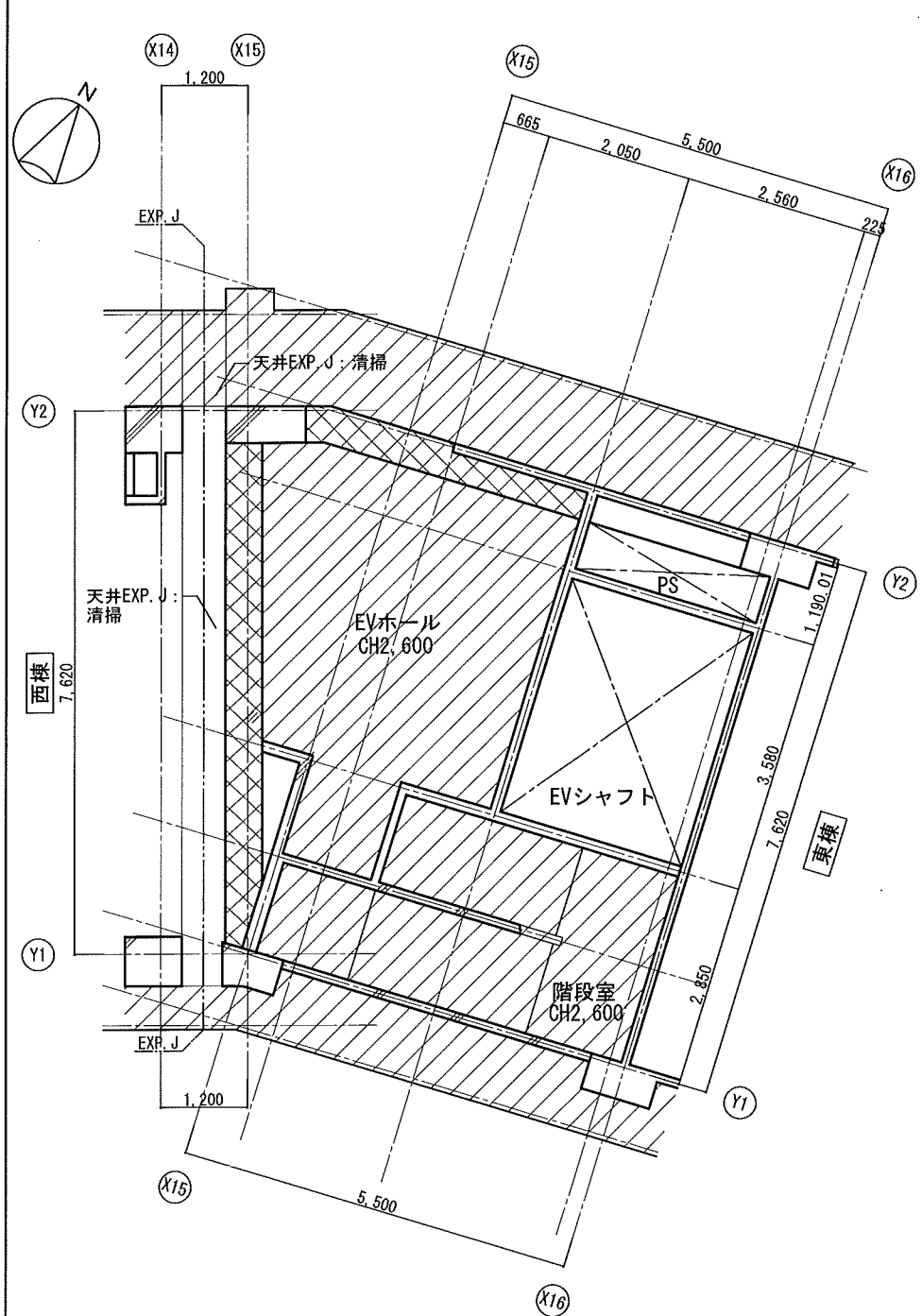
段差解消スロープ (参考写真)



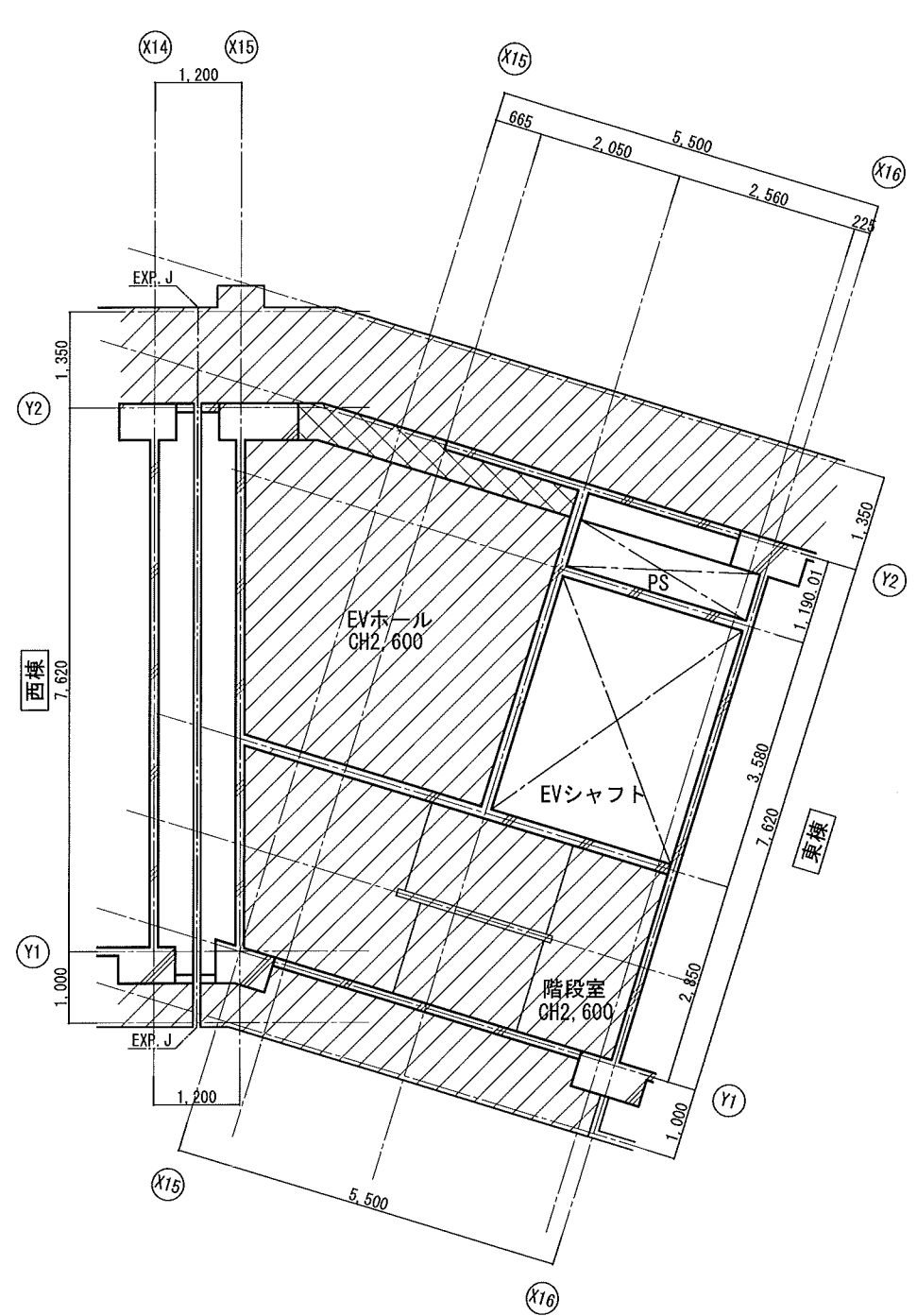
塔屋階 EVホール平面詳細図

改修項目		
塗装改修	外部に面する壁 (庇軒天含む)	可とう形改修塗材E
	天井 (RC)	外装薄塗材E
	天井 (木'-'貼り)	外装薄塗材E
	EVホール 壁	可とう形改修塗材E
	階段室 壁	可とう形改修塗材E
各階天井BOX 設備配管		DP塗替え DP塗替え
	その他の改修	壁紙 (バルコニー部) DP塗替え・別M-1新設 (別VP100φ) 壁紙 (バルコニー部以外) 撤去・新設 掲示板 撤去・新設

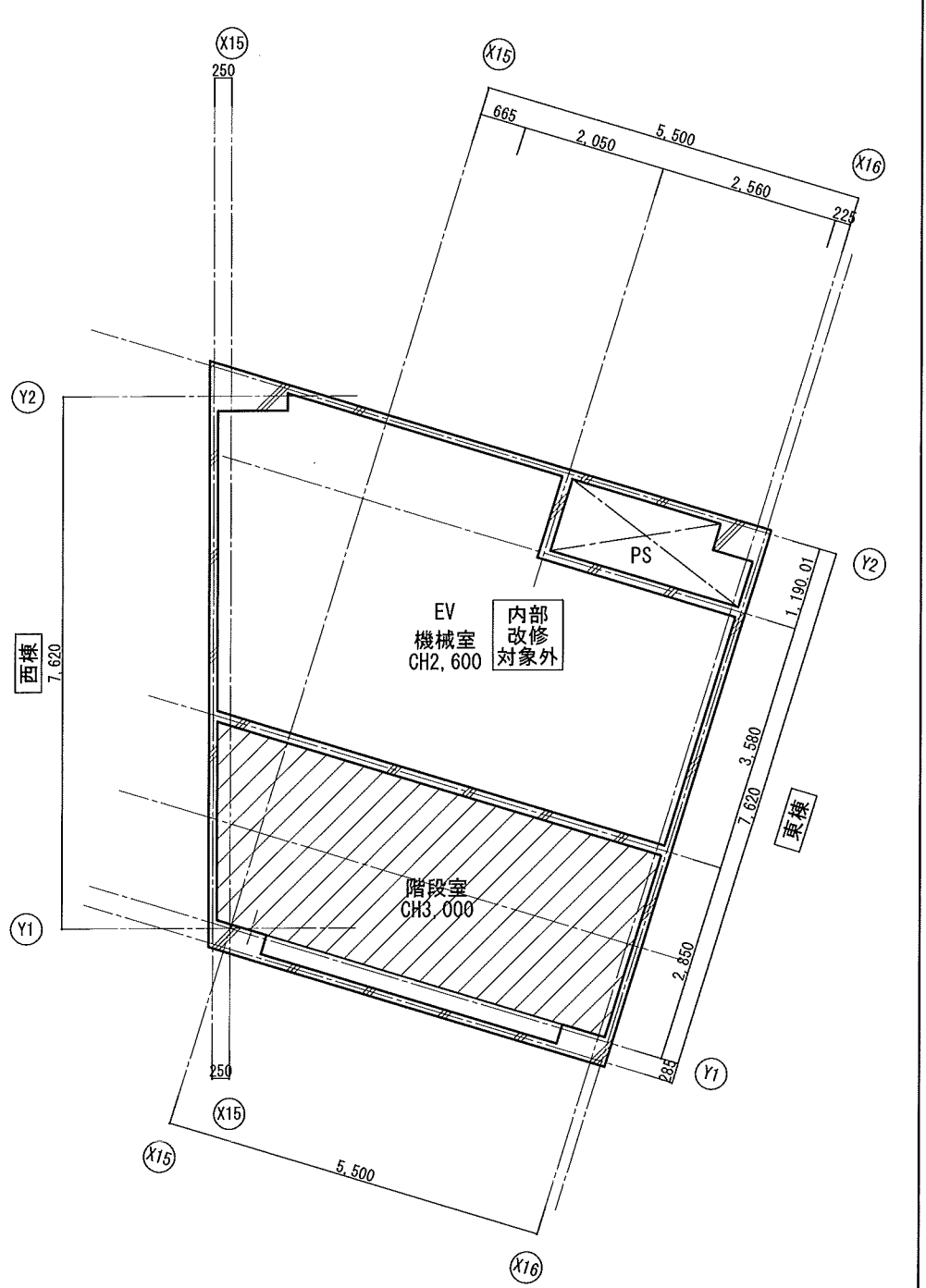
変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">発注図</div>	
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 19 37 枚の内		NO. 〇 枚の内
	EVホール・階段室改修図 2 (天井伏図)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/100	維持工事課		



1階 EVホール 天井伏図



2~8階 EVホール 天井伏図

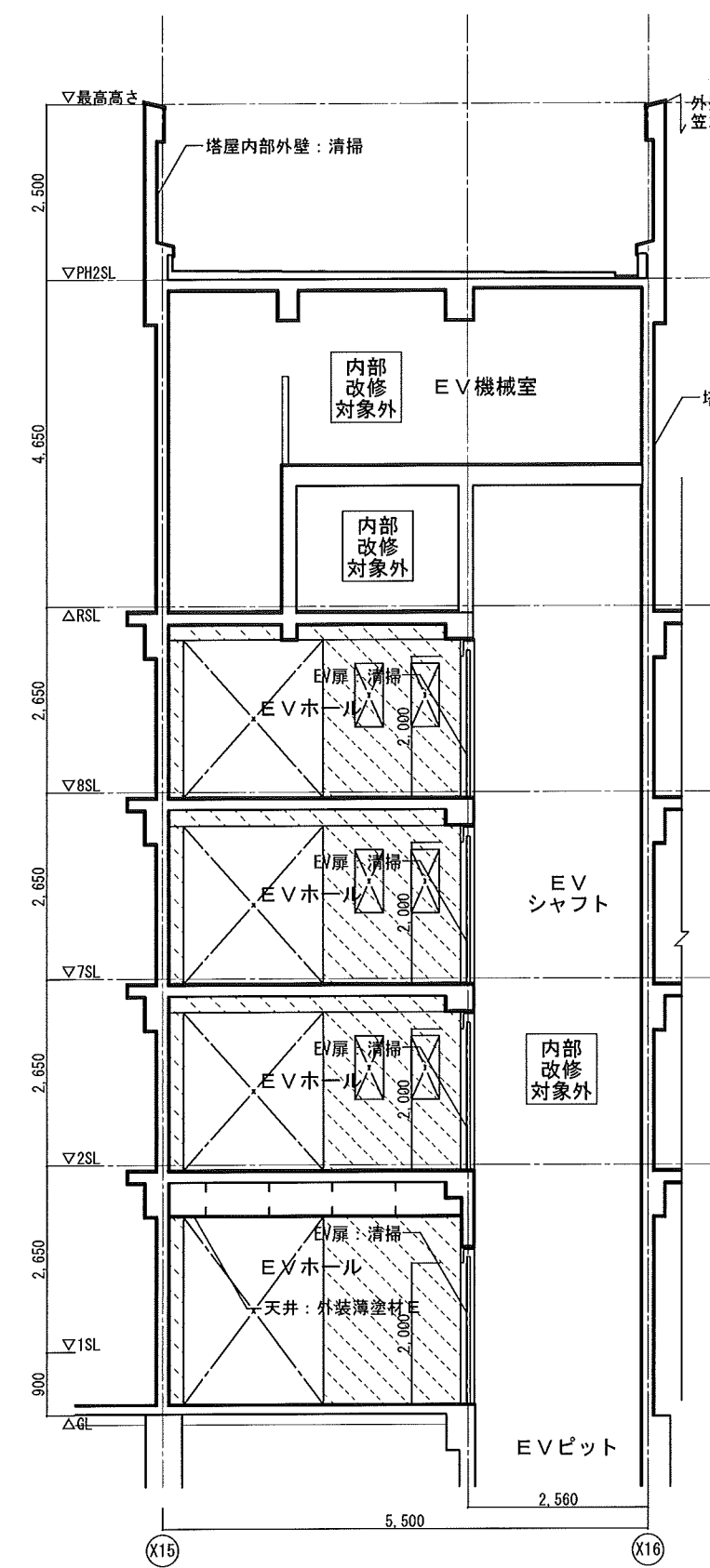


搭屋階 EVホール 天井伏図

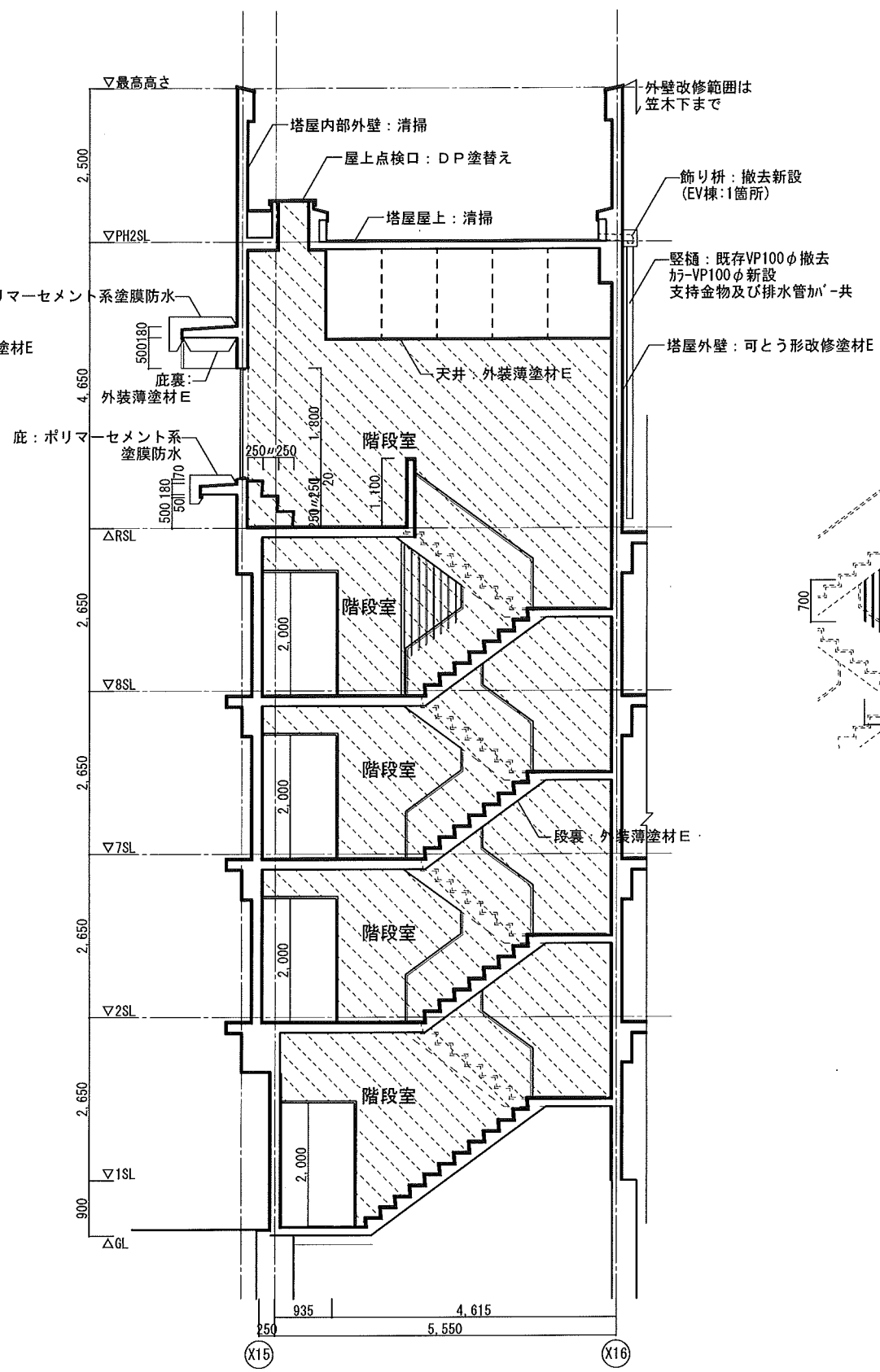
- 凡例
- 可とう形改修塗材Eを示す
 - 外装薄塗材Eを示す

改修項目		
塗装改修	外部に面する壁 (庇軒天含む)	可とう形改修塗材E
	天井 (RC)	外装薄塗材E
その他の改修	天井 (木'-t'貼り)	外装薄塗材E
	EVホール 壁	可とう形改修塗材E
	階段室 壁	可とう形改修塗材E
	各階天井BOX 設備配管	DP塗替え DP塗替え
その他の改修	壁 (バルコニー部)	DP塗替え・別ト新設 (カ-VP100φ)
	壁 (バルコニー部以外)	撤去・新設

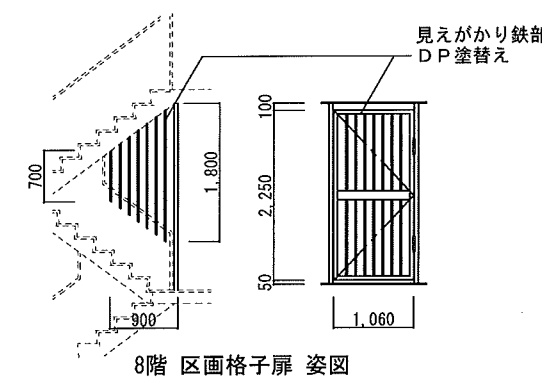
変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	N0. 20 37 枚の内		N0. 〇〇 枚の内
	EVホール・階段室改修図 3 (断面展開詳細図)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/100	維持工事課		



EVホール断面展開詳細図



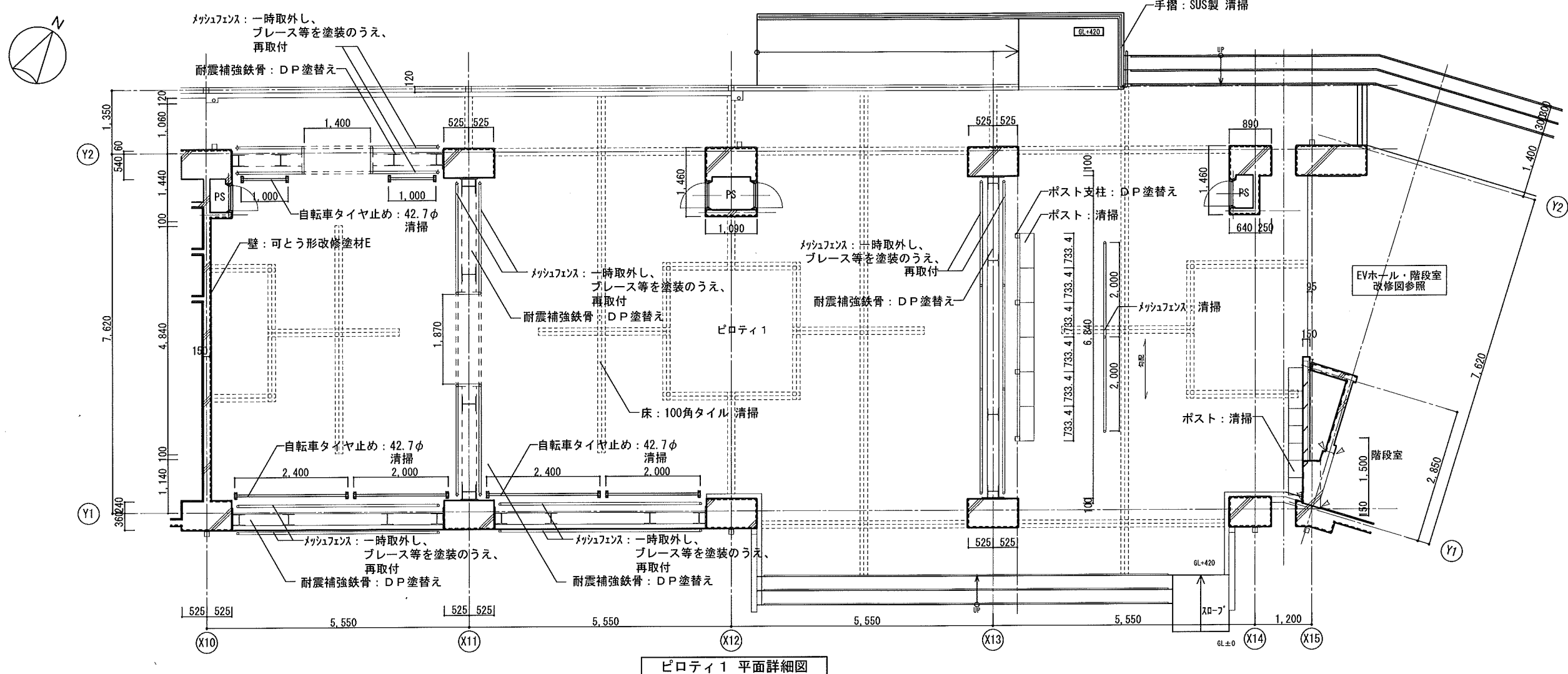
階段室断面展開詳細図



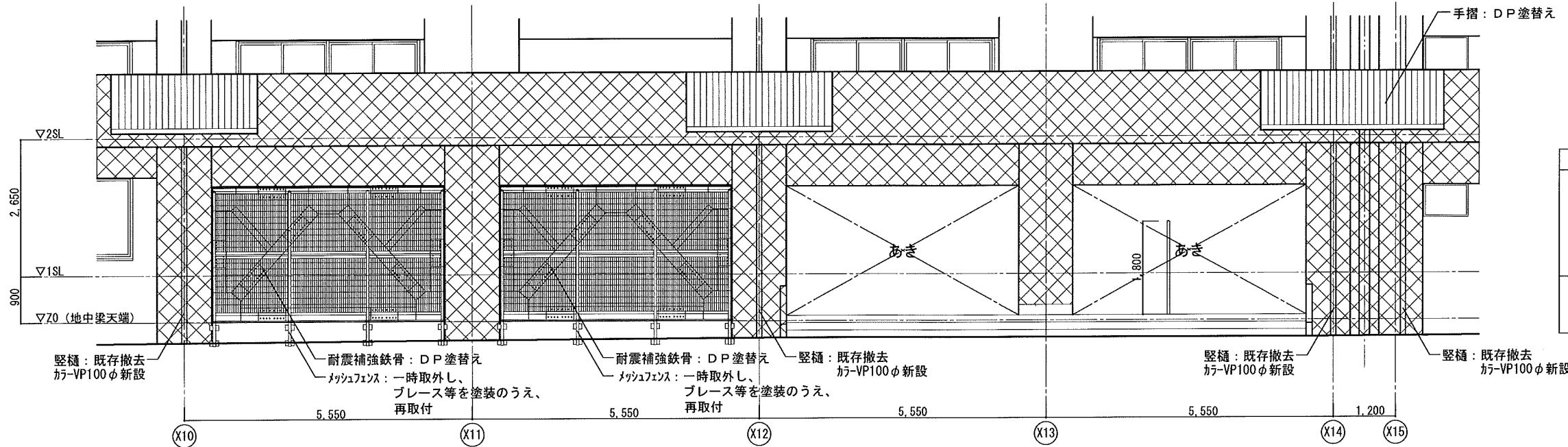
- 凡例
- 可とう形改修塗材Eを示す
 - 外装薄塗材Eを示す

改修項目		
塗装改修	外部に面する壁 (庇軒天含む) 天井 (RC) 天井 (ボード貼り) EVホール 壁 階段室 壁	可とう形改修塗材E 外装薄塗材E 外装薄塗材E 可とう形改修塗材E 可とう形改修塗材E
	各階天井BOX 設備配管	DP塗替え DP塗替え
その他の改修	縦樋 (バルコニー部) 縦樋 (バルコニー部以外)	DP塗替え・別Mト新設 (新-VP100φ) 撤去・新設

変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 21 37 枚の内		NO. 〇〇 枚の内
	ピロティ改修図 1 (平面図・断面展開詳細図)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/100	維持工事課		



ピロティ1 平面詳細図



Y1通 南立面図

- 凡例
- 可とう形改修塗材Eを示す
 - 外装薄塗材Eを示す

改修項目		
塗装改修	通気管 掴み金物共	DP塗替え
	ガス管 掴み金物共	DP塗替え
	汚水・雑排水配管 掴み金物共	DP塗替え
	電気配管 塩ビ製	DP塗替え
	ブルボックス	DP塗替え
その他の改修	縦樋	撤去・新設
	メッシュフェンス 50×130 'グリッド'形	一時撤去・復旧

※建具の改修内容は建具表参照

変更
記事

京都市大受市営住宅修繕工事

ただし、2号棟外壁改修その他工事

NO. 22 37 枚の内

ピロティ改修図 2 (平面図・断面展開詳細図)

京都市住宅供給公社

令和 8年 3月 S=1/100

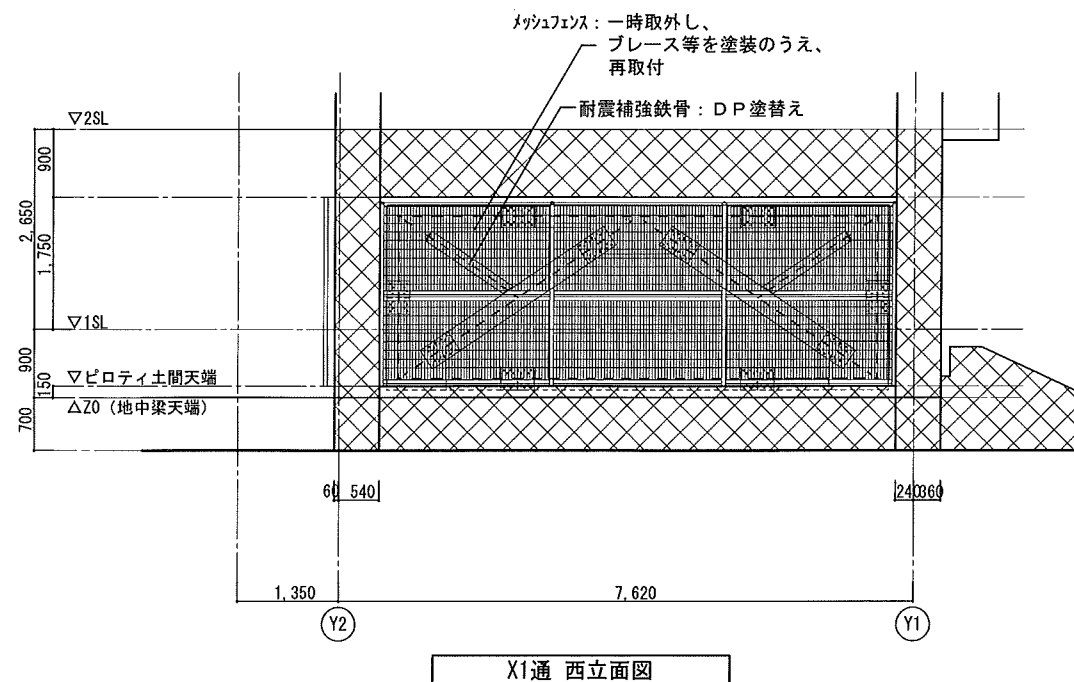
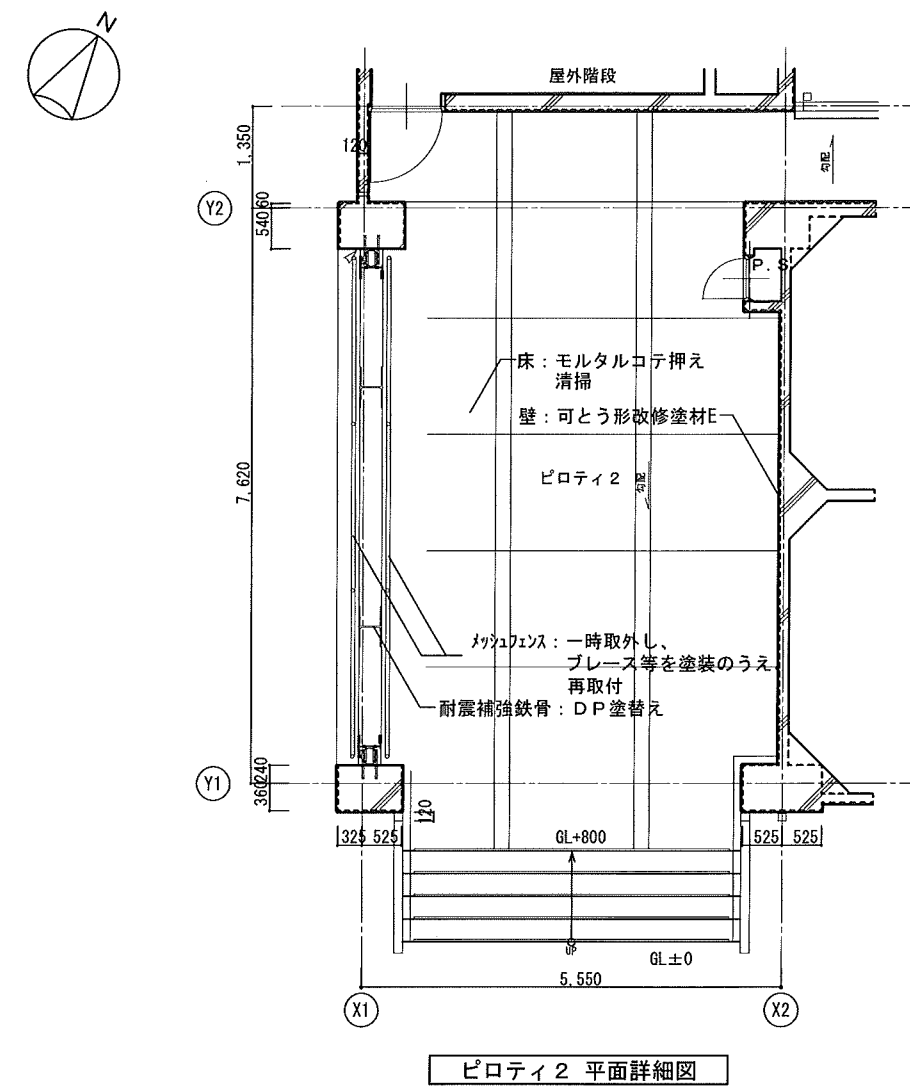
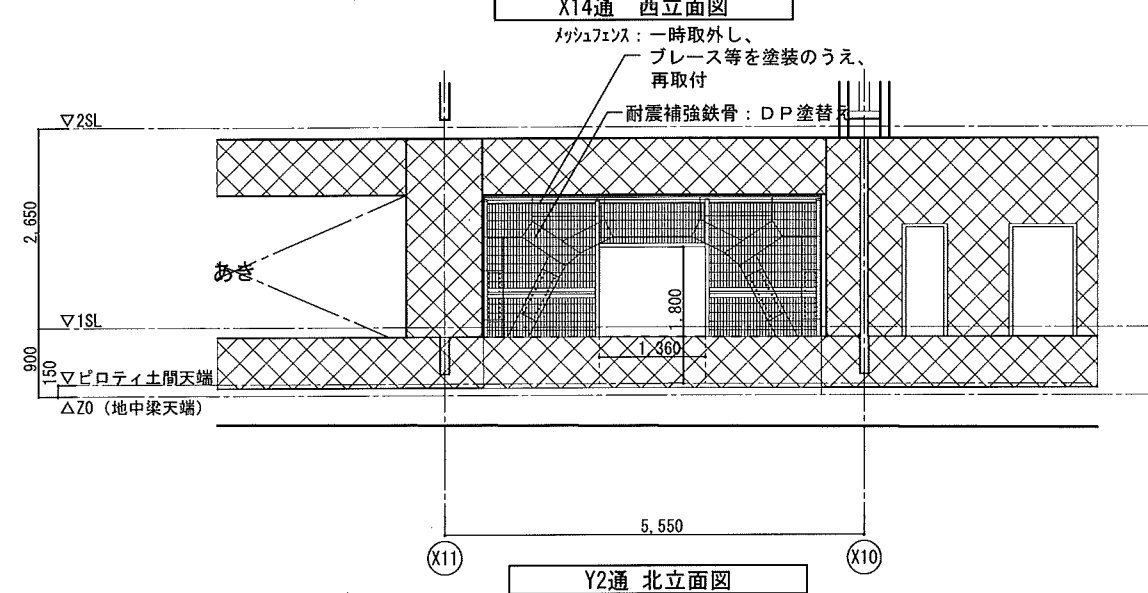
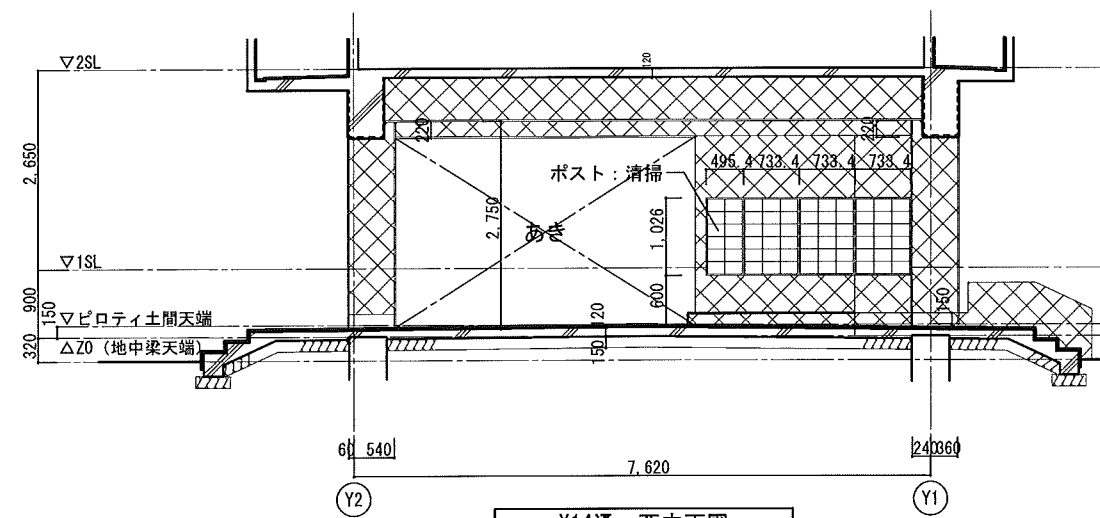
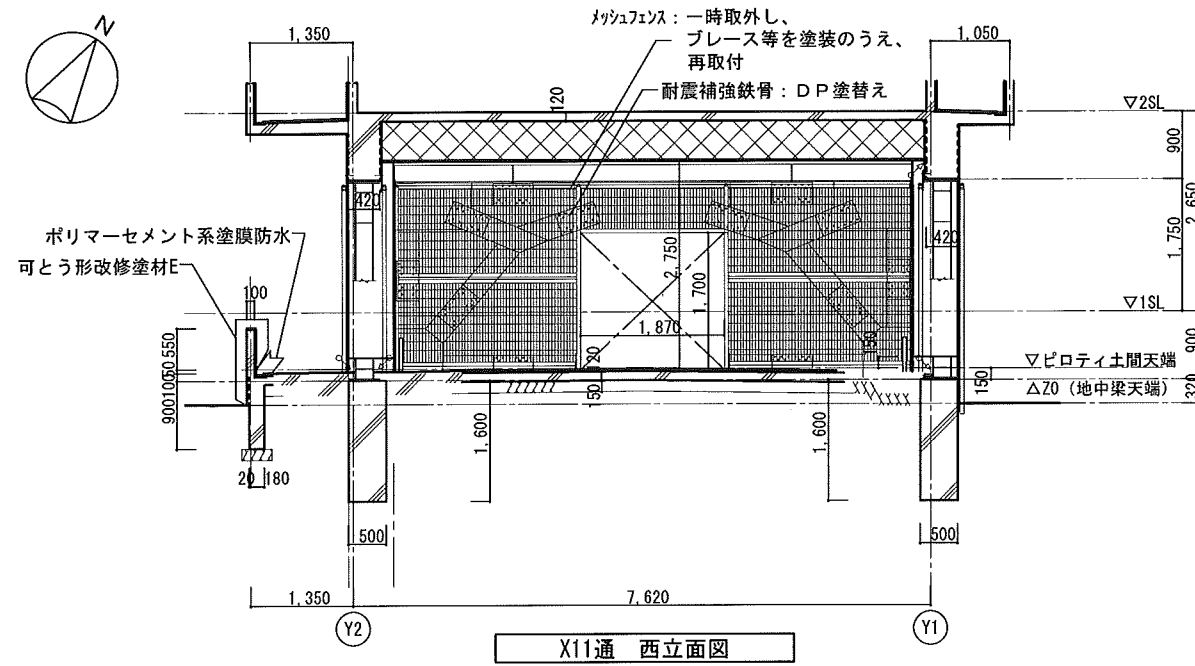
維持工事課

設計変更

NO. 〇〇 枚の内

令和 年 月

発注図



凡例

- 可とう形改修塗材Eを示す
- 外装薄塗材Eを示す

改修項目		
塗装改修	通気管 掴み金物共	DP塗替え
	ガス管 掴み金物共	DP塗替え
	汚水・雑排水配管 掴み金物共	DP塗替え
	電気配管 塩ビ製	DP塗替え
	プルボックス	DP塗替え
その他の改修	壁紙	撤去・新設
	メッシュフェンス 50×130 'グリッド'形	一時撤去・復旧

※建具の改修内容は建具表参照

変更
記事

京都市大受市営住宅修繕工事

ただし、2号棟外壁改修その他工事

ピロティ改修図 3 (平面図・断面展開詳細図)

令和 8年 3月 S=1/100

NO. 23 37 枚の内

京都市住宅供給公社

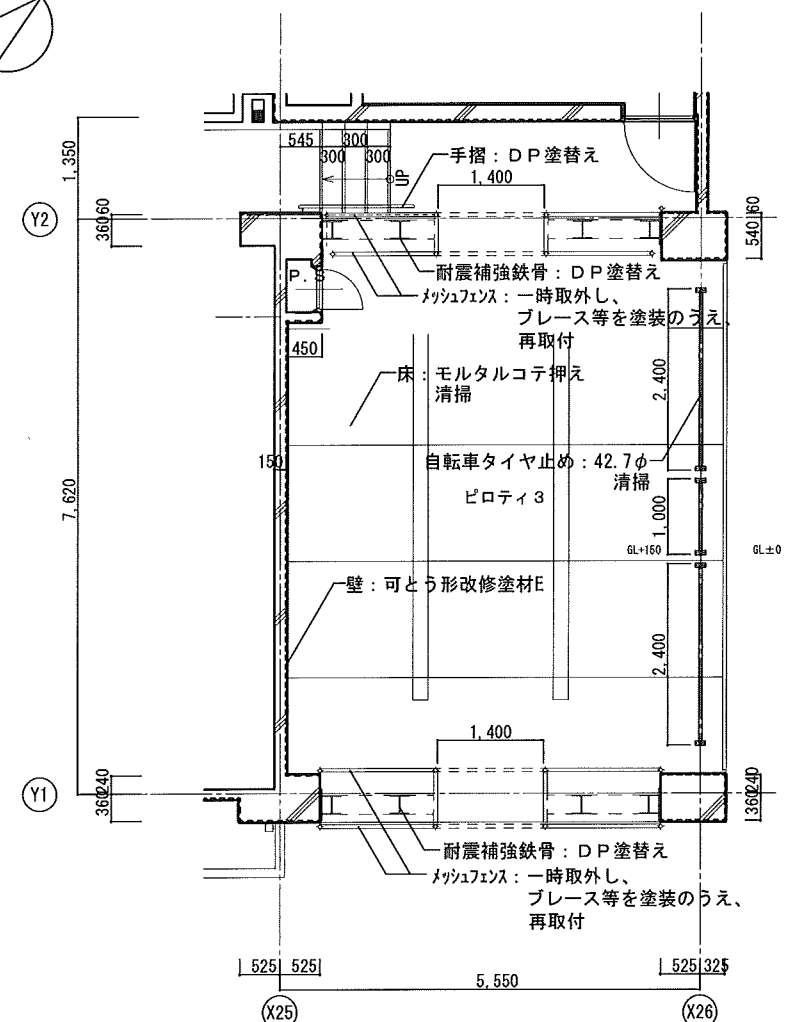
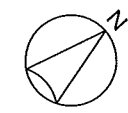
維持工事課

設計変更

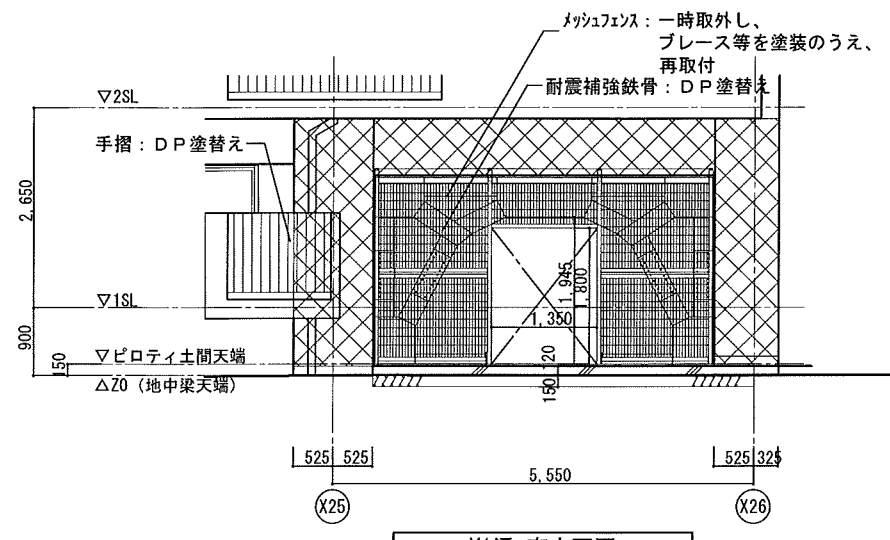
NO. 〇 枚の内

令和 年 月

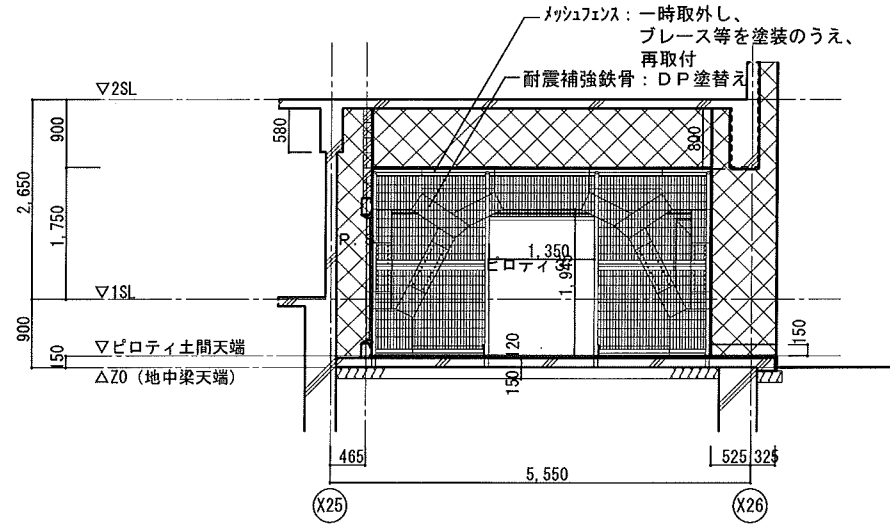
発注図



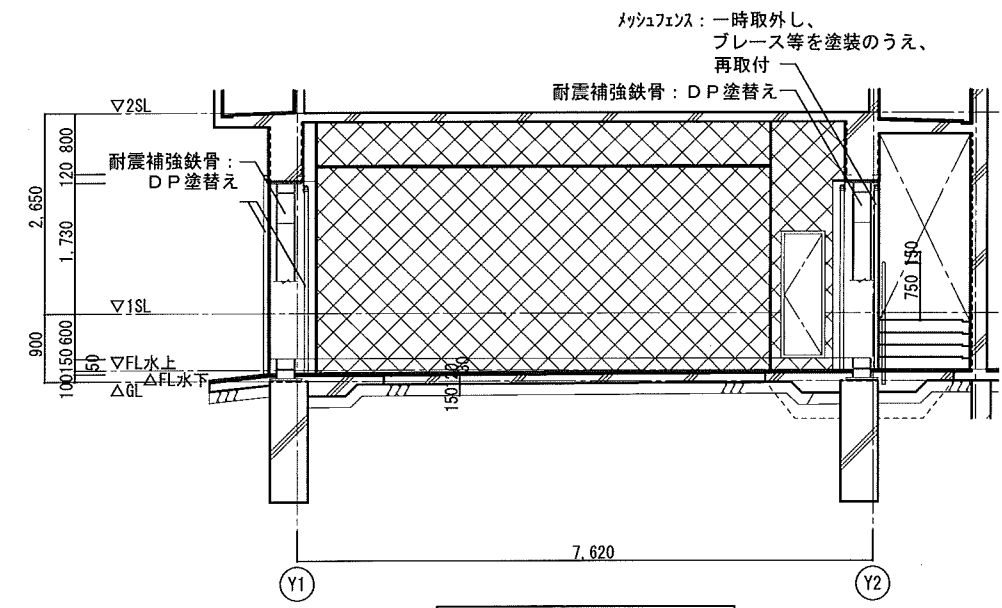
ピロティ3 平面詳細図



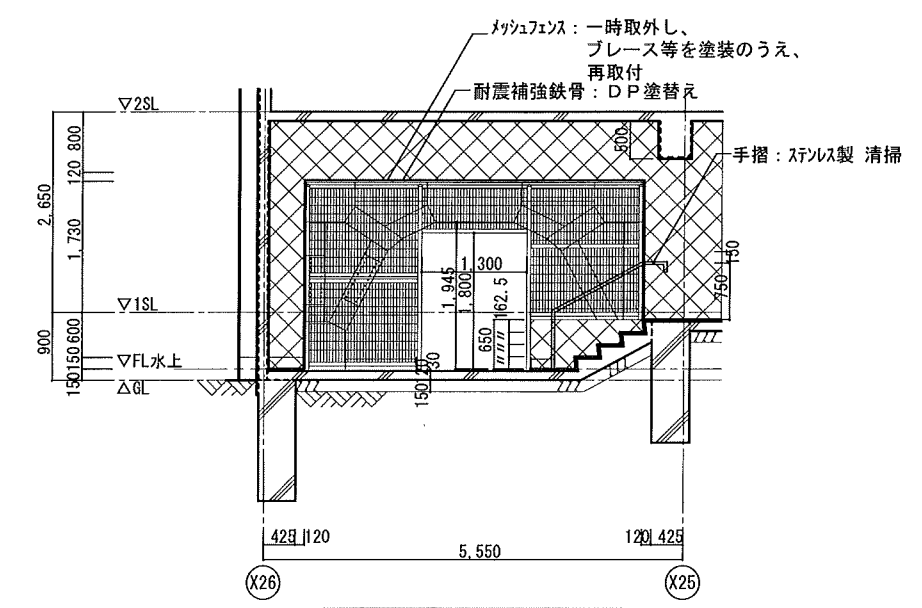
Y1通 南立面図



Y2通 南立面図



X25通 北立面図



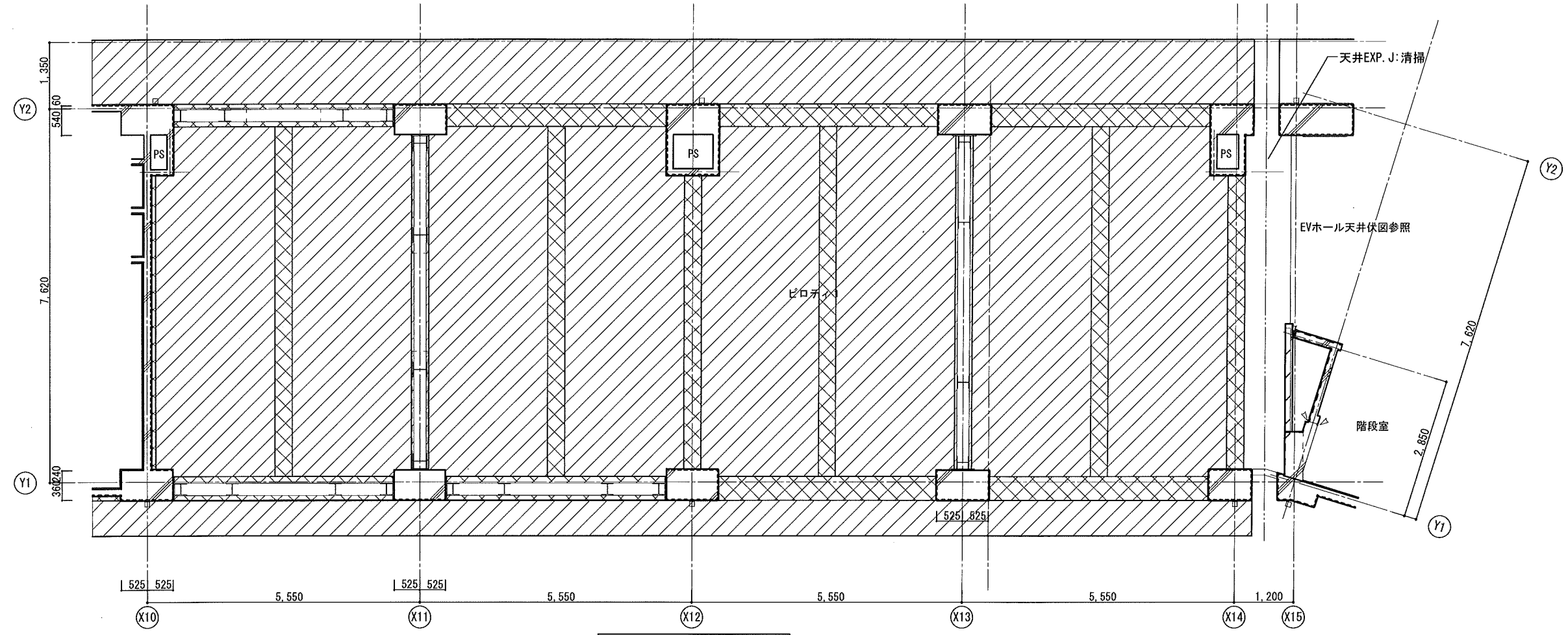
Y2通 北立面図

- 凡例
- 可とう形改修塗材Eを示す
 - 外装薄塗材Eを示す

改修項目		
塗装改修	通気管 摺り金物共	DP塗替え
	ガス管 摺り金物共	DP塗替え
	汚水・雑排水配管 摺り金物共	DP塗替え
	電気配管 塩ビ製	DP塗替え
	プルボックス	DP塗替え
その他の改修	壁植	撤去・新設
	メッシュフェンス 50×130 'グリッド'形	一時撤去・復旧

※建具の改修内容は建具表参照

変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 24 37 枚の内		NO. 枚の内
	ピロティ改修図 4 (天井伏図)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/100	維持工事課		

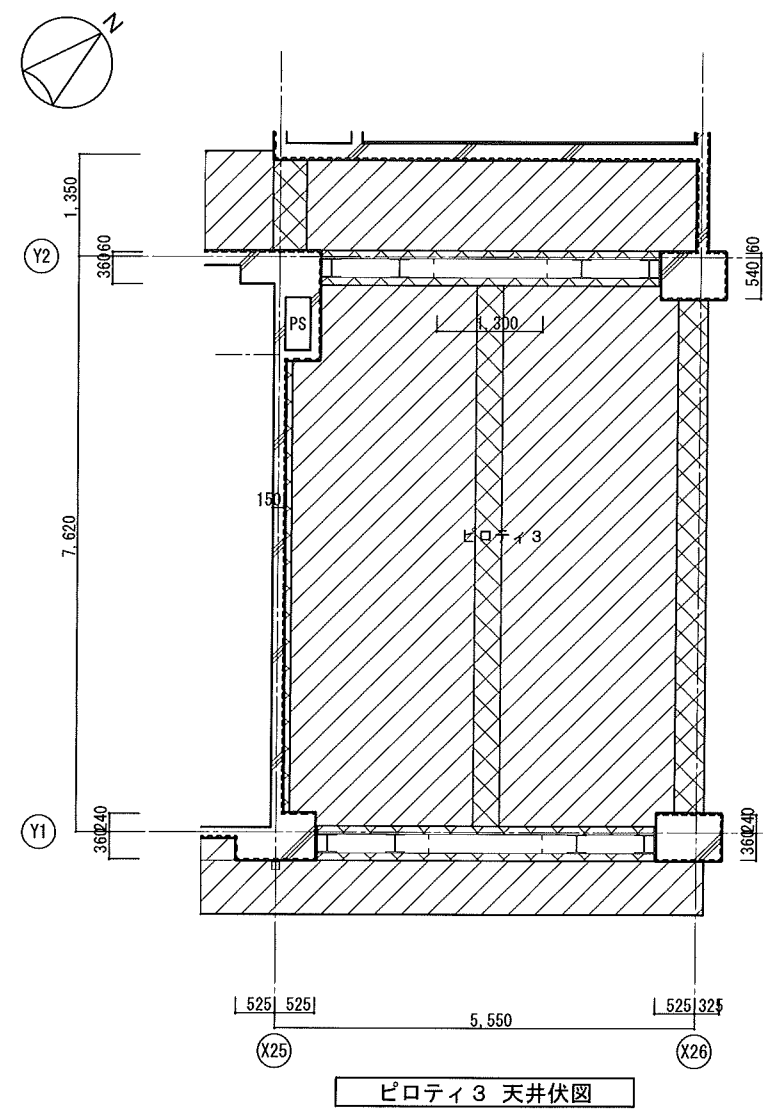
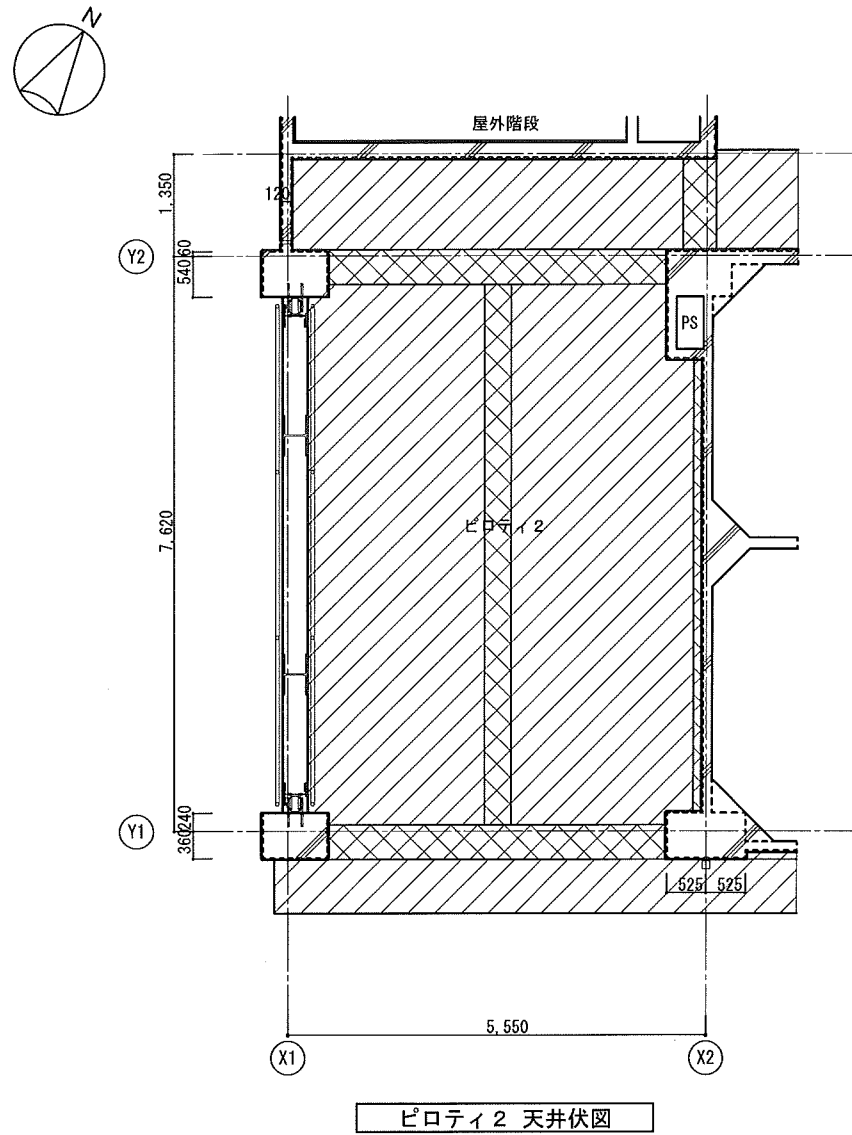


ピロティ1 天井伏図

- 凡例
- 可とう形改修塗材Eを示す
 - 外装薄塗材Eを示す

改修項目		
塗装改修	外部に面する壁 (庇軒天含む)	可とう形改修塗材E
	天井 (RC) 天井 (木'ト'貼り)	外装薄塗材E 外装薄塗材E
その他の改修	各階天井BOX 設備配管	DP塗替え DP塗替え

変更 記事		京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
		ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 25 37 枚の内		NO. 枚の内
		ピロティ改修図 5 (天井伏図)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和 8年 3月 S=1/100	維持工事課		

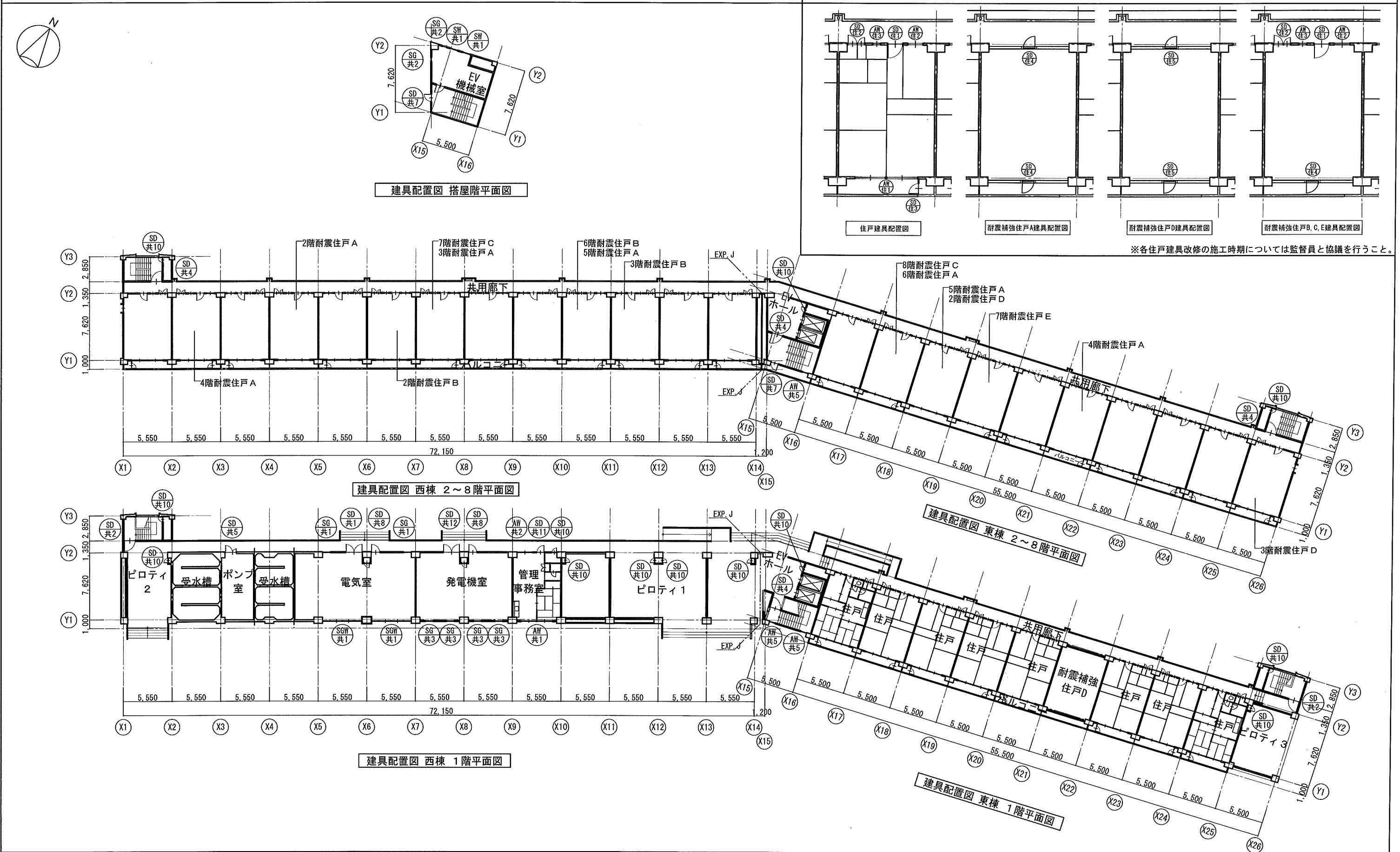



- 凡例
- 可とう形改修塗材Eを示す
 - 外装薄塗材Eを示す

改修項目		
塗装改修	外部に面する壁 (庇軒天含む) 天井 (RC) 天井 (木-1' 貼り)	可とう形改修塗材E 外装薄塗材E 外装薄塗材E
	各階天井BOX 設備配管	DP塗替え DP塗替え
その他の改修		

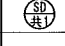

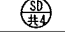


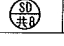
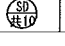
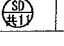
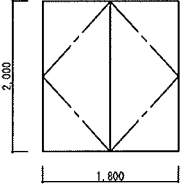
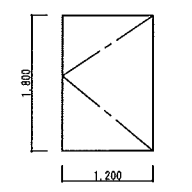
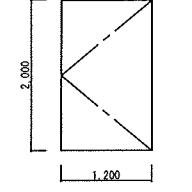
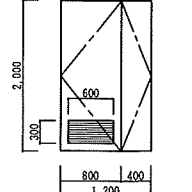
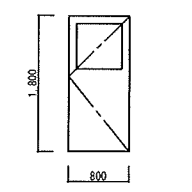
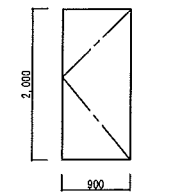
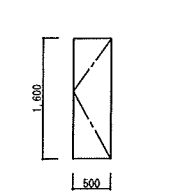
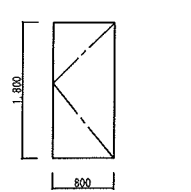
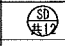

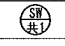

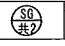
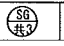
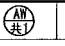

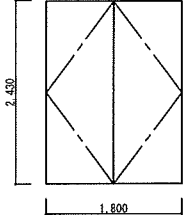
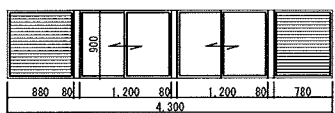
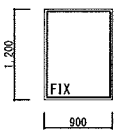
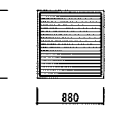
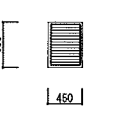

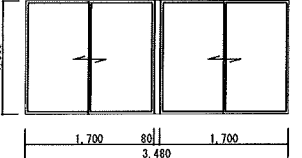
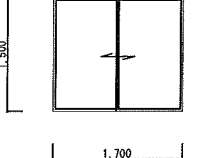

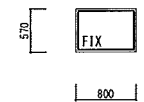
変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 27 (37) 枚の内		NO. () 枚の内
	建具配置図・建具表 1	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/400	維持工事課		

共用部（ピロティ及びEVホール等） 建具配置図 1/400 住戸及び耐震補強住戸 建具配置図 1/200

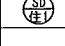
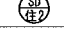
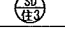

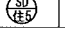
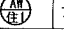
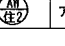
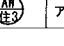
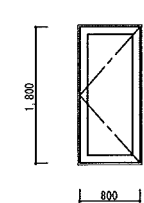
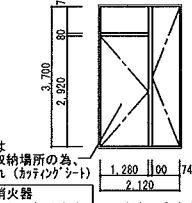
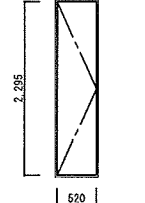
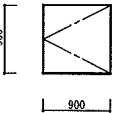
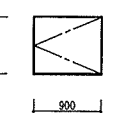
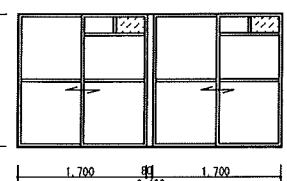
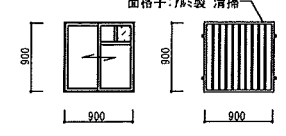
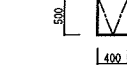


変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更		
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 28 (37) 枚の内		NO. () 枚の内
	建具配置図・建具表 2	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/100	維持工事課		

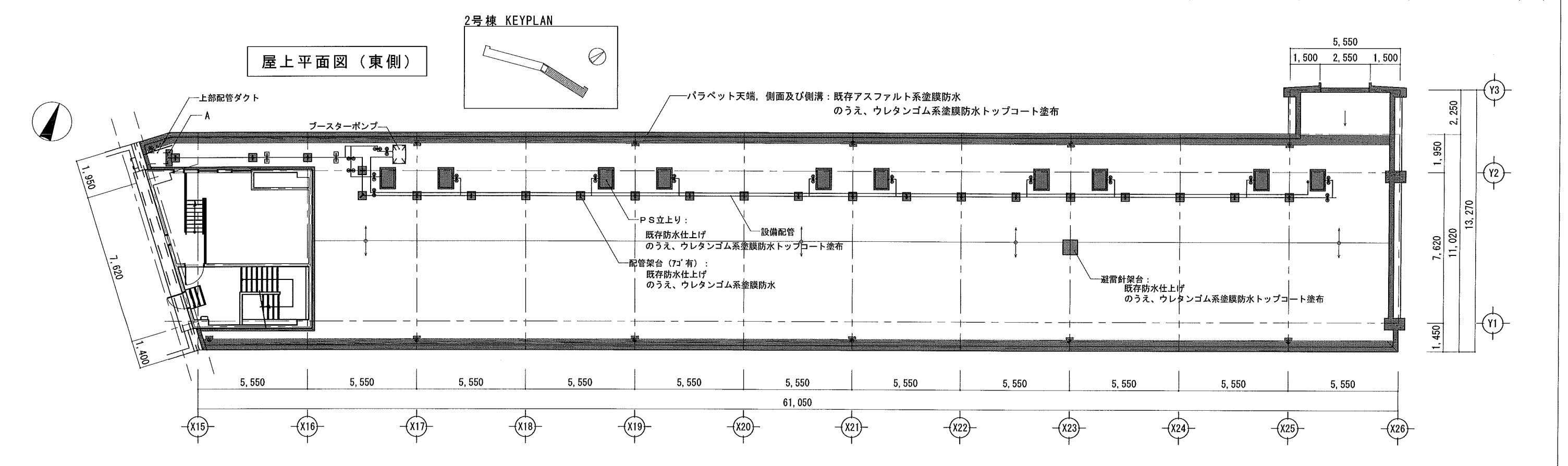
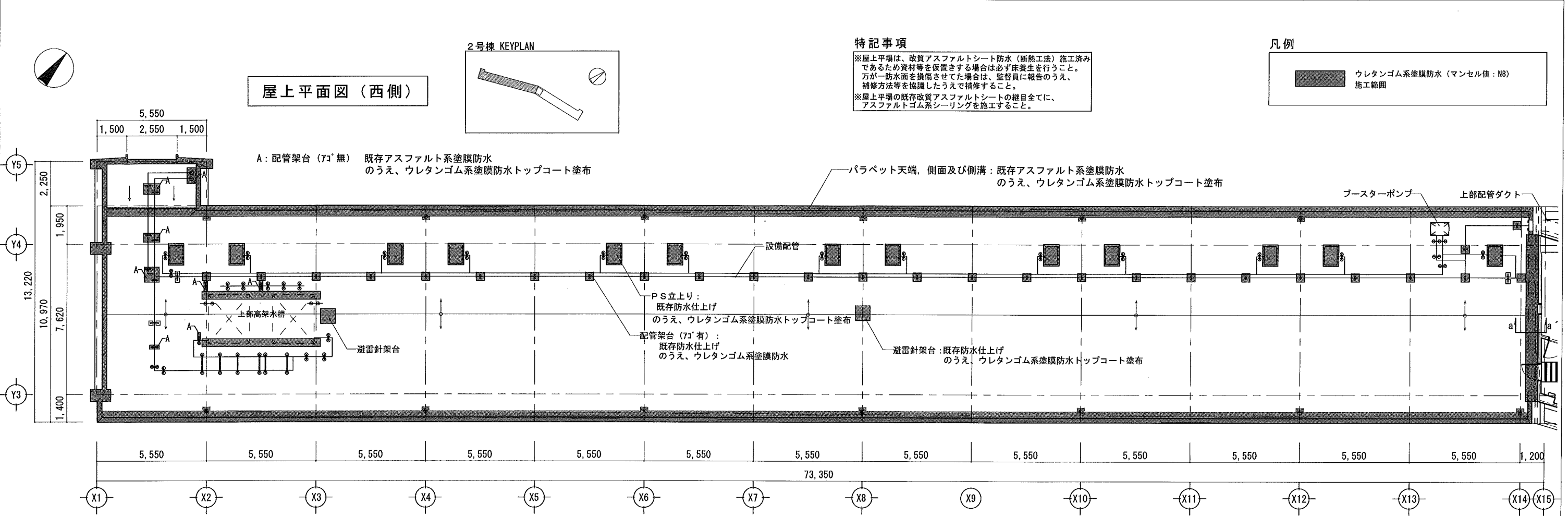
共用部（ピロティ及びEVホール等） 建具表 ^{共*} ※ サッシ周囲シーリングの撤去については、No.3改修工事特記仕様書1-23-4に基づき、適切に行うこと。

建具符号	型式	数量	 鋼製両開フラッシュ戸	1	 鋼製片開フラッシュ戸	2	 鋼製片開フラッシュ戸	22	 鋼製引付観音開フラッシュ戸	1	 鋼製片開フラッシュ戸	8	 鋼製片開フラッシュ戸	2	 鋼製片開フラッシュ戸	31	 鋼製片開フラッシュ戸	1																																																																												
寸法 姿 図																																																																																														
改修内容	DP塗替え（両面/枠共）		DP塗替え（両面/枠共）		DP塗替え（両面/枠共）		DP塗替え（片面/枠共）		DP塗替え（片面/枠共）		DP塗替え（両面/枠共）		DP塗替え（片面/枠共）		DP塗替え（両面/枠共）																																																																															
見込	40		40		40		30		30		30		30		40																																																																															
シーリング（石綿含有）改修撤去（※）、新設（WS-2）																																																																																														
備考							鋼製ガラリ付										郵便受付																																																																													
建具符号	型式	数量	 鋼製両開フラッシュ戸	1	 鋼製ガラリ付2連引違窓	2	 鋼製FIX窓	2	 鋼製ガラリ	2	 鋼製ガラリ	2	 鋼製ガラリ	4	 アルミ製2連引違窓	1	 アルミ製引違窓	1																																																																												
寸法 姿 図			 ※内1箇所は反転																																																																																											
改修内容	DP塗替え（片面/枠共）		DP塗替え（片面/枠共）		DP塗替え（片面/枠共）		DP塗替え（片面/枠共）		DP塗替え（片面/枠共）		DP塗替え（片面/枠共）		清掃		清掃																																																																															
見込	40		60		60		86		86		86		70		70																																																																															
シーリング（石綿含有）改修撤去（※）、新設（WS-2）																																																																																														
備考			鋼製ガラリ付				鋼製ガラリ付		鋼製ガラリ付		鋼製ガラリ付		鋼製ガラリ付																																																																																	
建具符号	型式	数量	 アルミ製FIX窓	9	<table border="1" style="margin: auto;"> <caption>住戸建具数量表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">住戸 (154戸)</th> <th colspan="5">耐震補強住戸 (A, Dは両側補強、B, C, Eはハルミエ-側のみ補強)</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>A (7戸)</th> <th>B (3戸)</th> <th>C (2戸)</th> <th>D (3戸)</th> <th>E (1戸)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SD-住1</td> <td>154</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>SD-住2</td> <td>154</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>SD-住3</td> <td>154</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>SD-住4</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>SD-住5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>AW-住1</td> <td>154</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>AW-住2</td> <td>154</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>AW-住3</td> <td>154</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table>														住戸 (154戸)	耐震補強住戸 (A, Dは両側補強、B, C, Eはハルミエ-側のみ補強)					計	A (7戸)	B (3戸)	C (2戸)	D (3戸)	E (1戸)	SD-住1	154	0	3	2	0	1	160	SD-住2	154	0	3	2	0	1	160	SD-住3	154	0	0	0	0	0	154	SD-住4	0	14	3	2	0	1	20	SD-住5	0	0	0	0	6	0	6	AW-住1	154	0	0	0	0	0	154	AW-住2	154	0	3	2	0	1	160	AW-住3	154	0	3	2	0	1	160
	住戸 (154戸)	耐震補強住戸 (A, Dは両側補強、B, C, Eはハルミエ-側のみ補強)																		計																																																																										
		A (7戸)	B (3戸)	C (2戸)														D (3戸)	E (1戸)																																																																											
SD-住1	154	0	3	2														0	1	160																																																																										
SD-住2	154	0	3	2	0	1	160																																																																																							
SD-住3	154	0	0	0	0	0	154																																																																																							
SD-住4	0	14	3	2	0	1	20																																																																																							
SD-住5	0	0	0	0	6	0	6																																																																																							
AW-住1	154	0	0	0	0	0	154																																																																																							
AW-住2	154	0	3	2	0	1	160																																																																																							
AW-住3	154	0	3	2	0	1	160																																																																																							
寸法 姿 図																																																																																														
改修内容	清掃																																																																																													
見込	70																																																																																													
シーリング（石綿含有）改修撤去（※）、新設（WS-2）																																																																																														
備考																																																																																														

住戸及び耐震補強住戸 建具表 ^{共*} ^{住*}

建具符号	型式	数量	 鋼製片開戸	160	 鋼製片開戸	160	 鋼製片開戸	154	 鋼製アングル戸	20	 鋼製アングル戸	6	 アルミ製引違戸 (2連)	154	 アルミ製引違窓	160	 アルミ製内倒し窓	160
寸法 姿 図			 66箇所は 消火器取付場所の為、 文字入れ（お子/おシート） 消火器 この層の中にあります → 文字の大きさ：40角程度										 面格子：76mm製 清掃					
改修内容	錆止め兼用特殊 [※] リキル樹脂系塗料塗替え（両面/枠共）		DP塗替え（片面/枠共）		錆止め兼用特殊 [※] リキル樹脂系塗料塗替え（片面/枠共）		DP塗替え（片面/枠共）		DP塗替え（片面/枠共）		清掃		清掃		清掃			
見込	35		86		86		L-25×25×3 PL-1.6mm		L-25×25×3 PL-1.6mm		60		60		60			
シーリング（石綿含有）改修撤去（※）、新設（WS-2）					四角枠（外部のみ）						四角枠（外部のみ）							
備考	郵便受 水切鉄板 PL-1.6mm		アルミパネル付								換気窓付		換気窓付					

変更記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 29 37 枚の内		NO. 〇 枚の内
	屋上平面図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/200	維持工事課		

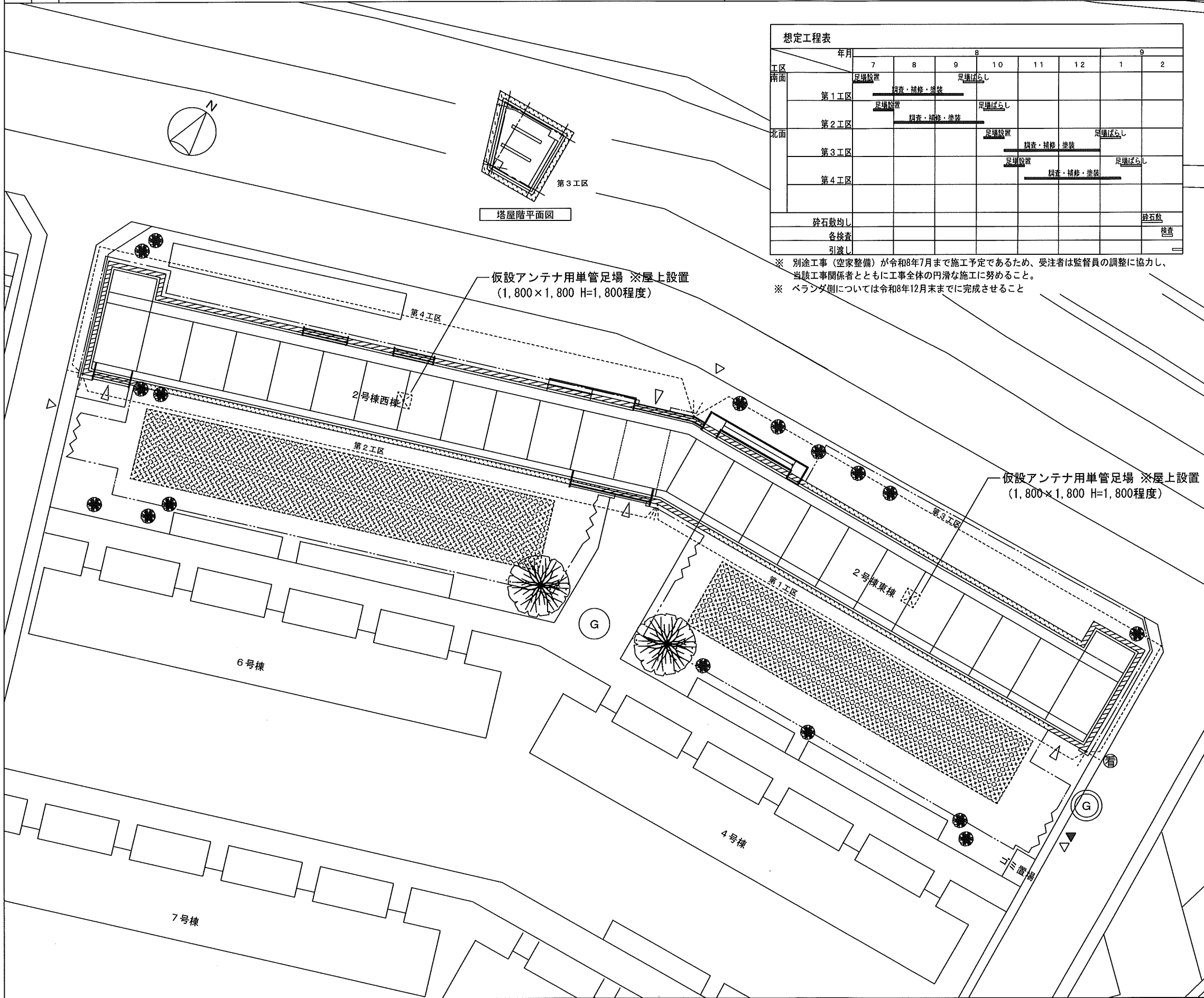


変更 記 事		京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">発注図</div>	
		ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 31 37 枚の内		
		外壁改修数量表	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和 8年 3月	維持工事課		

外壁改修数量表			2号棟	
名称	規格	単位	数量	
ひび割れ補修	0.2mm以上 Uカットシーリング工法 パターン付共	m	384	
欠損補修	SBR [®] リマセト [®] モルタル ハジ、 β 処理、下地処理、パターン付共 30×30×30程度	箇所	1	
欠損補修	SBR [®] リマセト [®] モルタル ハジ、 β 処理、下地処理、パターン付共 50×50×30程度	箇所	120	
欠損補修	SBR [®] リマセト [®] モルタル ハジ、 β 処理、下地処理、パターン付共 100×100×30程度	箇所	1,497	
欠損補修	SBR [®] リマセト [®] モルタル ハジ、 β 処理、下地処理、パターン付共 200×200×30程度	箇所	2,442	
欠損補修	SBR [®] リマセト [®] モルタル ハジ、 β 処理、下地処理、パターン付共 300×300×30程度	箇所	507	
欠損補修	SBR [®] リマセト [®] モルタル ハジ、 β 処理、下地処理、パターン付共 1m ² ×30程度	m ²	191	
欠損補修	SBR [®] リマセト [®] モルタル ハジ、 β 処理、下地処理、パターン付共 幅50~100×30程度	m	725	
2面欠損補修(コナ)	E [®] 杉樹脂モルタル、 β 処理、下地処理 パターン付共 30口~50口程度	m	1	
2面中欠損補修(コナ)	E [®] 杉樹脂モルタル、 β 処理、下地処理 パターン付共 50口~100口程度	m	1	
2面大欠損補修(コナ)	E [®] 杉樹脂モルタル、 β 処理、下地処理 パターン付共 100口~150口程度	m	429	
目地欠損整形補修 笠木鼻先欠損部 含む	SBR [®] リマセト [®] モルタル、 β 処理、下地処理共 30×30程度 整形共	m	1	
塗膜下地劣化部補修	塗膜欠落・塗膜浮き部分 下地調整塗材C-2 ローラーリシン (パターン付)	m ²	80	
支柱下部補修(支柱固定共)	SBR [®] リマセト [®] モルタル、 β 処理、下地処理共 支柱下部 β FLの上モルタル欠損部	箇所	1	
モルタル浮き部 アカペンニング	ϕ 4mm SUS304 一般部(16本/m ²)	本	1,146	
モルタル浮き部 アカペンニング	ϕ 4mm SUS304 笠木モルタル部 (5本/m ※幅中央に200mmピッチ)	本	3,336	

※補修数量は推定値である。本工事による外壁調査の結果によって、数量の増減が生じた場合は設計変更を行う。
ただし、外壁調査によって受注者が提示した補修箇所の全てを補修するとは限らない。(一部、補修を行わない箇所を指定する場合有)
最終的な補修箇所は、監督員の立会検査後に、必要性、安全性等を考慮し双方協議の上決定。

変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 発注図 </div>
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 32 37 枚の内	
	仮設計画図（参考）	京都市住宅供給公社	
	令和 8年 3月 S=1/500	維持工事課	



工区	年月	8						9	
		7	8	9	10	11	12	1	2
南面	第1工区	足場設置	調査・補修・塗装	足場撤去					
	第2工区	足場設置	調査・補修・塗装	足場撤去					
北面	第3工区			足場設置	調査・補修・塗装	足場撤去			
	第4工区			足場設置	調査・補修・塗装	足場撤去			
砕石敷均し								砕石敷	
各検査								検査	
引渡し									

※ 別途工事（空室整備）が令和8年7月まで施工予定であるため、受注者は監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに工事全体の円滑な施工に努めること。
 ※ ペランダ側については令和8年12月末までに完成させること

	外部足場 (H=900) 手すり先行型 (手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式) (建物周囲落下養生 (2階~R階) 四周) 防護網 (アサガオ, 2段) を設ける
	外部足場 (H=900) 手すり先行型 (手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式) (建物周囲落下養生 (2階~R階) 四周) 防護網なし
	フェンスバリアード H1,800 (原則、足場設置部にはすべて設けること)
	キャストゲート H1,850 W5,000
	工事用車両進入口 (打合せにより決定)
	敷地出入口
	仮設資材置場及び工事用車両スペース (敷鉄板を設けること)
	建物出入口 (通行に支障が無いよう架設及び養生を行うこと)
	交通誘導員 (工事期間中 常駐1名)
	交通誘導員 (スポット21名)
	工事看板等設置 (予定)

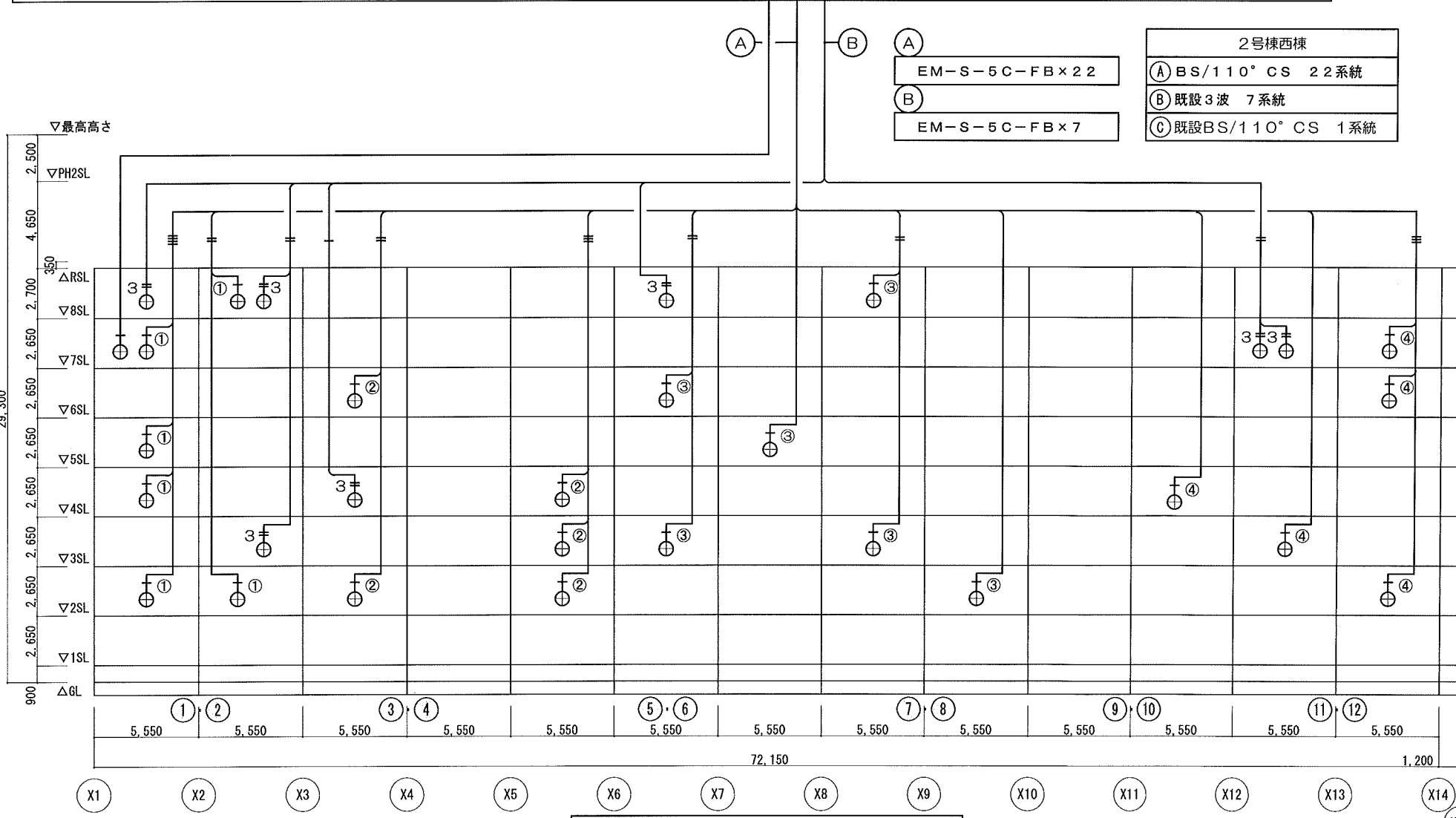
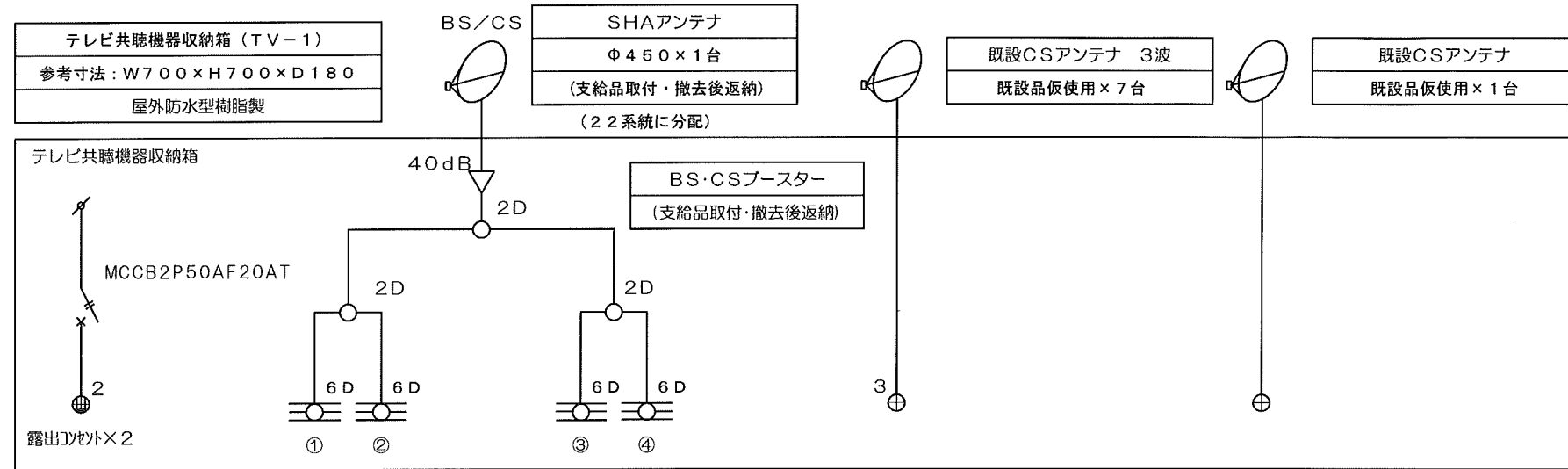
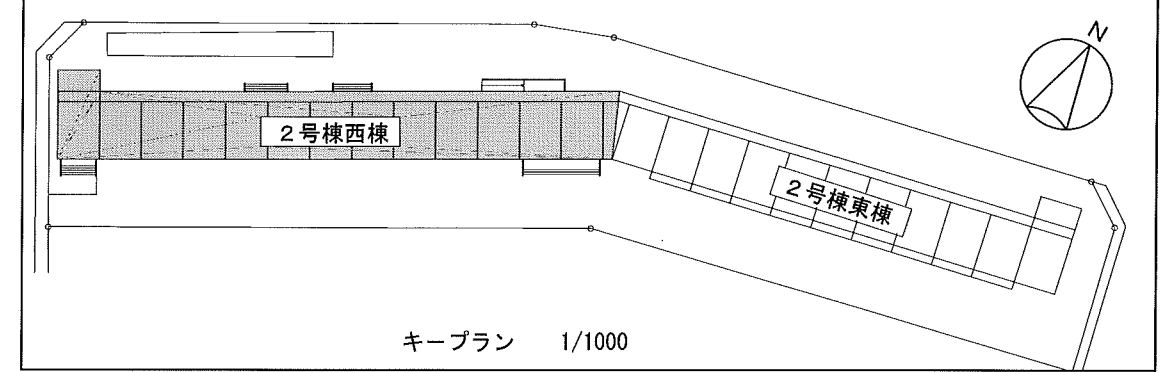
1	<ul style="list-style-type: none"> 本建物は工事期間中も使用されるため、住民及び通行人に配慮し、事故のないよう十分注意すること。 仮設計画図は既存図面を基にした参考図のため、施工前に現地確認の上、施工者に計画を行い、監督員と十分協議の上決定すること。 施工日時及び作業時間等については監督員と打合せを行い、工程の調整を行うこと。 仮設計画図については、所轄消防署、道路管理者、労働基準監督署、まち美化事務所と事前に協議を行うこと。 階段室の施工については、緊急時に階段が使用できるように計画すること。
2	<ul style="list-style-type: none"> 足場周囲には養生メッシュシートを設けること。 表面に足場を掛ける際には、住棟表示と同等の大きさのものを、周囲から見えない位置に設置すること。また、電気盤・増圧ポンプ等の設備機器のメンテナンスに配慮して設置すること。 足場設置部の下部には養生シート（外壁改修工事に伴う既存吹付塗材等の飛散による敷地への混入防止の為）を設けること。 仮設足場に支障となる樹木で枝払いが必要な場合は、無造作に伐採等をせず、自治会や監督員等と協議のうえ、工事後の再生を考慮して剪定等を行うこと。 足場設置の際は、防草シート等を損傷させないよう適宜養生すること。 ゴミ収集に支障のないように足場を設置すること。 定置する足場、作業機等は別契約の関連する工事の関係者に無償で使用させる。
3	<ul style="list-style-type: none"> 塗料等で飛散のおそれがある場合は、周辺の自動車等の養生を必要に応じて行う。 防護等の対策を行うこと。 工事中は、『立入禁止』『通行止め』等の看板やフェンスバリアード等を設置して、第三者（住民及び通行人等）の安全を図ること。 工事中は夜間に、第三者や車が仮設足場やフェンスバリアードに当たらぬよう、要所に仮設の照明を設置する。 また、工事棟周辺で仮設足場やシートにより、夜間に暗がりとなる場所が生じる場合は監督員と協議のうえ必要な場所に仮設防犯灯を設置する。 階段室に接する面に足場をかけた際は、階段室の電灯を24時間点灯させること。その場合の照明費用も負担すること。
4	<ul style="list-style-type: none"> 現場事務所、資材置場、工事車両スペース等の設置場所は、自治会の了解を得た場所とする。 資材置場には、消火器を設置すること。また、有機溶剤等は原則持帰りとし、現地に下置等を設けて保管する場合は、法令を遵守し、防犯、防災等に留意すること。 屋内消火栓・消火器は、常に使用できるようにしておくこと。
5	<ul style="list-style-type: none"> 当該敷地内は仮設計画図記載の工事用車両スペース以外に、駐車スペースが確保できないため、工事関係車両等は周辺駐車場に駐車するものとし、路上駐車や周辺施設への駐車は行わないこと。 敷地内への車両の進入は、最小限にすること。 ただし、自治会と協議した上で了承を得られた場合はこの限りでない。 敷地内に工事車両を駐車する際は、工事名及び受注者名を記載した駐車証を外部から見えるように提示すること。 工事用車両の通行により、敷地内通路の舗装等を損傷させないよう適宜養生すること。 また、損傷させた場合は、監督員に報告のうえ、受注者により補修すること。 仮設資材置場及び工事用車両スペースは、仮設物撤去後、クラッシュラン0-40を敷均したうえでローラー転圧とし、整地すること。
6	<ul style="list-style-type: none"> 交通誘導員は、住民の安全確保のため、適宜、増員又は配置替えすること。 交通誘導員の配置位置は打合せによる。 又、大型車両搬入の際は、必ず交通誘導員を進入口付近に常駐させること。
7	<ul style="list-style-type: none"> 建物の電力引込み部分の電線は、関西電力に保護カバーの設置を依頼し感電防止措置を講じること。 エレベーター及び共用部の電源の使用については、事前に自治会等と協議し、承諾を得たうえで、使用すること。（共用部の電源を使用した際の費用は受注者負担とする。） エレベーターを使用する際は養生し、使用後は清掃すること。 道路使用（占用）が必要な場合は、監督員と事前に協議のうえ、所轄警察署、道路管理者と協議及び手続きを行うこと。（必要な経費は受注者の負担とする。） 入居者への工事説明会等の資料作成、出席及び資料配布（掲示）を行うこと。

変更 記事		京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
		ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 33 37 枚の内		NO. 枚の内
		テレビ共同受信設備 特記事項	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和 8年 3月 -	維持工事課		

(特記事項)

1. 基本事項
本工事は、足場組立・解体の工程に併行して施工すること。
2. 工事項目
2-1. BSアンテナ及びCSアンテナについて
該当集合住宅のBSアンテナ及びCSアンテナは、改修工事に支障ないように一時撤去し現状復旧すること。
工事期間中は屋上にBS110°CSアンテナを設置し共聴設備を構築し、一時取り外した住居に電波を供給すること。
CSアンテナ(3波等)に関しては、屋上にCSアンテナを移設し電波を供給すること。
BS放送共聴機器は仮設樹脂ボックスに収納し、屋上共用コンセントより電源供給を行うこと。EM-E E F 2. 0-2Cにて電源供給を行うこと。
仮設工事内容は系統図及び屋上平面図・立面図参照とする。
停波に対する入居者の配慮を行い、停波時間の短縮に努めること。
2-2. その他のパラボラアンテナ
該当集合住宅のその他のパラボラアンテナは、本工事対象外とする。
対象外のパラボラアンテナは現況調査を行い、監督員に報告すること。
2-3. 一時取り外したBS・CSアンテナは入居者の所有物であるため、細心の注意を払い取り扱い、受注者で保管すること。
2-4. 工事前に現地調査を行い、復旧時に固定状況が確認できる資料を作成し報告すること。
2-5. 一時取り外し、再取付に際しては、アンテナ設置の各入居者と調査を行い、周知を徹底すること。
また、必要に応じて確認書などにより入居者に作業完了の承諾を得ること。
2-6. アンテナの仮設前、仮設後及び再取付後には、ベランダで写真撮影、電界強度測定及び入居者の受像機による画像確認を行い報告書を提出すること。
2-7. アンテナ設置用屋上仮設足場は、支線などにより建物に堅牢に固定すること。
3. 仮設備関係
3-1. 使用材料等は、原則として持ち帰るものとするが、施工上の都合により団地敷地内の屋外に資材を仮置きする場合はシートで養生するなどし、必要に応じてバリケード、仮囲い等を設置し、安全対策を講じること。
3-2. 全ての作業完了後、速やかに作業用仮設を撤去し、仮置場、仮設の撤去跡及び周囲等の清掃・地均し等を行うこと。
3-3. 施工上の都合により、共用の電気、水道等を使用する場合は、管理者に連絡を取り、事前に承認を得ること。
なお、その費用については受注者の負担とし、制約事項、費用の分担等について協議を行うこと。

変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 34 (37) 枚の内		NO. () 枚の内
	西棟南面テレビ共同受信設備系統図-1 (西棟)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/300	維持工事課		



記号	摘要	場所	台数	備考
	テレビ共聴機器収納箱 (TV-2)	屋上仮設足場に設置 (2号棟西棟)	1	足場組立時に屋上に仮取付
	2分配器		3	テレビ共聴機器収納箱内に収納
	6分配器		4	テレビ共聴機器収納箱内に収納
	ダミー抵抗		1	テレビ共聴機器収納箱内に収納
	露出コンセント 2P15A×2		1	テレビ共聴機器収納箱内に収納
	SHAアンテナ	屋上仮設足場に設置	1	φ450 共聴設備として使用(貸出)
	BSアンテナ (既設) BS/110° CSアンテナ	各戸ベランダ	22	足場組立時に一時取り外し (取り外したものは養生し保管)
	CSアンテナ (既設) CSアンテナ3波等	各戸ベランダ	8	足場組立時に一時取り外し (取り外したものは屋上に移設)
	防水接栓	各戸ベランダ	30	既設配線と接続

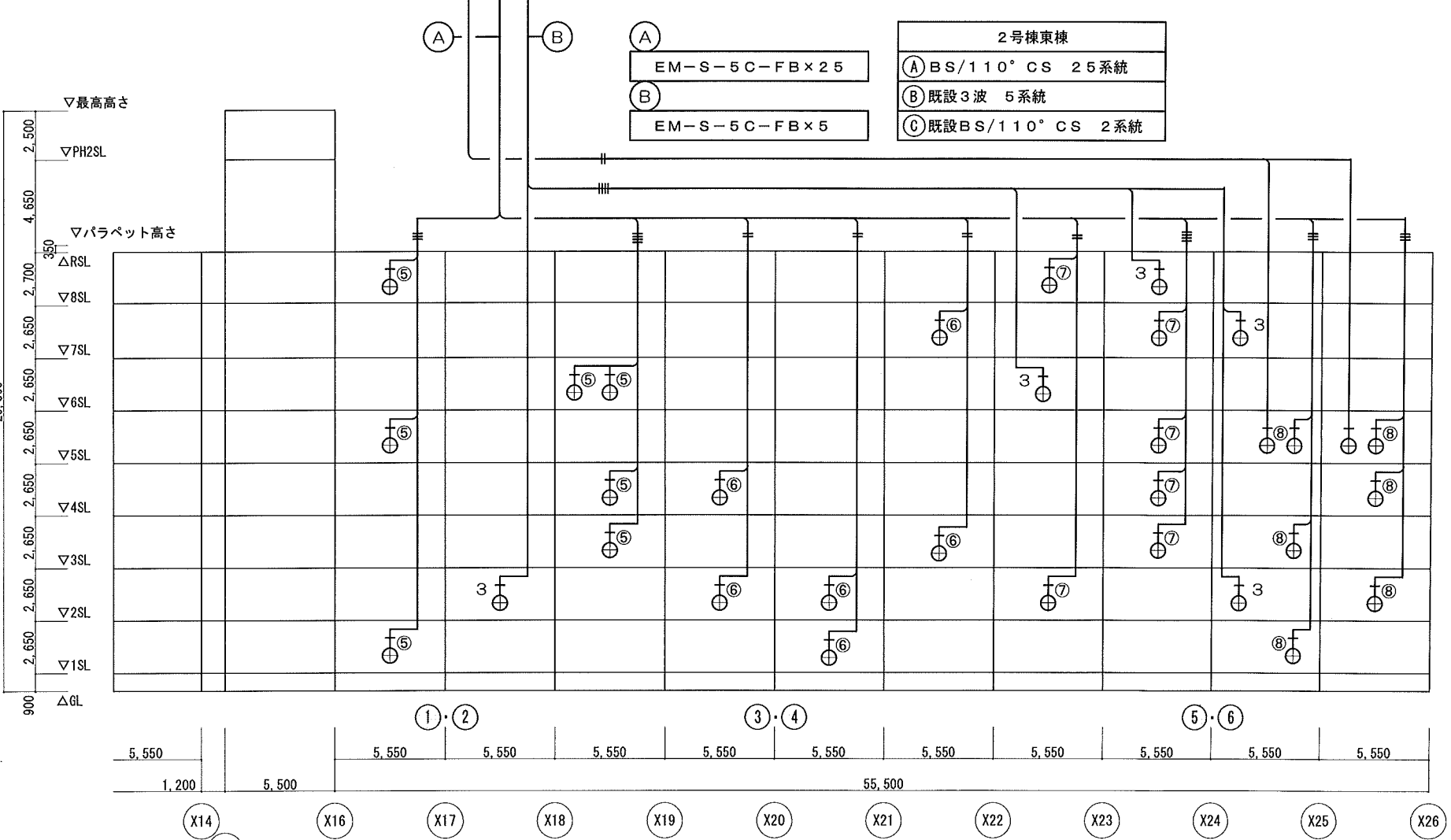
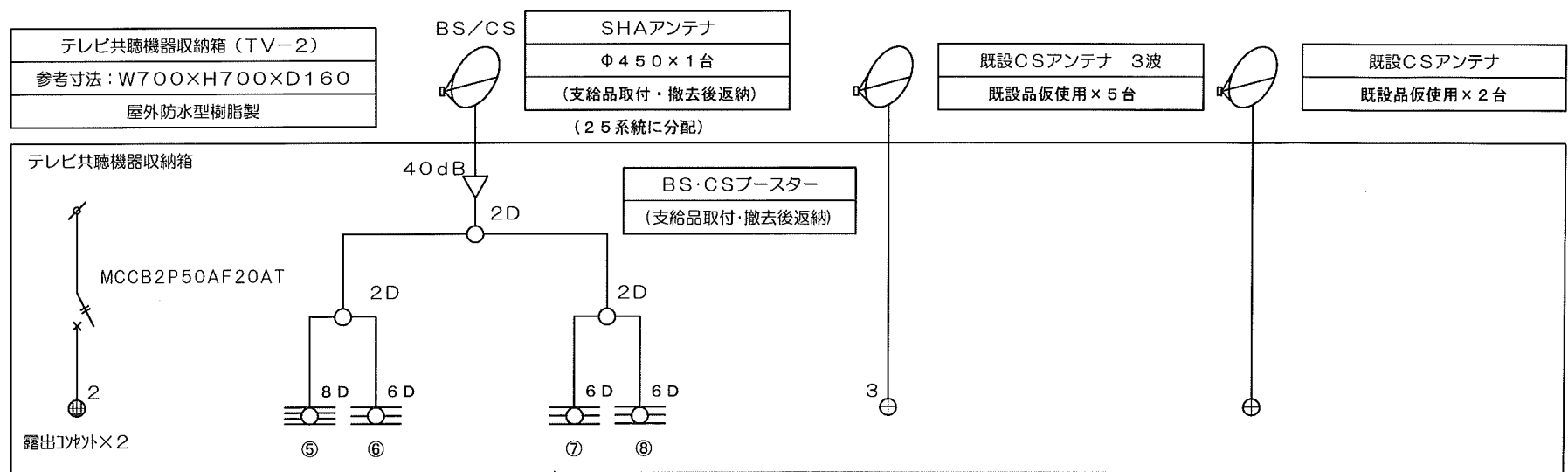
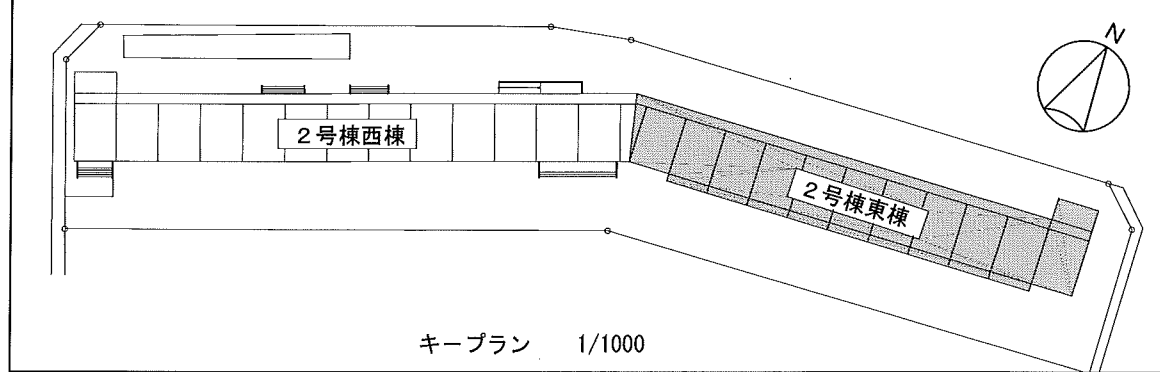
【 特記事項 】

1. 図中、特記なき配管配線は下記及び系統図参照のこと。

【 テレビ共同受信設備 】		
	EM-S-5C-FB ×1	(足場に仮止め)
	EM-S-5C-FB ×2	(足場に仮止め)
	EM-S-5C-FB ×3	(足場に仮止め)
	EM-S-5C-FB ×4	(足場に仮止め)

西棟南面テレビ共同受信設備系統図

変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 35 37 枚の内		NO. 枚の内
	東棟南面テレビ共同受信設備系統図-2 (東棟)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/300	維持工事課		



東棟南面テレビ共同受信設備系統図

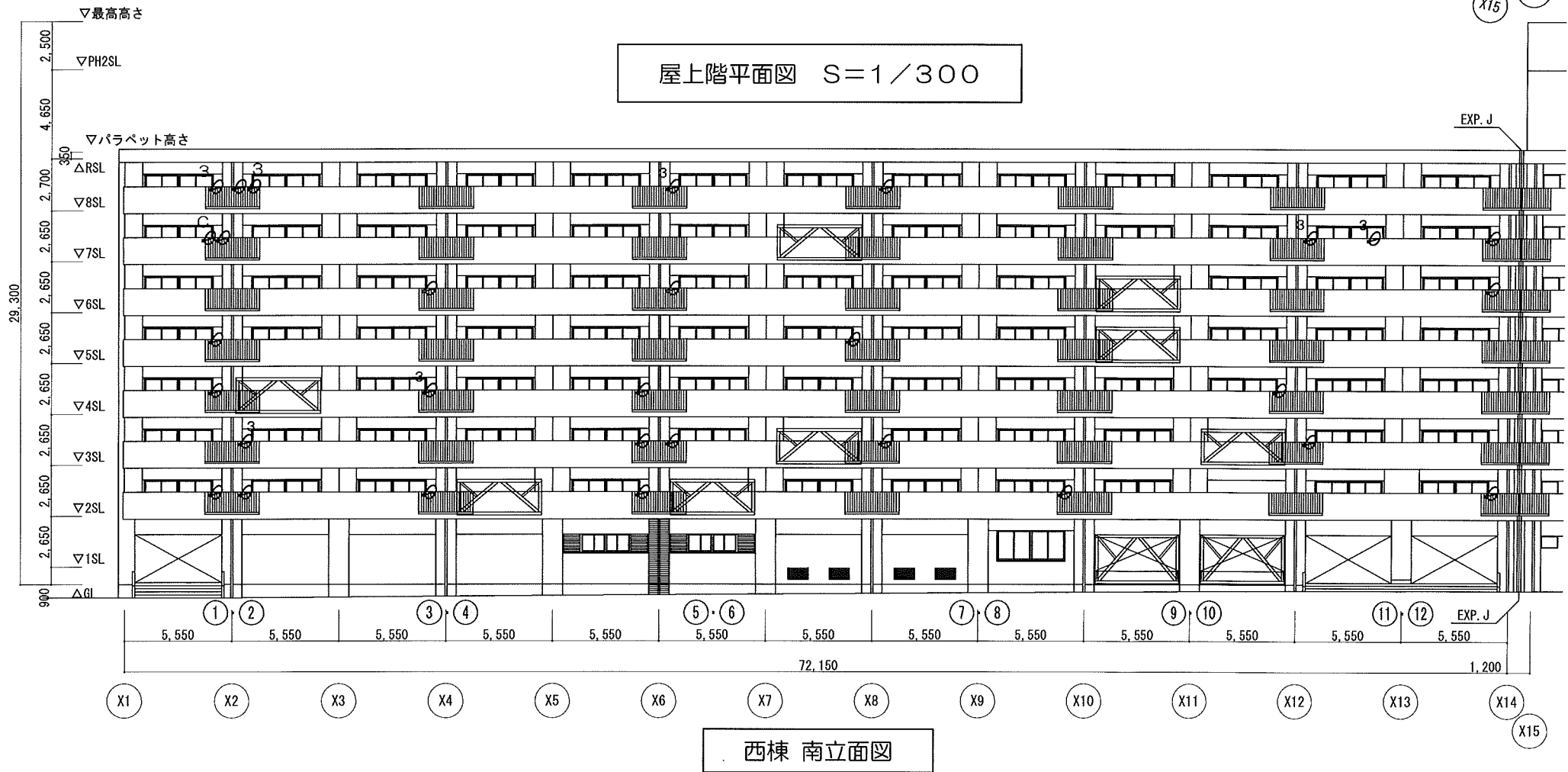
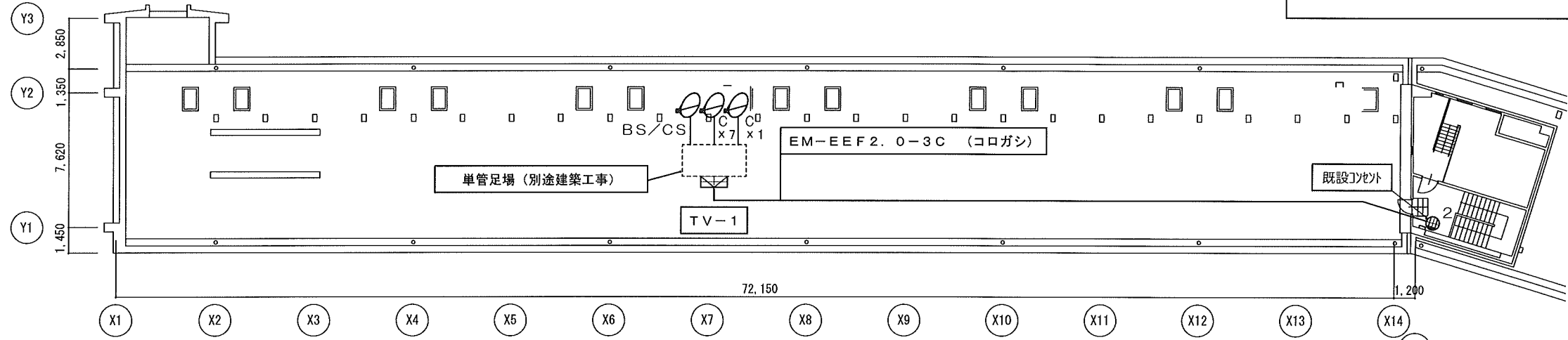
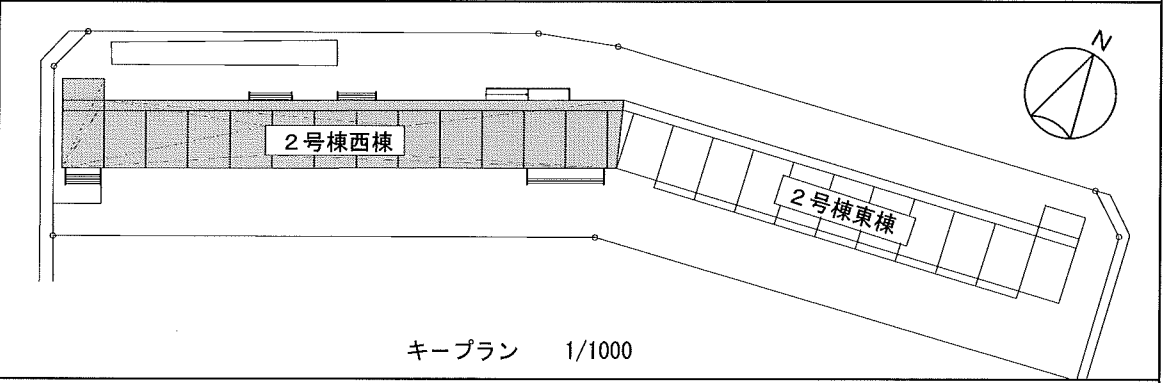
記号	摘要	場所	台数	備考
	テレビ共聴機器収納箱 (TV-2)	屋上仮設足場に設置 (2号棟西棟)	1	足場組立時に屋上に仮取付
	2分配器		3	テレビ共聴機器収納箱内に収納
	6分配器		3	テレビ共聴機器収納箱内に収納
	8分配器		1	テレビ共聴機器収納箱内に収納
	ダミー抵抗		1	テレビ共聴機器収納箱内に収納
	露出コンセント 2P15A x 2		1	テレビ共聴機器収納箱内に収納
	SHAアンテナ	屋上仮設足場に設置	1	φ450 共聴設備として使用 (貸出)
	BSアンテナ (既設)	各戸ベランダ	25	足場組立時に一時取り外し (取り外したアナは養生し保管)
	CSアンテナ (既設)	各戸ベランダ	7	足場組立時に一時取り外し (取り外したアナは屋上に移設)
	防水接栓	各戸ベランダ	32	既設配線と接続

【 特記事項 】

1. 図中、特記なき配管配線は下記及び系統図参照のこと。

【 テレビ共同受信設備 】		
	EM-S-5C-FB × 1	(足場に仮止め)
	EM-S-5C-FB × 2	(足場に仮止め)
	EM-S-5C-FB × 3	(足場に仮止め)
	EM-S-5C-FB × 4	(足場に仮止め)

変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図	
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 36 37 枚の内		NO. 枚の内
	テレビ共同受信設備 屋上階平面図・立面図-1 (西棟)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8年 3月 S=1/300	維持工事課		



変更 記事	京都市大受市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
	ただし、2号棟外壁改修その他工事	NO. 37 枚の内	
	テレビ共同受信設備 屋上階平面図・立面図-2 (東棟)	京都市住宅供給公社	
	令和 8年 3月 S=1/300	維持工事課	

